

2019 年次報告書

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

JBICのあゆみ

国際協力銀行（JBIC）は、1950年に「日本輸出銀行」として、重機械類の輸出を促進するために設立されました。

以来、日本を取り巻く国際政治経済状況や日本企業の海外ビジネス形態の変遷を踏まえ、

それぞれの時代の要請に応えるべく、機能の充実・変容を図ることで、その責務を果たしてきました。

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、

JBICは、これからも日本および国際経済社会の健全な発展に貢献し続けます。



ブラジル ウジマプロジェクト

● 1950 日本輸出銀行設立

- 1951 日本興業銀行本店ビル内にて業務開始
初の融資承諾
(アルゼンチン向け水力発電機の輸出)

● 1952 日本輸出入銀行に改称

輸入金融、債務保証業務の追加

- 1953 海外投資金融、海外事業金融の追加

- 1954 初の海外事務所開設(カラチ)

1960

- 1960 貸付残高1,000億円を超える

- 1963 輸開銀合同ビルへ移転
大阪事務所開設

- 1966 米州開発銀行向け融資契約調印
(初の国際機関向け融資)

- 1968 貸付残高1兆円を超える



日本興業銀行本店ビル

- 1971 インドネシア債務救済にかかる
特別勘定設置

- 1972 外貨貸付制度の創設、
同制度に基づく初の融資承諾
(マレーシアでの電子部品製造事業)
アンタイドローン(事業開発等金融)の追加

- 1977 大阪事務所、支店に改組
緊急輸入外貨貸付制度(第1次)実施

- 1979 竹橋合同ビルへ移転

1970



ブラジル アマゾンアルミプロジェクト

1980

- 1980 貸付残高5兆円を超える

- 1982 緊急輸入外貨貸付制度
(第2次)の創設

- 1983 初の外債発行

- 1986 西豪州LNG
プロジェクト向け
融資契約調印
(初のプロジェクト
ファイナンス案件)

- 1987 インドネシア向け
アンタイドローン調印
(日本政府の資金還流措置
(~1992年)に基づく
第1号案件)

- 1989 出資業務の追加

国際経済社会の動向

- 1952 日本、IMFおよび
世界銀行に加盟

- 1956 日本、国連に加盟

- 1964 東京オリンピック
日本、OECDに加盟

- 1967 ASEAN結成

- 1971 ニクソンショック

- 1973 第1次オイルショック

- 1979 第2次オイルショック

- 1982 中南米債務危機

- 1985 プラザ合意

- 1987 ブラックマンデー

- 1989 ベルリンの壁崩壊



パナマ運河拡張プロジェクト

1990

- 1992 ブリッジローンの追加
- 1993 ブルガリア向け
アンタイトローン調印
(日本政府の資金協力計画
(~1997年)に基づく第1号案件)
- 1998 日本政府の「新宮澤構想」等に
基づくアジア支援策の実施
貸付残高10兆円を超える
- 1999 環境配慮のための
ガイドライン制定
日本輸出入銀行と
海外経済協力基金の統合により
国際協力銀行設立



サハリンII石油・天然ガス開発
プロジェクト

2000

- 2001 特殊法人等整理合理化計画、
閣議決定
- 2003 環境社会配慮確認のための
国際協力銀行ガイドライン施行
(2009年、2015年に改訂)
- 2008 国際協力銀行と
国内3公庫の統合により
株式会社日本政策金融公庫設立
国際金融危機を受けた
危機対応業務の実施
(~2011年3月)



英国都市間高速鉄道プロジェクト



チリ エスペランサ銅鉱山開発
プロジェクト

- 2010 地球環境保全業務 (GREEN) の創設
J-MRVガイドライン制定
- 2011 部門制 (ミッション・分野別の営業体制) を導入
円高対応緊急ファシリティの創設 (~2013年3月)

2010

- 2012 株式会社日本政策金融公庫からの分離・独立により
株式会社国際協力銀行設立
第1期中期経営計画策定
- 2013 海外展開支援出資ファシリティの創設
海外展開支援融資ファシリティの創設 (~2018年6月)
- 2015 第2期中期経営計画策定
- 2016 エクイティファイナンス部門の新設
特別業務の開始
- 2017 株式会社経営共創基盤との共同で
株式会社JBIC IG Partners設立
- 2018 第3期中期経営計画策定
質高インフラ環境成長ファシリティ (QI-ESG) の創設



英国 Moray East 洋上風力発電
プロジェクト

- 1991 バブル崩壊
ソ連崩壊
- 1992 国連気候変動枠組条約
(UNFCCC) 採択
- 1993 EU発足
- 1994 メキシコ通貨危機 (テキーラ危機)
- 1997 アジア通貨危機
- 1999 ユーロ誕生

- 2001 アメリカ同時多発テロ
- 2005 京都議定書発効
- 2008 リーマンショック

- 2010 欧州債務危機
アラブの春
- 2011 東日本大震災
- 2015 COP21 (国連気候変動枠組条約第21回締約国会議) にて
「パリ協定」に合意
- 2016 英国・EU離脱の国民投票が可決
パリ協定発効

JBIC 2019

国際協力銀行 年次報告書

1 JBICの概要	1
1 プロフィール.....	2
2 総裁インタビュー.....	4
3 役員等一覧.....	8
4 中期経営計画(2018～2020年度).....	10
5 働き方改革基本計画.....	19
6 2018年度の事業概況.....	20
2 JBICを取り巻く環境と課題	27
1 資源ファイナンス部門.....	28
2 インフラ・環境ファイナンス部門.....	32
3 産業ファイナンス部門.....	36
4 エクイティファイナンス部門.....	40
3 2018年度の業務実績事例	45
1 地域別の業務実績概況.....	46
2 地域別の業務実績事例.....	48
3 中堅・中小企業支援関連の業務実績事例.....	56
4 環境関連の業務実績事例.....	60
5 調査活動、海外の政府機関・国際機関等との連携.....	63
4 業務のご紹介	65
1 JBICのスキーム.....	66
2 近年の特徴的な支援体制.....	77
3 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制.....	79
5 業務運営と管理体制	83
1 コーポレート・ガバナンス.....	84
2 リスク管理体制.....	88
3 人材の育成・活躍に向けた取り組み.....	91
4 広報活動・ディスクロージャー.....	93
資料編 1 業務統計	95
資料編 2 財務状況	111
資料編 3 コーポレート・データ	179

本報告書の計数について

- 1 件数および金額の単位未満は原則として切り捨てています(ただし、2007年度(平成19年度)以前の計数については四捨五入)。また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。
外貨建て融資に関する計数は、承諾額については、承諾時点での基準外国為替相場で円換算し、実行額、回収額、残高は帳簿価額によっています。
- 2 単位に満たない場合は「0」と、該当数字の無い場合は「-」と表示しています。
- 3 1998年度までは、日本輸出入銀行のデータを、1999年度は、上期における日本輸出入銀行のデータと下期における旧国際協力銀行国際金融等勘定の合計額を掲載しています。
2000年度から2007年度は、旧国際協力銀行国際金融等勘定のデータを、2008年度は、上期における旧国際協力銀行国際金融等勘定のデータと下期における株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務勘定の合計額を掲載しています。
2009年度から2011年度は株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務勘定のデータを掲載しています。2012年度以降は、株式会社国際協力銀行のデータを掲載しています。
- 4 2016年10月1日より、一般業務勘定と特別業務勘定が設置されています。一般業務勘定に係るデータについては、一般業務勘定設置の日の前日までは、この勘定に対応する株式会社国際協力銀行に係るものです。2016年10月1日以降は、財務データについては、一般業務勘定と特別業務勘定に区分してデータを掲載しています。2016年度における会計年度は、一般業務勘定については2016年4月1日から2017年3月31日までとし、特別業務勘定については2016年10月1日から2017年3月31日までとしています。
業務統計データについては、一般業務勘定および特別業務勘定をまとめて掲載しています。

1 JBICの概要

1 プロフィール	2
2 総裁インタビュー	4
3 役員等一覧	8
4 中期経営計画(2018～2020年度)	10
5 働き方改革基本計画	19
6 2018年度の事業概況	20

JBICの目的

株式会社国際協力銀行(JBIC)は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

- 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進
- 日本の産業の国際競争力の維持および向上
- 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処

コーポレートスローガン

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

企業理念

JBICの目的は、設立根拠法に示されるとおり、多様な金融機能を担いつつ、「我が国および国際経済社会の健全な発展に寄与すること」にほかなりません。それを成し遂げるため、私たちは、以下に示した企業理念を定めています。ここには、私たちが、その目的の実現に向けて追求すべき「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の三つのコアバリューが込められています。

国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を^{ひら}展きます。

現場主義:海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造します。

顧客本位:お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげることで、独自のソリューションを提供します。

未来志向:安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮して、日本と世界の持続的な発展に貢献します。

業務運営の原則

政策金融機関として、以下を旨としつつ、国内外の経済・金融情勢等に即応して迅速・的確に、政策上必要な業務を実施します。

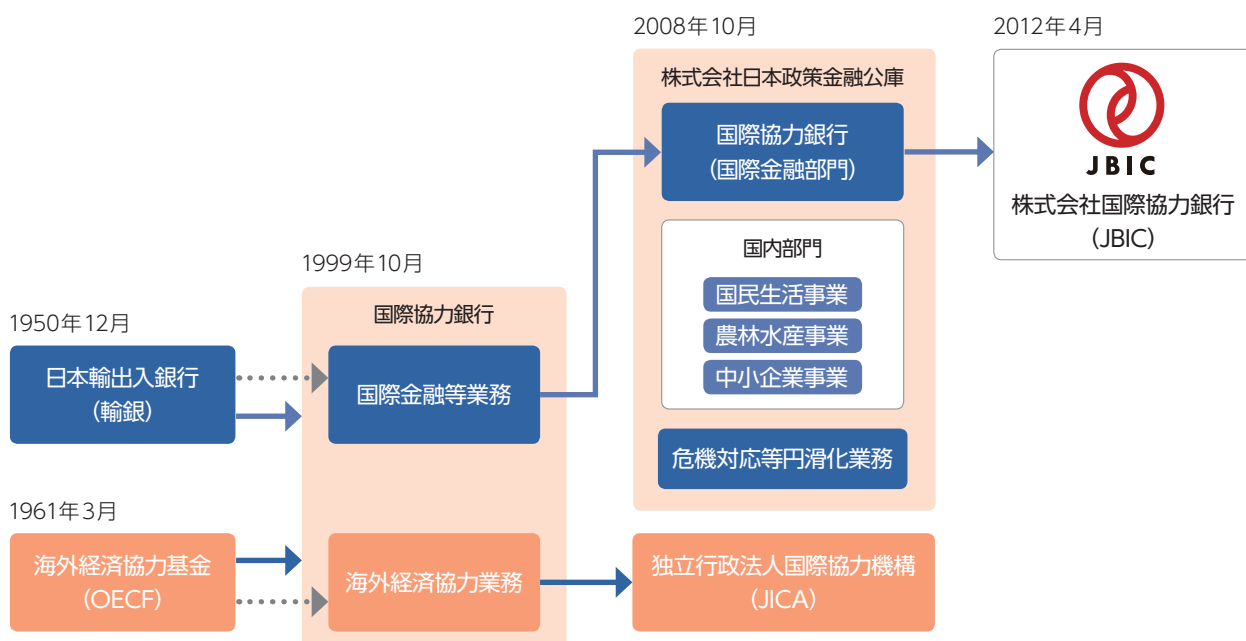
1. 民業補完……………政策金融に求められる役割を適切に果たすべく、国際金融分野における民間金融機関の状況をふまえ、その補完に徹します。
2. 収支相償・償還確実性……………法律の求めに従って、収支の健全性の確保に努め、その金融判断にあたっては、融資等の回収の見込みについて十分な審査を行うよう努めます。
3. 国際的信用の維持・向上……………業務の的確な実施および海外での効率的な資金調達のため、これまで築いてきた国際的な信用の維持・向上に努めます。
4. 業務の専門的・主体的な遂行……………国際金融に関する専門性と主体性を発揮し、一貫した体制のもとで、円滑な業務の実施に努めます。

行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組めます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を怖れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

沿革

2011年5月2日公布・施行の株式会社国際協力銀行法に基づき、2012年4月1日に株式会社国際協力銀行として発足しました。



組織概要

名称	株式会社国際協力銀行（英文名: Japan Bank for International Cooperation; JBIC）
本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目4番1号
資本金*	1兆7,853億円（日本政府が全株式保有）
出融資残高*	14兆173億円
保証残高*	2兆4,933億円

* いずれも2019年3月31日現在

株式会社国際協力銀行（JBIC）に対する皆さまの日頃のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

世界経済は、米国金融市場の変動に伴う影響、貿易摩擦問題の顕在化、中東地域をはじめとする地政学的な不確実性の高まりなどにより、新興国などを中心に経済の下振れリスクが懸念されています。

こうした中、日本を取り巻く環境も、大きく変化しつつあります。資源分野においては、従来からの課題である自主開発比率向上によるエネルギー資源の安定確保に加え、増加するエネルギー需要に対応するべく、アジア規模でのエネルギーセキュリティを確保することも重要になっています。さらに、低炭素化の世界的潮流の中、日本の高度な環境技術の活用や高効率で地球環境の保全・改善につながるプロジェクトに期待が寄せられています。

また、日本の産業界では、IoT、AIなどに代表される第四次産業革命が急速に進展しており、既存産業の枠組みを超えたイノベーションによる新規事業の創出が急務となっています。少子高齢化に伴う国内需要の減少などを踏まえ、収益機会を求めて海外展開を強化する動きが顕著になっています。日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして国際競争を勝ち抜くために、経済性・安全性に優れた質の高いインフラ投資の推進や、設計から運営・管理までを含むインフラシステムの受注などを推進することが重要になっています。

国際情勢や社会的課題が大きく変動する中、JBICは、産業界の新たな取り組みや変化に呼応した支援を実現していくため、2018年6月に「第3期中期経営計画（2018～2020年度）」を策定しました。ステークホルダーとの関係

や海外におけるネットワーク・情報収集力を礎に、第3期中期経営計画における重点課題や具体的な取組目標を推し進めることにより、新たな付加価値の創出を目指していきます。JBICが「海図なき世界情勢における羅針盤」となって、資源の確保や質の高いインフラ海外投資、次代を担う新産業の海外展開を通じて、新時代を切り開いていく役割を果たしたいと考えています。

そうした責務を担うべく、JBICは、日本の政策金融機関として、産業界・金融界の期待により一層応えていく所存です。

株式会社国際協力銀行
代表取締役総裁

前田 匡史



—— 総裁就任 1 年を総括していただきます。

時代の変化に対応していくために、JBICのコーポレートカルチャーをよりプロアクティブ(先見的・積極的)なものに変えていく必要があると考えています。今後、日本企業の支援においては、出資を含めJBICが積極的にリスクを取っていかなくてはならない。そのイメージを、先頭に立つという意味の「スピアヘッド(spearhead)」に託し、さまざまな機会で「JBICがスピアヘッドの役割を果たします」と言ってきました。

昨年6月の「第3期中期経営計画」の策定においても、JBICがそうした役割を果たしていくことを第一に考え、組織としての目標を設定しました。我が国産業界が直面する課題に、JBICがいかにして対応していくかという視点から、重点取組課題において優先度の高い4テーマ「成長分野・新領域」「インフラ海外展開」「環境保全」「M&A」を最初に掲げ、5番目に従来からの取り組みを集約した「政策金融の着実な遂行と業務の見直し」を置きました。このように、取り組むべき目標の優先度を明確化したうえで、JBICがスピアヘッドとなり、主体的・能動的に案件を実現するべく取り組みました。

—— 第3期中期経営計画の初年度となる2018年度の実績についてお聞きます。

2018年度のJBICの出融資・保証承諾額は1兆7,171億円、承諾件数は117件となりました。世界経済の低迷により、承諾件数は前年度を下回りましたが、大型の海外M&A支援が伸長したことなどにより、出融資・保証承諾額は前年度比43%増となりました。

中期経営計画の重点取組課題別にみると、「成長分野・新領域」では、2019年1月にバルト地域のファンドマネージャーと共同で「北欧・バルトファンド」を設立した点が特徴的です。JBICと日本企業の出資の下、現地の先進的なベンチャー企業に出資するもので、投資家である日本企業と同地域の先端企業との事業連携、日本企業の投資機会の促進につながることを期待しています。すでに、数件の投資を行うと共に現地に人材を配置しビジネスマッチングを始めています。

これまでのJBICの出資業務は、リスクを限定的に取るリミテッドパートナーでの参加が主でしたが、これからは、自らファンドを運営し投資決定するジェネラルパートナーとしての役割を期待されていると考えています。2017年に、アセットマネジメント会社として(株)経営共創基盤と共同で(株)JBIC IG Partnersを設立し、日本の成長戦略である海外の成長市場の取り込みにおいて



重要性が増しているリスクマネーの供給強化に向けて態勢を整えてきました。JBICは、資金面だけでなく、有望な若手職員をJBIC IG Partnersに派遣しており、キャピタリストとしての経験・ノウハウの蓄積を図っています。これにより、JBICが十分に関与してこられていなかったベンチャー企業への投資が可能になりました。

「インフラ海外展開」では、プロジェクトの初期段階から関与し、インドネシアやアラブ首長国連邦シャルジャ首長国で天然ガス焚火力発電事業を支援しました。また、第3期中期経営計画において、アフリカ、メコン、南アジア地域を「経済フロンティア」と称し、官民協力による質の高いインフラの支援も目指しています。2019年1月にアフリカのアンゴラ港湾開発事業において、日本企業から機器・設備を輸入する資金となるクレジットライン(融資枠)をアンゴラ政府向けに設定しました。JBICにとって初のアンゴラ港湾セクター向け融資でしたが、国際通貨基金(IMF)に対し、本融資について情報共有を行うことで、IMFのアンゴラ支援方針と合致した債務持続性に配慮した融資を実現できました。今後も、アフリカ開発と日本のプレゼンス向上につながる日本企業のビジネスを積極的に支援していきます。

「環境保全」では、JBICは2018年7月に「質高インフラ環境成長ファシリティ(JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth: QI-ESG)」を創設しました。この「QI-ESG」の下、日本企業が出資する英国沖の世界最大級の洋上風力発電事業に対し、プロジェクトファイナンスによる融資を行いました。本プロジェクトでは、日本企業とデンマーク企業の合併企業が製品化した最新型タービンが採用されており、日系企業のビジネス支援にもつながりました。このほか、スウェーデンの廃棄物処理事業

に対する支援など、2018年度のQI-ESGは10件、約3,260億円となりました。

「M&A」では、日本企業が業界での世界シェア獲得のための手段としてM&Aの戦略的活用が常識となっています。2018年12月には、日本の製薬企業に対しアイルランドの有力製薬企業の買収資金の一部を融資しました。新薬の開発に莫大な投資と時間がかかる製薬ビジネスは企業規模自体が競争力につながります。今回の買収によって日本企業は世界有数の売上規模となり、成長が期待される多くの領域の強化に加え米国市場の獲得にもつながりました。このほか、ドイツのレアメタル製品開発企業、マレーシアのヘルスケア関連企業など、2018年度の海外M&A支援は10件、約6,050億円となりました。

従来業務においても着実な実行を進めています。

資源分野ではアブダビ首長国の海上油田における日本企業の権益取得・更新に対する融資などを支援し、自主開発比率の増加と産油国との戦略的関係の強化に貢献しています。鉱物資源では、チリやペルーの銅鉱山開発を支援しました。日本政府は、銅を含むベースメタルの自給率を2030年に80%以上とする目標を掲げており、こうした日本政府の政策にも沿うものとなりました。2018年度の資源分野における取り組みは、8件、約2,510億円となりました。

中堅・中小企業向け融資でも、地域金融機関などとの連携の下で66件、約100億円の承諾を行っています。近年は、独自の高い技術を持った中堅・中小企業の海外事業展開向け支援も増えています。2018年度はタイにおける国際貨物運送事業など、ユニークな企業にも注目して幅広く支援してきました。

—— 組織改革で注力したのはどのようなことでしょうか。

JBICが、日本企業の海外ビジネスを切り開くスピアヘッドの役割を果たすには、これまでとは異なるリスクに対応していけるような組織体制、運営に変えていかねばなりません。

その一環として、2018年8月に調査部を新設しました。調査部では、ファイナンス面をはじめ業務遂行における判断を的確・迅速に行うため、世界の専門組織・専門家などの協力を得て、高度な地経学的な情報分析などを行っています。

また、経営と執行の迅速化と円滑な意思疎通を図るべく、経営企画部と業務企画室を統合し、会議体の統

廃合や決裁権限の最適化、事務の効率化も進めています。業務が高度化、複雑化する中、RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたITの導入などにより、事務の無駄を省き、その時間を有効活用することで効率的に働ける環境を作ります。今後も改革を継続し、スピアヘッドを担うにふさわしい筋肉質な組織にしていきたいと考えています。

—— 2019年度についてはいかがでしょう。

1年目の成果を踏まえ、さらに一歩前に行く取り組みに果敢にチャレンジしています。

最近、プロジェクトが高度化、複雑化していることを踏まえ、JBICは新たな案件形成への布石として、世界各国の政府機関や国際機関などとの連携強化を図っています。例えば、欧州投資銀行 (EIB) との業務協力協定があげられます。EIBは、欧州連合 (EU) の公的金融機関で、欧州域内外における経済の統合とバランスのとれた発展に寄与するプロジェクトなどに対して長期ファイナンスや技術協力を行っています。欧州では再生可能エネルギープロジェクトが急増していますが、JBICはEIBと連携することで、低炭素化などのグリーンインベストメントへの支援を強化していきます。

米国とは、2017年に海外民間投資公社 (Overseas Private Investment Corporation : OPIC) と業務協力協定を結び、アジア、インド太平洋、中東、アフリカでのインフラ、エネルギー、資源などのセクターでプロジェクト形成を推進してきました。2018年には、JBICはOPIC、オーストラリア外務貿易省、同国輸出金融保険公社との間で業務協力協定を結びました。自由で、開かれ、包摂的で、繁栄するインド太平洋地域の維持・推進や、インド太平洋地域のインフラ開発と、連結性の向上に連携して取り組むことを確認しています。具体的には南太平洋の島嶼国やインドネシアにおけるインフラ、エネルギー、資源のセクターでの案件形成支援を開始しています。このほか、イタリアの政府機関とも業務協力協定を結びました。

中国国家開発銀行 (中国開銀) との間でも、中国および第三国におけるプロジェクトの推進を図るため、業務協力協定を締結しました。JBICと中国開銀が協力しつつ、日中両国企業が参加・関与する第三国におけるプロジェクトに対して、開放性、透明性、経済性、債務の持続可能性、法令順守といったグローバルスタンダードに則った金融支援を行うことは日中両国のみならず、プロジェクトのホスト国にとっても有益であると考えてい

ます。すでに個別のプロジェクトについての協業を始めており、2019年にプロジェクトの具体化を目指しています。

一方、さらなるリスクテイク機能についても強化していきます。技術リスクや事業化リスクなど、技術はあっても商業ベースに乗るまでに時間がかかるようなプロジェクトなどを支援するのも、JBICに求められる役割と認識しています。例えば、全固体電池、自動運転用の高性能センサー、二酸化炭素回収・貯留(CCS)、環境負荷の少ない石炭ガス化技術などに対して、JBICが積極的にリスクを取ることで事業化を促進していきたいと思っています。

インフラ支援では、JBICがプロジェクトの初期段階から積極的にコミットしてリスクを取っていくことで、日本企業の質の高いインフラ展開を一層拡大・促進していきたいと考えています。

——「働き方改革」をはじめとする職員の活躍に向けた取り組みについてお聞きます。

昨年の総裁就任にあたって「働き方改革基本計画」を定め、私は「チームJBIC」として「One for All, All for One」の精神をスローガンに掲げました。そのうえで、多様な価値観を持つ全ての職員が、それぞれの価値観に合った働き方を選択可能になり、それぞれの能力を最大限活かせるような組織づくりを目指しています。

このような取り組みの中で、職員の生の声にも耳を傾けながら、時差出勤や時短勤務制度のさらなる充実やテレワークの活用などの施策を進めています。職員からは、育児・介護との両立のみならず、ワークライフバランスを含めた自らの価値観に合った働き方を実現するための制度が充実してきたという声もあがっています。これからも制度、マネジメント面の充実を一層図り、職員それぞれの置かれた状況や価値観に即した多様な働き方を実現し、職員が安心して働ける環境整備に努めていきたいと思っています。

国際的な場で活躍できるような人材の育成については、1980年代、JBICの前身である日本輸出入銀行のワシントン事務所駐在員時代の私自身の経験がベースにあります。当時、世界銀行やIMFとの交渉などの実務は日本輸出入銀行が中心的な役割を果たしていたものの、単なるスタッフとしての交渉にとどまらない自分なりの仕事をしようと思い、米国政府の幹部に接触して関係構築に励み、交渉力などを培ってきました。この経験に照らして、若手職員にも自分の能力を存分に発揮できるチャレンジを推奨しています。例えば、私の海外出張

には若手を同行させ、トップがどのように交渉するか実際に感じてもらう場をつくっています。また、新入社員を海外の駐在員事務所に約3カ月派遣することも制度化しました。こうした施策を通じて、JBICのコアバリューである「現場主義」「顧客本位」「未来志向」を実践し、企業理念「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」を担う多彩な人材を育てていきたいと考えています。

——ステークホルダーへのメッセージをお願いします。

国際政治経済状況は大きく変化していますが、日本はきわめて良好な立ち位置にあると考えています。世界的にインフラ投資が飛躍的に増加し、資源調達ニーズもさらに高まると予測されています。各国では民間資金を導入した官民連携が活発に推進され、そうしたプロジェクトにおいて日本企業が幅広く活躍できるフィールドが拡大しています。

JBICは、引き続き日本企業の海外事業戦略への支援を深化させるとともに、協調融資のパートナーである日本の民間金融機関にとってもJBICが積極的にリスクを取ることで融資がしやすい環境づくりを進めます。とりわけ世界的な産業構造の大転換を踏まえて、次世代の発展につながる分野に積極的に融資・投資を行っていきます。

その実現に向けて、各国の政府や政府機関との政策対話の機会を増やし新たな連携を広げていきたいと考えています。

JBICが「海図なき世界情勢における羅針盤」となり、プロジェクトのスピアヘッドとなって、資源・エネルギーの安定確保や質の高いインフラ海外投資の拡大、次代を担う新産業の海外展開などの支援を通じて、日本の経済成長と日本のプレゼンス向上に貢献していきたいと思っています。

役員等一覧 (2019年10月1日現在)



(後列)	取締役 小泉 慎一	常務取締役 黒石 邦典	常務取締役 大矢 俊雄	常務取締役 武貞 達彦	取締役 川村 嘉則
------	--------------	----------------	----------------	----------------	--------------

(前列)	代表取締役副総裁 林 信光	代表取締役総裁 前田 匡史	代表取締役専務取締役 天川 和彦
------	------------------	------------------	---------------------



監査役
土屋 光章

常勤監査役
太田 康雄

監査役
玉井 裕子

■ 取締役

代表取締役総裁	前田 匡史
代表取締役副総裁	林 信光
代表取締役専務取締役	天川 和彦
常務取締役	大矢 俊雄
常務取締役	黒石 邦典
常務取締役	武貞 達彦
取締役(社外取締役)	小泉 慎一
取締役(社外取締役)	川村 嘉則

■ 監査役

常勤監査役	太田 康雄
監査役(社外監査役)	土屋 光章
監査役(社外監査役)	玉井 裕子

■ 常務執行役員

常務執行役員(企画部門長)	橋山 重人
常務執行役員(審査・リスク管理部門長)	舟田 豊
常務執行役員(財務・システム部門長)	田中 一彦
常務執行役員(資源ファイナンス部門長)	西谷 毅
常務執行役員(インフラ・環境ファイナンス部門長)	谷本 正行
常務執行役員(産業ファイナンス部門長)	磯部 貢一
常務執行役員(エクイティファイナンス部門長)	藤野 真司

JBICは、2012年4月の発足以降、案件形成段階からの関与や多様な金融機能の活用を通じたリスクマネーの供給等により、海外の資源・インフラプロジェクト、中堅・中小企業による海外事業、日本企業の海外M&A等を積極的に支援してきました。この点、第2期中期経営計画(2015～2017年度)では、『JBICならではの金融仲介機能の発揮により、我が国企業の国際事業展開および資源獲得への支援を深化し、我が国の持続的な成長につながる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献する』ことを基本目標に掲げています。

少子高齢化や労働人口減少といった構造的な課題に加え、第四次産業革命の勃興、地政学的リスクの高まり、地球環境問題に対する取り組み等、日本を取り巻く環境は従来にも増して目まぐるしく変化しており、その不確実性は高まっております。こうした中、産業界においては、既存産業の垣根を越えた生産性向上のための取り組み、先端技術・イノベーションの追求等が喫緊の課題となってい

るほか、増大する事業リスクへの対処を適切に図りつつも、海外市場の成長を積極的に取り込んでいくための動きも継続・深化しています。

第3期中期経営計画(2018～2020年度)では、不確実性が増す国内外の情勢を的確に捉え、産業界の新たな取り組みや変化に呼応した支援を実現するため、8つの重点取組課題を定め、21の具体的な取組目標を設定しました。また、評価枠組については、第2期中期経営計画に関する株式会社国際協力銀行経営諮問・評価委員会の評価も踏まえ、客観性・透明性を高めるとともに、政策効果の発揮といった視点も加味した評価指標の工夫も行いました。

これまでの業務を通じて積み重ねたステークホルダーとの関係、海外におけるネットワーク・情報収集力を礎に、第3期中期経営計画における施策を推し進めることにより、JBICの新たな付加価値を創出し、日本および国際経済社会の健全な発展に貢献していきます。

中長期ビジョン(ありたい姿)の設定

第3期中期経営計画では、JBICを取り巻く環境やそれらに対する認識を踏まえ、JBICの企業理念(「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展ぎます。」)と向

こう3年間の具体的目標である中期経営計画とをつなぐ概念として、10年程度先にありたい姿を「中長期ビジョン」として定めています。

中長期ビジョン
海図なき世界情勢の中で、
日本企業の海外ビジネスを切り開く「羅針盤」でありたい。

現状認識

不確実性の増大:国際関係の複雑化、反グローバル化・保護主義の台頭→リスクの増大→課題の多様化

環境推移

1. 人口増と世界的経済成長に伴う
 - ①エネルギー・水・食料・医療の需要増加→供給増大・サプライチェーン構築・改善
 - ②世界的なインフラ需要増加→資金ギャップを埋めるための資金動員
 - ③地球規模課題としての温室効果ガス削減の必要性→国際公約達成に向けた継続的努力
2. 日本固有の課題としての、少子高齢化、労働人口減少→国内産業の生産性向上、海外の成長の取り込み
3. いわゆる第四次産業革命の勃興→既存産業の垣根を越えた取組、先端技術・イノベーションの追求

基本方針および重点取組課題・取組目標

3つの基本方針(課題の取組方法)の下、取り組むべき分野として8つの重点取組課題(業務5、組織3)および各重点取組課題に係る21の取組目標を定めています。

基本方針(課題の取組方法)

1. 強み・特性に裏打ちされたリスク・テイク機能の拡充・強化
2. 社会情勢・顧客ニーズの変化に応じた自己変革・柔軟性の追求、民業補完の徹底
3. 組織力の結集

重点取組課題		取組目標
業務 1	成長分野・新領域	(1)イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進 (2)経済フロンティアにおける我が国企業のビジネス展開支援 (3)新たな市場環境に対応する資源プロジェクトの推進
業務 2	インフラ海外展開	(1)政策的重要性の高いインフラ案件の支援 (2)地経学的重要性の高い国におけるインフラ開発推進のための制度構築への貢献
業務 3	環境保全	(1)世界の低炭素化への貢献 (2)地球環境保全のさらなる推進
業務 4	M&A	(1)政策的重要性等を踏まえた海外M&A支援 (2)民間金融機関との連携による海外M&A支援
業務 5	政策金融の着実な遂行と業務の見直し	(1)政策金融の着実な遂行 (2)外部環境の変化に即した業務の見直し (3)中堅・中小企業の海外展開支援
組織 1	業務機能の高度化	(1)地経学的重要性の高い案件組成の推進 (2)ビジネス環境の変化に即応する業務機能の改善 (3)民間金融機関のビジネスモデルを踏まえた民間資金動員のさらなる推進
組織 2	経営態勢の高度化	(1)迅速・果断な組織運営に資するマネジメント態勢の確保 (2)経営判断を支える財務・リスク管理態勢の一層の充実
組織 3	組織基盤の強靱化	(1)働き方改革の推進 (2)事務効率化 (3)業務遂行の安定性・安全性確保 (4)人的資本の強化

評価指標(業務)

各取組目標の下に評価指標を設け、各指標の内容に応じ、3年間の通期目標を設定(一部非公表)しています。

1 成長分野・新領域

(1) イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進

① イノベーションの取り込みおよび新規事業の創出・海外展開の推進

第4次産業革命を通じ、産業社会が人と機械・データ等がつながるConnected Industriesへと変化していく中、我が国企業の海外からのイノベーションの取り込み、イノベーションを活用した新規事業の創出・海外展開等の我が国企業によるボーダレスな取り組みを支援。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
イノベーション技術の創出、取り込みおよび活用に係る案件の承諾件数	13	5
イノベーション技術の創出、取り込みおよび活用に係る案件の形成に係る取組件数	28	4

② キープレーヤーとの関係構築

イノベーションの進展を踏まえ我が国企業との関係を再構築しつつ、イノベーションの創出・事業展開を担うスタートアップ企業・大学発ベンチャー等の新たなプレーヤー、我が国企業のパートナーとなり得る海外有力企業・ファンド等との関係構築を推進。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
イノベーション創出・取り込み・活用に係るキープレーヤーとの守秘義務契約締結数	15	2
JBICが出資するファンドの投資先と我が国企業のビジネスマッチングに係る相談件数	100	36

(2) 経済フロンティアにおける我が国企業のビジネス展開支援

① 案件発掘・形成の促進を通じた我が国企業のビジネス機会創出

我が国とのさらなる関係強化が期待されるアフリカ・メコン・南アジア地域において、積極的なリスクテイク、国際機関等や各国政府系金融機関との連携等を通じて、我が国企業の事業戦略に即したビジネス活動を支援。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
経済フロンティアにおける案件承諾件数	100	21

② TICAD VIIプログラムを見据えたアフリカ向け取り組みの強化

我が国企業のアフリカにおけるビジネス開拓に貢献するべく、アフリカ向け取組方針を策定し、案件形成を主体的に推進。

2018年度実績

- 部門横断的な検討チームの組成による情報共有や本邦企業および相手国ニーズの把握等を通じ、アフリカ向け取り組みを強化。
- 2019年1月にアンゴラ政府との間で、輸出クレジットライン設定のための一般協定を締結。ナミベ港輸入コンテナターミナル拡張プロジェクトおよびサコマル港鉄鋼資源輸出ターミナル改修プロジェクト向け日本企業の機器・設備輸出を支援。

(3) 新たな市場環境に対応する資源プロジェクトの推進

① 市場の変化に則したファイナンスの組成

需給構造の転換期にあるLNG市場における、価格体系の多様化・契約形態の多様化等の動きに対応したファイナンスを実施。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
非伝統的なLNG販売契約に基づくLNG案件の承諾件数	5	0
非伝統的なLNG販売契約に基づくLNG案件の形成に係る取組件数	10	5

② エネルギーバリューチェーンの構築に資するプロジェクトの支援

エネルギー安全保障に貢献するべく、Gas-to-Power、LNG受入基地建設等関連インフラ整備等を支援。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
エネルギーバリューチェーン構築に貢献する案件の承諾件数	5	2
エネルギーバリューチェーン構築に貢献する案件の形成に係る取組件数	15	6

③ 新たな資源・エネルギー源の確保

イノベーションを支える新たな戦略資源物資の確保、および低炭素社会を見据えた新たなエネルギー源の確保・サプライチェーン構築に向けた取り組みを支援。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
イノベーションを支える新たな戦略資源物資の確保、および低炭素社会を見据えた新たなエネルギー源の確保・サプライチェーン構築に資する案件の承諾件数	5	2
イノベーションを支える新たな戦略資源物資の確保、および低炭素社会を見据えた新たなエネルギー源の確保・サプライチェーン構築に資する案件の形成に係る取組件数	10	2

経営諮問・評価委員会の評価

「成長分野・新領域」では、北欧・バルト地域のIT先端企業を投資対象としたファンド設立や当該ファンドの投資候補となるスタートアップ企業と日本企業とのビジネスマッチングを行う取り組みに加え、イノベーションを支える戦略資源確保案件に対する出資等、イノベーションといった切り口で戦略的取組を推進。経済フロンティアにおける承諾件数は目標に届かなかったが、中堅・中小企業向け支援のほか、アフリカ向けではアンゴラ港湾セクター関連機器の輸出案件を支援。また、アジアにおけるLNG利用拡大を通じた新たなエネルギー・バリューチェーンを構築するといった取り組みとしてインドネシアにおけるGas-to-Power案件を支援した。引き続き日本企業の海外ビジネス獲得において重要性を増している「イノベーション」、「経済フロンティア」といった分野での取り組みを期待する。

2 インフラ海外展開

(1) 政策的重要性の高いインフラ案件の支援

高速鉄道、港湾等の社会インフラ案件等、政策的重要性の高いインフラ案件における我が国企業の海外展開を支援する観点から、我が国政府・政府機関とも連携しつつ、積極的に案件形成を牽引。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
政策的重要性の高いインフラ案件の承諾件数	8	3
政策的重要性の高いインフラ案件の形成に係る取組件数	15	12

(2) 地経学的重要性の高い国におけるインフラ開発推進のための制度構築への貢献

地経学的重要性が高く、将来のインフラ輸出のポテンシャルが高い国において、ホスト国政府等との政策対話やワークショップの開催等を通じて、民間企業によるインフラ開発推進の鍵となる官民パートナーシップ (PPP) の知見を共有すること等により、PPP制度構築を支援。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
国際標準クラス PPP 制度の創設・運用改善および同制度を構成する仕組みの創設・改善に係る提言数	5	0

経営諮問・評価委員会の評価

「インフラ海外展開」では、グローバル・スタンダードを満たす社会インフラ案件の形成に向け、相手国政府等に対する働きかけを実施。国際標準クラス PPP 制度の創設・運用改善等に係る提言を行うには至らなかったが、政策的な重要性の高いインフラ案件の形成に係る取り組みでは件数目標を上回った。米国テキサス州高速鉄道プロジェクト開発案件に対する出資やスウェーデン廃棄物処理事業向け支援を実施したものの、承諾件数は目標未達であった。インフラビジネス機会を開拓していく役割を果たすべく、相手国政府等への働きかけを通じ、日本企業の海外インフラ展開実現を後押しする一層の取り組みを期待する。

3 環境保全

(1) 世界の低炭素化への貢献

ホスト国政府の政策やニーズも踏まえつつ、電力セクターにおける化石燃料案件の低炭素化を推進するとともに、再生可能エネルギー等の低炭素インフラ案件形成に向けた我が国企業の取り組みを積極的に支援。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
低炭素インフラ案件承諾件数	30	7

(2) 地球環境保全のさらなる推進

きれいな空気・水、廃棄物処理等への社会的要請に対し、脱硫・脱硝装置、水処理装置、廃棄物発電等我が国企業が有する優れた環境技術やノウハウの動員を図り、持続可能な経済成長の実現に貢献。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
我が国企業の有する環境技術・ノウハウの動員を実現した案件承諾件数	12	3

経営諮問・評価委員会の評価

「環境保全」では、2018年7月に地球環境保全・低炭素化への貢献に焦点を当てた「質高インフラ環境成長ファシリティ」を新設。低炭素インフラ案件として、英国の洋上風力発電事業支援のほか、中米諸国におけるスマートエナジー事業支援のための融資枠を現地開発金融機関に設定。また、日本企業の環境技術・ノウハウの動員を実現する案件として、タイにおける自動車排ガス浄化用セラミックスの製造・販売事業に対する支援を実施。世界の脱炭素社会に向けた社会・経済システム変革に向けた取り組みは加速しており、今後もこうした動向を踏まえた環境保全案件支援を期待する。

4 M&A

(1) 政策的な重要性等を踏まえた海外 M&A 支援

政策的な重要性や我が国企業の経営・事業戦略上の意義を踏まえつつ、買収後の事業展開への支援も含め、海外 M&A を支援。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
我が国企業の海外 M&A 支援 (2) 除く) およびその後の事業展開に係る案件承諾件数	25	9

(2) 民間金融機関との連携による海外M&A支援

広範な顧客基盤を有する我が国民間金融機関と協調し、ツー・ステップ・ローンを通じて海外M&A資金を供給。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
我が国民間金融機関に対するツー・ステップ・ローンを通じた我が国企業の海外M&A支援に係る案件承諾件数	35	1

経営諮問・評価委員会の評価

「M&A」では、日本企業に対する直接の海外M&A支援については、アイルランドの製薬会社大型M&A案件に対する融資を実施。また、英国のデジタルコンテンツ配信企業M&A案件、ドイツのレアメタル製造・販売会社M&A案件に対する出資を行い、目標件数を上回る承諾を行った。民間金融機関に対するツー・ステップ・ローンを通じた海外M&A支援ニーズは乏しかったが、民間金融機関に対するM&Aクレジットラインの維持は今後の金融環境の変化に対する備えとしての効果が認められる。いわゆる第四次産業革命による産業構造変化の中で、M&Aを通じたイノベーションの取り込み・活用やマーケットの獲得が日本企業にとって喫緊の課題となっており、こうした取り組みの継続を期待する。

5 政策金融の着実な遂行と業務の見直し

(1) 政策金融の着実な遂行

① 積極的なリスクテイク等を通じたJBICミッションの実現

新たなプレーヤーの台頭等地経学的な観点で我が国を取り巻く環境が変化中、ホスト国政府のニーズを把握しつつ、積極的なリスクテイクや多様なファイナンスツールの活用を通じて、我が国企業のビジネス活動を支援し、重要資源の海外における開発および取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持および向上に貢献。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
重要資源の海外における開発および取得の促進に貢献する案件承諾件数	20	6
我が国産業の国際競争力の維持および向上に貢献する案件承諾件数	40	17
現地通貨建融資、非従来型ファイナンスおよび特別業務の承諾件数並びにJBIC IG ^(注1) およびPPV ^(注2) を活用した案件の承諾件数	55	20

(注1) 株式会社JBIC IG Partners

(注2) プロジェクト開発促進会社 (Project Promotion Vehicle)

② 国際金融環境の変化への機動的な対応

国際金融環境や企業の資金調達状況をモニタリングし、国際金融秩序の混乱の防止または混乱への対応を目的とした取り組みを機動的に実施。

2018年度実績

- 国際機関、国内地域金融機関との意見交換および取引先企業との対話を通じ、国際金融環境および企業の資金調達状況を適切にモニタリング。

(2) 外部環境の変化に即した業務の見直し

国際情勢、金融環境の動向、我が国政府の方針および政策金融への期待の変化に機動的・重点的に対応するべく、既存業務を見直し、メリハリの効いた業務内容を実現。

2018年度実績

- 民間金融機関の外貨調達動向や注力分野等を改めて確認しつつ、2019年度の民業補完適正化施策を制定。

(3) 中堅・中小企業の海外展開支援

中堅・中小企業の海外案件を推進するべく、地域金融機関・信用金庫をはじめとする民間金融機関との積極的な連携を通じ、JBICの特徴を活かした支援を実施。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
中堅・中小企業向け案件承諾件数	240	66
中堅・中小企業の海外事業展開支援に資する情報発信やマッチングイベント等の開催件数	150	66

経営諮問・評価委員会の評価

「政策金融の着実な遂行と業務の見直し」では、国際金融環境や企業の資金調達状況をモニタリングするとともに、民間金融機関と連携しつつ「資源分野」あるいは「国際競争力分野」での案件形成・承諾を実施（資源分野：承諾目標件数未達、国際競争力分野：承諾目標件数達成）。また、民間金融機関では対応が容易でない金融手法等の活用については、中堅・中小企業向け現地通貨建融資を中心に目標件数を上回る承諾を行ったが、特別業務についてはアルゼンチン国立銀行（BNA）向け輸出クレジットライン設定に係る一般協定書の締結に留まった。引き続き金融環境を見極めながら民間金融機関と適切な連携を行っていくことに加え、特別業務活用によるリスクテイクをはじめ、産業界より期待が高い公的機関としての一層の機能発揮を期待する。

評価指標(組織)

各取組目標の下に評価指標を設け、各指標の内容に応じ、3年間の通期目標を設定（一部非公表）しています。

1 業務機能の高度化

(1) 地経学的重要性の高い案件組成の推進

① インテリジェンス機能を活用しつつ、地経学的重要性の高い案件の推進

インテリジェンス機能を活用した我が国政府・ステークホルダーに対する情報の発信および地経学的に重要な案件のファイナンス組成に向けた貢献。

② 他国公的機関・国際機関等との戦略的な連携

公的機関のファイナンスに関するルール形成に貢献しつつ、他国公的機関・国際機関等との連携を通じて戦略的な案件形成と適切なリスクシェアを実現。

③ 外国政府・外国企業とのリレーション強化

我が国の対外政策および地経学上の重要性を踏まえた相手国との関係強化・案件形成に向け、相手国政府要人・企業等との関係構築を推進。

(2) ビジネス環境の変化に即応する業務機能の改善

ビジネス環境の変化に対応した新たな業務展開のため、業務態勢の整備、新たなファイナンス・メニューの創設、制度運用の見直し等を実施。

(3) 民間金融機関のビジネスモデルを踏まえた民間資金動員のさらなる推進

バーゼル規制等による金融環境の変化を踏まえつつ、新規案件において我が国民間金融機関との協調融資、ツー・ステップ・ローンおよび保証機能の活用等を通じて民業補完を徹底するとともに、既往融資の債権流動化等を通じた新たな投資機会の提供やセミナー開催による情報提供等を通じた協調融資先等の裾野の拡大を促進。

評価指標	3年通期目標	2018年度実績
他国公的機関・国際機関等と協調融資等の連携を行い承諾した案件数	20	5
協調融資・債権流動化等に参加した我が国民間金融機関・投資家数	60	76

2018年度実績

- ・2018年8月に調査部を設立し、アジア大洋州地域の地経学的な情勢分析等のインテリジェンス情報を本行業務に活用するとともに、日本政府およびステークホルダーに対し提供。
- ・外国政府、外国企業との中長期的なネットワーク維持、強化を図るべく、行内において優先順位などを共有し、幹部ベースでの面談を積極的に実施。
- ・ビジネス環境の変化に対応した新たな業務展開のため、質高インフラ環境成長ファシリティの創設や特別業務勘定の支援対象の拡大等を含む、制度の見直し等を実施。

経営諮問・評価委員会の評価

「業務機能の高度化」では、2018年8月に調査部を設立し、アジア大洋州地域の地経学的な情勢分析といったインテリジェンス情報を業務に活用するとともに、日本政府およびステークホルダーに対し提供。また、ビジネス環境の変化に対応した新たな業務展開のため、質高インフラ環境成長ファシリティ創設や特別業務勘定の支援対象拡大といった支援メニューの新設や既存制度の見直しを実施。加えて、外国政府、外国企業の要人とのネットワーク強化や他国公的機関・国際機関との連携を行いながら、民間金融機関との協調を推進。

2 経営態勢の高度化

(1) 迅速・果断な組織運営に資するマネジメント態勢の確保

① 企画遂行能力の強化

部門別の企画事項の統括のための体制を構築し、組織課題に対する対応力の強化および効率化を図る。

② 意思決定プロセスの見直し

会議体の統廃合、権能・構成員の最適化、合議プロセスの見直し等を実施。

(2) 経営判断を支える財務・リスク管理態勢の一層の充実

① リスクテイク能力強化のための資本充実

大型案件等でのリスクテイク機能の積極的な活用に資する資本の充実。

② 多様かつ安定的な資金調達能力の強化および決算等の態勢整備

外国通貨長期借入等の活用による資金調達手段の多様化、市場規制等や業務の変化に即応した経理・決算等財務態勢の構築。

③ リスク管理態勢の強化

リスク耐性の強化に資する全体管理・分析の高度化(モニタリング強化、資産負債管理・採算分析の高度化、信用力判断・データ捕捉を向上させる信用リスク管理システム改良等)。

2018年度実績

- ・企画機能の連動性を高めつつ、効率的な情報共有と一層円滑・迅速な経営との意思疎通が可能となる会議体および部室等の再編方針を決定。
- ・(株)JBIC IG Partners設立に伴う、連結決算実施のための態勢を整備。
- ・与信先に対するオンサイトモニタリング態勢の強化を実施。

経営諮問・評価委員会の評価

「経営態勢の高度化」では、企画機能の連動性を高めつつ、効率的な情報共有と一層円滑・迅速な経営との意思疎通を可能としていくことを目指し、会議体および部室等の再編方針を決定。また、株式会社JBIC IG Partners設立に伴う連結決算実施のための態勢整備や、与信先に対するオンサイトモニタリング態勢強化等も適切に実施。迅速・果断な組織運営を実現するマネジメント態勢、これを支える財務・リスク管理態勢を一層強化すべく、不断の取り組みを期待する。

3 組織基盤の強靱化

(1) 働き方改革の推進

「働き方改革基本計画」の実施。

(2) 事務効率化

①ミスや遺漏のない各種業務の遂行

IT等を活用した業務の効率化、確実かつ機動的な業務遂行に資する調達事務等の合理化。

②システムの安定かつ安全な運営態勢の実現

基幹システム刷新・IT基盤更改等の着実な実施による態勢整備。

(3) 業務遂行の安定性・安全性確保

業務継続計画(BCP)の実効性確保、情報セキュリティインシデント発生時の対応強化。

(4) 人的資本の強化

多様化する業務に対応した人材確保・開発・育成。

2018年度実績

- ・「働き方改革基本計画」に基づき、多様な働き方を実現するための各種施策を実施。
- ・RPA(Robotic Process Automation)等を含む業務の効率化を実施。
- ・業務継続計画の実効性確保、および情報セキュリティインシデント発生時の対応強化のための各マニュアルの一部見直しを実施。

経営諮問・評価委員会の評価

「組織基盤の強靱化」では、「働き方改革基本計画」に基づき、育児・介護との両立といった多様な働き方を実現するための各種制度の整備および施策検討を実施。また、RPA導入を含む業務の効率化や、業務継続計画の実効性向上に向けた取り組みを実施。引き続き「働き方改革基本計画」、これを実現する事務効率化の一層の推進とともに、出資人材に係る人的資本の整備のみならず、ダイバーシティの観点も踏まえた公的金融機関にふさわしい人材の確保・育成に向けた努力を期待する。

評価枠組

評価の概要

り組みの成果等を勘案のうえ、プラス・マイナス1点単位で行います。重点取組課題ごとの総合評価は、ノッチ調整後の評価点に基づき、換算表を用いて付与されます。

評価の単位

21の取組目標の下に設けた評価指標(定量・定性)ごとに、設定した目標値に対する達成状況を5段階評価します。

重点取組課題ごとの評価点の算出

評価指標ごとの評価点を、評価指標間のウエイトに基づき加重平均することにより算出します。評価指標間のウエイトは、各々の課題の特性(政策的重要度・難易度等)を勘案し、計画策定時に決定します。

総合評価

重点取組課題ごとの評価点に対し、ノッチ調整の要否を検討します。ノッチ調整は、期中の状況変化に応じた取

対外公表

評価結果については、重点取組課題ごとの評価点・総合評価を、評価内容のサマリーと共に公表します。併せて、計画策定時に公表した定量指標についても、その達成状況を公表します。

なお、中期経営計画の下で策定する年度ごとの事業運営計画の評価も、基本的に同様の枠組みで行います。2018年度事業運営計画の評価を本行ウェブサイト上に掲載しています。

JBICは、第3期中期経営計画（2018～2020年度）の取組目標の一つである「働き方改革の推進」を踏まえ、「働き方改革基本計画（2018～2020年度）」を策定しました。

JBICの働き方改革は、「生き方への多様な価値観を持つJBICで働く全ての職員が、それぞれの価値観に合った働き方を選択可能な組織を作る」ことを目的としています。

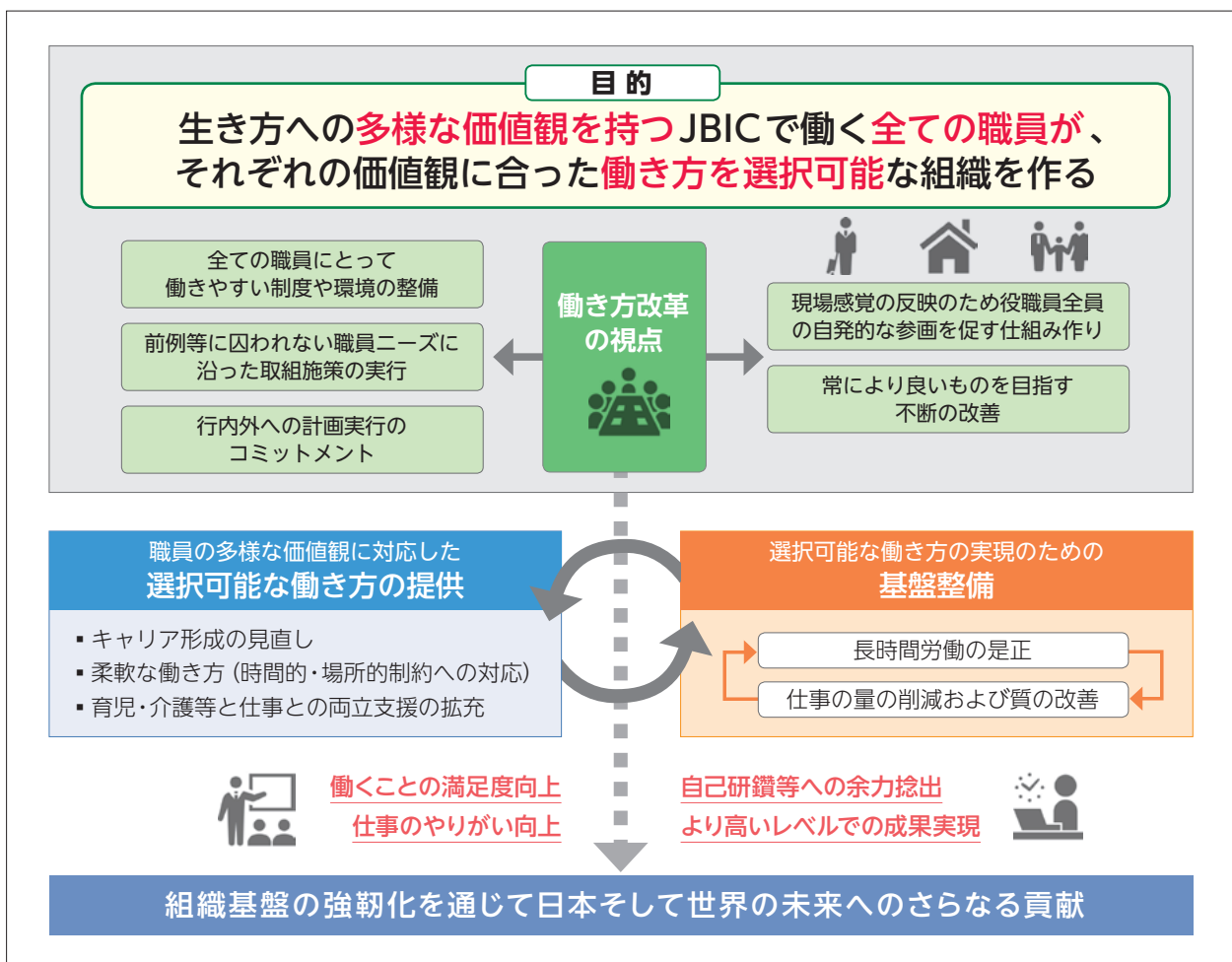
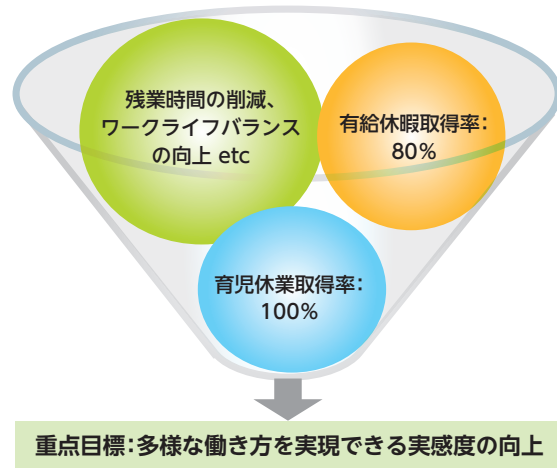
これは、生産性向上や企業競争力向上といった組織目線ではなく、あくまで職員の働くことの満足度向上や仕事のやりがい向上といった職員目線に立って策定したものです。

「働き方改革基本計画」では、一人ひとりの職員がそれぞれの価値観に応じて働き方を選択できるよう、①キャリア形成の見直し、②柔軟な働き方（時間的・場所的制約への対応）、③育児・介護等と仕事との両立支援の拡充を進めると共に、働き方を選択するための基盤整備として、④長時間労働の是正、⑤仕事の量の削減および質の改善も同時並行的に進めることとしています。

この計画の下で、時差出勤制度を充実化するととも

に、テレワークの活用などに取り組み、通勤時間をずらすことにより満員電車の混雑緩和を促進する「時差Biz」や、政府が働き方改革の国民運動として展開している「テレワーク・デイズ」へも参加しています。JBICは引き続き、「働き方改革基本計画」に基づく諸施策を推進していきます。

■ 働き方改革基本計画の目標（2020年度末）



業務のハイライト

2018年度の出融資・保証承諾実績は、約1兆7,171億円で、前年度比43.9%増となりました。2019年3月末時点の出融資・保証残高は、約16兆5,106億円となりました。

2018年度における各分野の主な取り組みは以下のとおりです。

資源・エネルギー分野の取り組み

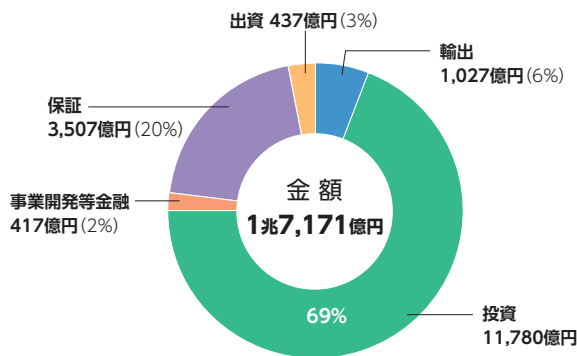
資源の多くを海外輸入に頼る日本にとって、自主開発比率向上による中長期的な資源エネルギーの安定確保・開発を進めていくことは重要な課題です。2018年度の出融資・保証承諾として、計8件、総額約2,510億円の出融資承諾を実施しました。

JBICは、日本企業がアラブ首長国連邦アブダビ首長国における海上油田の権益を取得するために必要な資金を融資しました。また、自動車排ガス浄化用・工業用触媒等の原料として使用されるジルコニウム化合物の原料をベトナムにおいて製造し、日本へ輸出する事業を出資により支援しました。

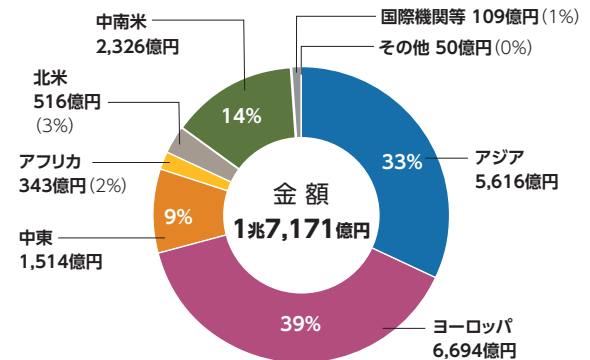
日本企業の戦略的な海外事業活動を支援

日本の産業界において、国内需要の減少等を踏まえ海外に収益機会を求める動きが増す中、JBICはさまざまな金融手法を活用しながら、日本企業による海外市場獲得戦略・サプライチェーンの維持・強化等の支援に取り組んでいます。

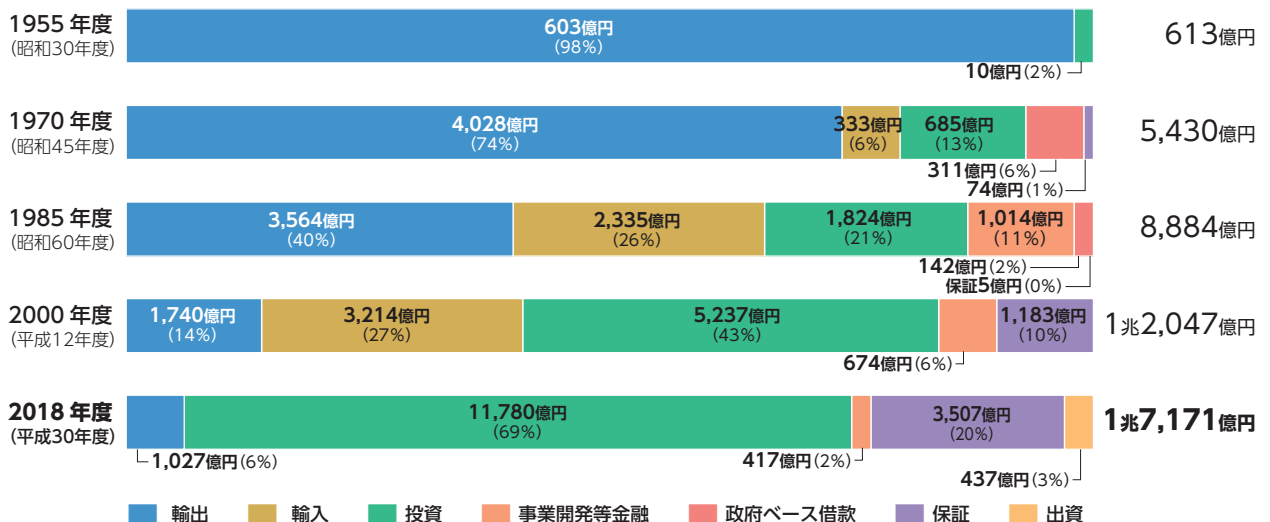
出融資・保証承諾状況(金融目的別) 2018年度(平成30年度)



出融資・保証承諾状況(地域別) 2018年度(平成30年度)



出融資・保証実績の推移(承諾額)



JBICは、日本企業による海外投資を支援する目的で、株式会社JBIC IG Partners^(注1)が組成する北欧・バルト地域のIT先端企業向け投資を目的とするファンドへの出資を日本企業と共に行いました。また、日本企業の海外M&A支援のため、日本企業によるアイルランドの製菓企業の買収資金融資等を行いました。

日本企業の輸出を支援

日本企業によるアンゴラ向け港湾セクター関連機器・役務の輸出を支援したほか、同じく日本企業によるウズベキスタンの基幹通信ネットワークシステム関連機器の輸出を支援しました。また、特別業務(詳細はP77を参照)としてインフラ関連設備等のアルゼンチン向け輸出を支援するため、アルゼンチン国立銀行向けに輸出クレジットライン^(注2)を設定しました。

中堅・中小企業の海外事業展開支援

JBICは、日本の中堅・中小企業の海外事業展開支援を目的として、カンボジアおよびベトナムにおける腕時計等の販売・修理事業やタイにおける国際貨物運送事業に対して、日本の地方銀行や信用金庫等との協調により、計66件、総額約102億円の出融資・保証承諾を行いました。また、地域金融機関やその他関係機関と連携し、中堅・中小企業の海外事業展開支援に資する情報発信やマッチングイベント等を多数行いました。

環境関連分野での取り組み

地球環境保全業務(Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation: GREEN)(詳細はP62を参照)では、中米諸国におけるスマートエナジー事業の支援を目的として中米経済統合銀行と、ブラジルにおける再生可能エネルギー事業の支援を目的としてブラジル国立経済社会開発銀行と、それぞれクレジットラインを設定するなど、計4件、総額約218億円の融資・保証承諾を行いました。

また、JBICは2018年7月に「質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)」を創設しました。このファシリティは、再生可能エネルギー分野を含め、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的としています。このファシリティの下、日本企業が出資参画する英国洋上風力発電事業をプロジェクトファイナンス^(注3)により支援したほか、スウェーデンの廃棄物処理事業等を支援しました。

現地通貨建て融資による支援

現地通貨建て^(注4)融資の取り組みとして、自動車部品の製造・販売事業をメキシコ・ペソ建てやタイヤ・パーツ建て融資で支援したほか、廃棄物処理事業をスウェーデン・クローナ建て融資で支援するなど、計19件、約1,227億円相当の現地通貨建て融資承諾を行いました。

(注1) 2017年6月に設立されたJBICと(株)経営共創基盤との合弁会社。海外向け投資ファンドに対する助言を行うことを目的とする。

(注2) 輸出金融の一形態であり、日本からの機械・設備等の輸出を促進するため、あらかじめ一定金額の融資枠を設けておくもの。

(注3) プロジェクトに対する融資の返済原資を、そのプロジェクトの生み出すキャッシュフローに限定する融資スキーム。

(注4) 円、米ドル、ユーロ以外の通貨。

出融資等実行実績の概要

JBICの2018年度の出融資等実行実績は1兆4,513億円でした。

出融資等事業計画および実績推移

(単位：億円)

	2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
輸出	2,000	1,488	2,900	2,272	3,150	2,794	3,529	1,000
輸入・投資	14,500	18,679	15,600	19,224	21,150	13,572	17,300	12,696
事業開発等金融	700	445	900	322	500	503	500	392
出資	1,000	424	1,200	185	1,300	398	1,240	424
合計	18,200	21,038	20,600	22,004	26,100	17,269	22,569	14,513

決算の概要

経理の特徴

(1) 区分経理

JBICは、株式会社国際協力銀行法第26条の2に基づき、特別業務以外の業務(一般業務) および特別業務の業務ごとに経理を区分することが求められています。

(2) 財務諸表の作成

JBICは、会社法および株式会社国際協力銀行法第26条に基づき財務諸表を作成し、財務大臣に提出しております。毎事業年度の財務諸表は決算報告書と共に政府に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

なお、JBICは、会社法に基づき連結財務諸表を作成し、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令第5条に基づき連結貸借対照表および連結損益計算書を財務大臣に提出しております。

一般業務

(1) 損益計算書の状況

2018年度は、資源権益の取得・開発の促進支援、日本企業による海外M&Aの促進支援、インフラ案件を始めとする日本企業の海外展開支援への取り組み等により、貸出金利息等の資金運用収益4,503億円を計上したこと等から、経常収益は4,767億円となりました。一方、借入金利息等の資金調達費用3,658億円を計上したこと等から、経常費用は4,237億円となりました。結果、経常利益および特別損益等を含めた当期純利益は530億円となりました。

(2) 貸借対照表の状況

資産の部は、余裕金の減少等により、現金預け金が減少(9,461億円、前事業年度末比5,547億円の減)したこと等から、17兆3,906億円となりました。負債の部は、財政融資資金借入金および外国為替資金借入金の減少等により、借入金が減少(7兆5,747億円、前事業年度末比7,960億円の減)したこと等から、14兆9,618億円となりました。純資産の部は、前年度利益処分に係る国庫納付を行ったこと、出資金受入を行ったこと、当期純利益530億円を計上したこと等から、2兆4,287億円となりました。

特別業務

(1) 損益計算書の状況

2018年度は、貸出金利息等の資金運用収益154百万円を計上したこと等から、経常収益は155百万円となりました。一方、人件費等の営業経費221百万円を計上したこと等から、経常費用は328百万円となりました。結果、経常損失および当期純損失は172百万円となりました。

(2) 貸借対照表の状況

資産の部は、貸出実行を行ったことにより貸出金が増加(53億円、前事業年度末比43億円の増)した一方、現金預け金が減少(2,449億円、前事業年度末比50億円の減)したこと等から、2,505億円となりました。負債の部は3億円となりました。純資産の部は、当期純損失1億円を計上したこと等から、2,502億円となりました。

第7期 株式会社国際協力銀行

【連結財務諸表等】

連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	479,113
資金運用収益	450,798
役員取引等収益	23,030
その他業務収益	272
その他経常収益	5,012
経常費用	426,085
資金調達費用	365,878
役員取引等費用	2,993
その他業務費用	2,638
営業経費	21,200
その他経常費用	33,375
経常利益	53,028
特別利益	6
特別損失	—
税金等調整前当期純利益	53,034
法人税、住民税および事業税	4
法人税等合計	4
当期純利益	53,030
非支配株主に帰属する当期純利益	7
親会社株主に帰属する当期純利益	53,022

【株式会社国際協力銀行】

損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	476,885
資金運用収益	450,481
役員取引等収益	22,713
その他業務収益	272
その他経常収益	3,416
経常費用	424,013
資金調達費用	365,878
役員取引等費用	2,323
その他業務費用	2,695
営業経費	20,801
その他経常費用	32,314
経常利益	52,871
特別利益	6
特別損失	—
当期純利益	52,877

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	1,191,463	借入金	7,574,713
有価証券	367,026 ※1	社債	4,583,492 ※7
貸出金	13,576,561 ※2,※3,※4,※5,※6	その他負債	304,718
その他資産	280,568 ※7	賞与引当金	566
有形固定資産	27,979 ※8	役員賞与引当金	9
無形固定資産	6,710	退職給付に係る負債	6,988
支払承諾見返	2,491,767	役員退職慰労引当金	31
貸倒引当金	△293,126	支払承諾	2,491,767
		負債の部合計	14,962,287
		資本金	1,785,300
		利益剰余金	905,474
		株主資本合計	2,690,774
		その他有価証券評価差額金	△557
		繰延ヘッジ損益	△11,048
		為替換算調整勘定	7,260
		その他の包括利益累計額合計	△4,345
		非支配株主持分	235
		純資産の部合計	2,686,664
資産の部合計	17,648,951	負債および純資産の部合計	17,648,951

※1～※8についてはP118-119をご参照ください。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	1,191,040	借入金	7,574,713
有価証券	362,975 ※1	社債	4,583,492 ※7
貸出金	13,576,561 ※2,※3,※4,※5,※6	その他負債	304,608
その他資産	277,353	賞与引当金	566
有形固定資産	27,940	役員賞与引当金	9
無形固定資産	6,701	退職給付引当金	6,988
支払承諾見返	2,491,767	役員退職慰労引当金	31
貸倒引当金	△293,126	支払承諾	2,491,767
		負債の部合計	14,962,176
		資本金	1,785,300
		利益剰余金	905,343
		株主資本合計	2,690,643
		その他有価証券評価差額金	△557
		繰延ヘッジ損益	△11,048
		評価・換算差額等合計	△11,606
		純資産の部合計	2,679,037
資産の部合計	17,641,214	負債および純資産の部合計	17,641,214

※1～※7についてはP145-146をご参照ください。

【一般業務勘定】

損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	476,750
資金運用収益	450,327
役務取引等収益	22,713
その他業務収益	272
その他経常収益	3,436
経常費用	423,705
資金調達費用	365,856
役務取引等費用	2,303
その他業務費用	2,694
営業経費	20,601
その他経常費用	32,249
経常利益	53,044
特別利益	6
当期純利益	53,050

【特別業務勘定】

損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	155
資金運用収益	154
その他経常収益	1
経常費用	328
資金調達費用	22
役務取引等費用	20
その他業務費用	0
営業経費	221
その他経常費用	64
経常損失	172
当期純損失	172

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	946,130	借入金	7,574,713
有価証券	362,975	社債	4,583,492
貸出金	13,571,215	その他負債	304,321
その他資産	276,949	賞与引当金	560
有形固定資産	27,940	役員賞与引当金	9
無形固定資産	6,701	退職給付引当金	6,975
支払承諾見返	2,491,767	役員退職慰労引当金	30
貸倒引当金	△ 293,039	支払承諾	2,491,767
		負債の部合計	14,961,871
		資本金	1,534,300
		利益剰余金	905,802
		株主資本合計	2,440,102
		その他有価証券評価差額金	△ 557
		繰延ヘッジ損益	△ 10,775
		評価・換算差額等合計	△ 11,333
		純資産の部合計	2,428,769
資産の部合計	17,390,640	負債および純資産の部合計	17,390,640

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	244,910	その他負債	300
貸出金	5,345	賞与引当金	6
その他資産	419	役員賞与引当金	0
貸倒引当金	△ 87	退職給付引当金	13
		役員退職慰労引当金	0
		負債の部合計	320
		資本金	251,000
		利益剰余金	△ 458
		株主資本合計	250,541
		繰延ヘッジ損益	△ 272
		評価・換算差額等合計	△ 272
		純資産の部合計	250,268
資産の部合計	250,588	負債および純資産の部合計	250,588

資金調達

JBICはその活動に必要な資金を、財政融資資金借入金、政府保証外債、外国通貨長期借入金、財投機関債、政府出資金および外国為替資金借入金等の多様な手段により調達しています。

JBICの融資業務は長期融資であることから、融資期間に応じた長期の資金調達を実施しています。

財政融資資金、政府保証外債発行、外国通貨長期借入金に係る政府保証および政府出資金等については、国の予算（一般会計予算および特別会計予算）の一環として国会に提出され、JBICの収入支出予算と共に国会の承認を得ています。近年の資金調達実績および2019年度の資金調達計画は以下のとおりです。

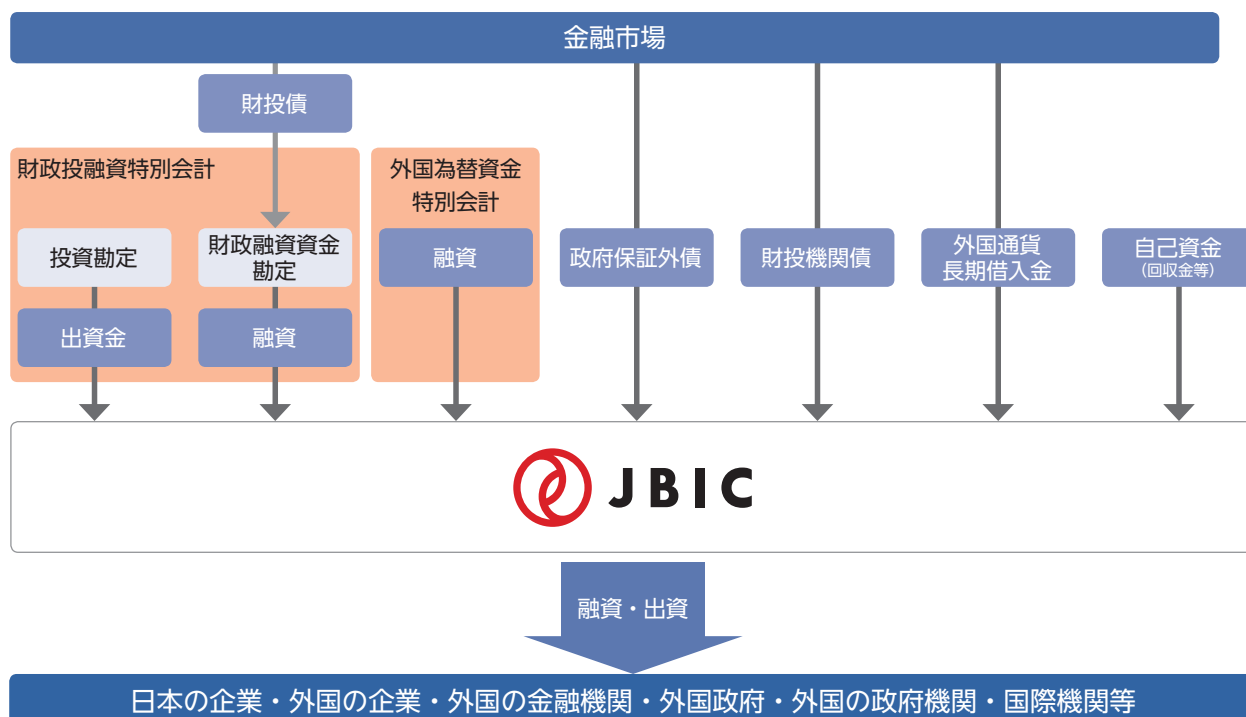
資金調達の実績と計画

(単位：億円)

	2015年度実績 (平成27年度)	2016年度実績 (平成28年度)	2017年度実績 (平成29年度)	2018年度実績 (平成30年度)	2019年度計画 (令和元年度)
財政投融资特別会計投資勘定出資金	—	1,420	822	201	635
財政融資資金借入金	2,449	5,305	2,095	1,096	2,893
外国為替資金借入金	15,958	11,427	8,544	6,549	—
外国通貨長期借入金		—	—	—	400
政府保証外債(注)	4,190	11,062	16,297	7,242	10,792
財投機関債(注)	—	—	600	—	200
回収金等によるその他自己資金等	△ 1,559	△ 7,210	△ 11,089	△ 574	7,296
合計	21,038	22,004	17,269	14,513	22,216

(注) 債券の金額は額面ベース

JBICの資金調達構造



政府保証外債

JBICは、所要資金の一部を国際資本市場における政府保証外債の発行によって調達しています。2018年度末現在の政府保証外債の残高(額面ベース)は、4兆4,235億円、JBICの借入金残高(借入金および債券の合計)の36.35%となっています。JBICは、政策効果を発揮するために必要な場合には外貨建て融資を実施しており、政府保証外債によって調達した資金は、このような外貨建て融資の原資に充当しています。

2019年度予算においては、最大1兆792億円相当の政府保証外債の発行による資金調達を計画しています。

既発行の政府保証外債は、格付機関より日本政府と同等の高い格付を取得しており(2019年7月末現在、ムーディーズ・ジャパン(Moody's):A1、S&P グローバル・レーティング・ジャパン(S&P):A+)、また預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出に係るリスクウェイトがゼロの資産として取り扱われるなど、国際資本市場の投資家に対して優良な投資機会を提供しています。

財投機関債

JBICは、財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、発行体自身の信用力に依拠した金融市場からの資金調達を行

うべく、2001年度から国内資本市場において、政府保証の付かない債券(財投機関債)を継続的に発行してきています。2019年度予算においては最大200億円の発行による資金調達を計画しています。

既発行の財投機関債の格付は下記のとおりとなっており、いずれも日本政府と同等の高い格付となっています(2019年7月末現在)。なお、預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出に係るリスクウェイトは10%の資産として取り扱われています。

格付投資情報センター (R&I) :AA+
 日本格付研究所 (JCR) :AAA
 Moody's :A1
 S&P :A+

2 JBICを取り巻く環境と課題

1 資源ファイナンス部門	28
2 インフラ・環境ファイナンス部門	32
3 産業ファイナンス部門	36
4 エクイティファイナンス部門	40



● 部門長メッセージ



資源の大宗を海外に依存している日本にとって、安定的な国民生活や産業基盤の維持・強化のために、海外からの石油・天然ガスなどのエネルギー資源や鉱物資源の安定的な調達は不可欠です。資源ファイナンス部門では、日本にとって重要な資源の海外における開発および取得を促進する業務を担っています。

資源を取り巻くグローバルな環境において、液化天然ガス(LNG)の価格体系や契約形態の多様化といったLNG市場の変化に則したファイナンスの組成、主にアジア地域におけるエネルギーバリューチェーンの構築、さらにはイノベーションを支える新たな戦略資源物資の確保や低炭素社会を見据えた新たなエネルギー源の確保が重要課題となっています。

JBICは、資源国政府や資源メジャーとの積極的な対話を通じてプロジェクトが円滑に実施される環境づくりにも注力しつつ、民間資金を補完する形で長期の資金提供を通じて日本に必要な資源の安定的な確保に引き続き貢献していきます。

資源ファイナンス部門長 西谷 毅 (常務執行役員)

事業環境と重点課題

世界のエネルギー需給バランスは、グローバルなマクロ経済情勢をはじめ、さまざまな要因の影響を受けます。アジア地域のエネルギー需要は引き続き高い伸びを示しており、特にアジアの代表的産油国・産ガス国であるインドネシアでは、急速な経済成長に伴う国内エネルギー需要の増大により輸出余力が低下するなど、アジア地域全体として石油・天然ガスの需要が増大しています。また、COP21（国連気候変動枠組条約締結国会議）において合意された「パリ協定」で全ての参加国による温室効果ガス削減目標の提出が義務付けられるなど、地球温暖化に対する関心が高まる中、火力発電燃料の中でCO₂排出量が少ない天然ガスの活用が注目されています。

こうした状況下、原油について、近年では、米国のシェールオイル増産などにより需給は一時緩和されましたが、OPEC（石油輸出国機構）の減産合意や地域紛争などにより原油価格が上昇基調となり、供給面での不確実性が高まっている状態にあります。日本の原油輸入における中東依存度は8割超となっており、原油の輸入が中東地域の地政学的なリスクにさらされる度合いは、引き続き高止まりしているところ、日本のエネルギー安全保障の観点からは、中東産油国との関係維持・強化

を図りつつ、原油の調達先を中東以外の地域に多角化していくことも重要となります。

LNGに関しては、米国や豪州などで大型のLNGプロジェクトが立ち上がり始めており、供給量の増加が見込まれることから、短中期的にはLNG市場は供給過剰状態が継続する見込みです。一方で、需要面では中国、インドなどが輸入を増大させているほか、他のアジア諸国においてもLNGの輸入を開始・増大させる動きを見せています。したがって、日本の中長期的なLNGの供給セキュリティを確保するためには、アジアを中心とした世界のLNG需給を見据えた戦略的取り組みが求められます。

日本の産業において幅広い用途で使用される鉱物資源についても、中国やインドをはじめとした新興国における需要が引き続き増加していることに加え、低炭素社会や次世代産業に対応すべく新たなニーズも高まっており、その安定的な供給確保は一層重要性を増しています。鉄鉱石については、量的な確保に加えて、既往鉱山の鉱石品位が低下する中で高品位の鉄鉱石を確保していくことも重要であり、銅鉱石についても鉱山の奥地化、高地化、深部化など採掘条件が悪化している中、優良案件の発掘が課題となっています。このように世界

の鉱物資源の需給バランスが変化する一方で、貿易摩擦の激化や地政学リスクの高まりなどの不確実性が増している環境下、安定的な資源確保のため、日本企業による資源の権益取得や長期引き取りのみならず、既存

鉱山におけるボトルネック解消などを目的とする追加投資や周辺インフラ整備までを含め、積極的に支援していく必要性が高まっています。

JBICの取り組み

JBICは、海外からのエネルギー資源や鉱物資源の安定的な供給確保という課題に応えるべく、2018年度に次のような取り組みを実施しました。

石油・天然ガス

日本政府は、「エネルギー基本計画」(2018年7月3日閣議決定)において、石油および天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%以上へ引き上げる目標を掲げており、JBICは、日本のエネルギー安定供給確保・自主開発比率の維持・向上を金融面から支援しています。

具体的取り組みとして、日本の資源戦略上極めて重要な国であるアラブ首長国連邦アブダビ首長国における、日本企業による海上油田鉱区権益の取得・延長に必要な資金を融資しました。JBICは、国際石油開発帝石(株)(INPEX)に対して融資承諾をしました。これは、INPEXが、下部ザクム海上油田(日量約45万バレル)の40年間の権益を取得するものです。また、JBICは、INPEXの子会社であるジャパン石油開発(株)(JODCO)に対して融資承諾をしました。これは、JODCOがサター海上油田およびウムアダルク海上油田の権益を各々25年間延長するためのものです。アブダビは、利権契約に基づく外資の参入を認めており、日本のエネルギー資源戦略上極めて重要です。JBICはこれまで、アブダビ最高石油評議会の政策指針も踏まえ、アブダビ国営石油会社(Abu Dhabi National Oil Company: ADNOC)との間で業務協力協定を締結し、日本企業の新規権益の取得などの重要性を相互に確認しつつ、累次にわたる融資を行い、こうした日本企業のアブダビにおける権益取得などを側面支援してきました。



アブダビ海上油田開発事業 (提供: INPEX)

LNGの分野では、JBICは、生産国・消費国の双方が毎年日本に集まり開催される『LNG産消会議』において、日本企業が

開発に関与し、生産物であるLNGのコントロール権を有している場合においては、仕向地制限のないLNGを前提としたプロジェクトでも、資源ファイナンスを検討できるよう、制度改正を実施した旨を表明しました。

また、2018年11月にJBICは米国海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation: OPIC)、豪州外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade: DFAT)および輸出金融保険公社(Export Finance and Insurance Corporation: Efic)との間で覚書を締結し、インド太平洋地域をはじめとする第三国におけるエネルギーインフラの整備に関する連携を含む業務協力を推進することとしており、今後は当該枠組みに基づき、具体的なプロジェクトに対する支援を検討していきます。

鉱物資源等

日本政府は、「エネルギー基本計画」(2018年7月3日閣議決定)において、鉄や銅などのベースメタルの自給率を2030年までに80%以上へ引き上げる目標を掲げており、JBICは、日本への鉱物資源の安定供給確保を金融面から支援しています。

日本は銅地金の原料である銅精鉱の全量を海外からの輸入に依存しており、長期安定的な銅資源の確保は喫緊の課題となっています。銅は、電線、電気電子機器、自動車、建材などの幅広い用途で使用され、日本の産業にとって必須の金属資源です。中国やインドなどを中心とする新興国でのインフラ需要の拡大やハイブリッド車・電気自動車の普及・拡大に伴って、今後も世界的な需要拡大が見込まれています。JBICは、三菱商事(株)との間で、ペルーのケジャベコ銅鉱山開発事業を対象として融資承諾をしました。三菱商事は、ケジャベコ銅鉱山の権益保有割合



チリのロスペランプレス銅鉱山 (提供: Antofagasta Minerals S.A.)

(40%)相当の銅精鉱などを引き取り、日本の国内精錬所などに供給します。また、日本企業4社が出資しているチリのMinera Los Pelambresとの間で、ロスペランブレス銅鉱山の粗鉱処理能力増強のための選鉱設備への投資および海水淡水化プラント建設による追加開発を対象として融資を承諾しました。

資源国や資源メジャーとの重層的な関係強化に向けた取り組み

JBICは、資源国政府・政府機関や資源メジャーとの協議・対話を継続的に実施し、日本企業による資源権益取得および資源開発事業の円滑な実施を後押ししています。

ロシア

JBICは、2018年5月にサンクトペテルブルクで開催された国際経済フォーラムにおいて、ロシア最大の商業銀行であるSberbank of Russia (ズベルバンク)との間で輸出クレジットラインを設定しました。ロシアでは、インフラやエネルギー分野を中心に多くのビジネス機会が見込まれており、日本からロシアおよびCIS諸国・中央アジアなどの周辺国への輸出を促進することを目的としています。

また、JBICは、ロシア法人Public Joint Stock Company Gazprom (ガспロム)が日本で発行する円建て外債(サムライ債)に対する保証を行いました。JBICはこれまで、ガспロムとの間で長期的な協力関係の構築を目的とした覚書の締結や、ロシア政府との継続的な対話を通じ、ロシアにおける資源・エネルギー分野に関する協力を推進しています。本件は、2016年5月の日露首脳会談において、安倍総理よりプーチン大統領に提示された「8項目の協力プラン」の一項目である「ロシアの産業多様化・生産性向上」分野の協力の一環として位置付けられるものであり、日本政府の推進する日露経済関係の深化に寄与するものです。

加えて、2018年9月にウラジオストクで開催された東方経済フォーラムにおいて、ロシアの政府系金融機関であるロシア開発対外経済銀行(State Development Corporation VEB.RF: VEB)およびサハ共和国との間で、日本とのビジネス促進のための業務協力協定をそれぞれ締結しました。これらの協定は、主に極東・シベリア地域やサハ共和国の生活水準の改善に資する、日本企業が関与するプロジェクトに対し、ファイナンス支援について協議を行うことを目的としており、上述の「8項目の協力プラン」の「極東の産業振興・輸出基地化」や天

然資源に恵まれたサハ共和国との関係強化に貢献するものです。

アルゼンチン

アルゼンチンは、銅・リチウムなどの鉱物資源を豊富に有し、日本にとって関係強化が望まれる重要な国です。2018年11月にブエノスアイレスで開催されたG20サミットにおいてJBICは、アルゼンチン最大の銀行であるBanco de la Nación Argentina (BNA)に対し、「特別業務^(注)」として輸出クレジットラインを設定しました。アルゼンチンでは、インフラやエネルギー分野を中心に多くのビジネス機会が見込まれており、日本からアルゼンチンへの輸出拡大や進出した日本企業によるアルゼンチン企業との取引拡大を支援するものです。同時に、JBICは、BNAとアンデス開発公社(CAF)との間で、アルゼンチンにおける資源やインフラ開発の促進を目的とする覚書をそれぞれ締結し、前述の輸出クレジットラインに基づく具体的なプロジェクトの発掘も含めて協力関係を強化しています。



BNAとの調印式の様子(提供: BNA)

メキシコ

JBICは、メキシコ政府との第7回政策対話年次会合に合わせて、メキシコ石油公社(Petroleos Mexicanos: PEMEX)との間で、石油・ガスおよびエネルギー関連インフラ、環境分野での協力強化を目的とした覚書を締結しました。

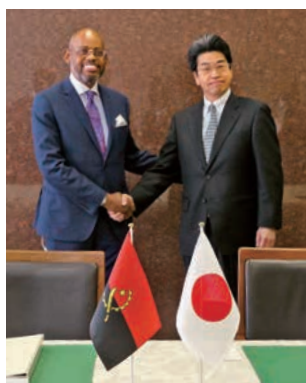
JBICがPEMEXとの定期的な協議を通じ、PEMEXとの協力・連携関係の一層の強化を図るとともに、PEMEXが実施するメキシコ国内の上流開発や製油所の改修事業などへの日本企業の参画を促進することを企図するものです。



PEMEXとの調印式の様子(提供: PEMEX)

アンゴラ

アンゴラは石油や鉄鉱石、ダイヤモンドなどの天然資源が豊富なアフリカの大国の一つです。JBICは、アンゴラ政府が実施するナミベ港コンテナターミナル拡張およびサコマール港鉱物資源輸出ターミナル改修プロジェクトに対して輸出金融による融資承諾をしました。これは、豊田通商(株)および東亜建設工業(株)による工事役務や関連設備一式の輸出を支援するものです。アンゴラでは、物流効率化や鉱物資源輸出促進による外貨獲得が重要課題となっており、この港湾事業はアンゴラの公共投資計画の最優先プロジェクトに位置付けられています。



アンゴラ政府との調印式の様子

今後に向けて

市場環境が大きな転換点を迎えている資源分野では、中長期的な資源需給のタイト化が懸念されています。資源産出国の財政が逼迫し外国企業による投資促進が期待される一方で、地政学リスクの高まりなどの不確実性が増す中、JBICとしては、日本の公的機関としてのステータスを活かしつつ、日本企業による資源権益の取得・開発を積極的に支援することにより、資源の安定確保に貢献していきます。

LNG市場の変化に則したファイナンスの組成

LNGに関しては、当面の需給の緩和、将来的なエネルギーミックスおよび電力・ガス市場自由化によるLNG需要見通しの不透明感から、日本の電力・ガス会社は、LNG調達先の多角化とともに、LNG取引における価格決定方式の多様化、仕向地条項撤廃といった柔軟性・流動性を求めています。このような状況下、日本政府は2016年5月に発表した「LNG市場戦略」にて、流動性の高いLNG市場の構築を謳い、「エネルギー基本計画」(2018年7月3日閣議決定)においてもそのための取り組みを継続させることが謳われています。実際、日本の電力・ガス会社などはアジア諸国などでのLNG需要創出ビジネスにも取り組み始めており、JBICとしても、日本企業の上流投資やLNGプロジェクトに加えて、こうしたLNG需要創出ビジネスへの取り組みについても、金融面から支援を検討していきます。

エネルギーバリューチェーンの構築および新たな資源・エネルギー源の確保

新たな市場環境に対応する資源プロジェクトの推進のためには、成長分野や新領域への取り組みが重要です。具体的には、主にアジア地域全体でのエネルギー安全保障のために、Gas-to-PowerやLNG受入基地建設などの関連インフラ整備などを支援していきます。また、従来の石油・天然ガスや鉱物資源に加え、イノベーションを支える新たな戦略物資の確保、および低炭素社会を見据えた新たなエネルギー源の確保に向けた、日本企業の取り組みを支援していきます。ロボットやAIなどの普及に代表される第四次産業革命、また次世代自動車もたらすイノベーションにより、今後世界の製造業の再編や産業構造の転換が予想されます。かかる状況下、JBICは、例えば鉱山事業におけるデータのクラウド化、自動操業などによるさらなる生産性の向上や、イノベーションを支える新たな戦略物資の確保に向けた取り組み強化のための検討も進めていきます。

経済フロンティアにおける取り組み強化

資源調達先の分散化の観点では、特に石油・天然ガスおよび鉱物資源などの「最後のフロンティア」として期待されているアフリカや南アジア地域に関して、域外各国が同地域での資源開発投資を進めている中、日本企業による権益取得や資源の引き取りに結びつく資源開発プロジェクトを積極的に支援していきます。とりわけ、アフリカの資源開発プロジェクトは、プロジェクト実施国での雇用創出および外貨獲得効果に加え、関連のインフラ開発や産業振興の推進など、アフリカの持続的な成長にも寄与するものです。JBICは、積極的なリスクテイクや国際機関や第三国との連携を通じて、資源開発をはじめとするアフリカにおける日本企業の海外事業展開を支援していきます。

資源国との関係強化のためには、資源開発プロジェクトでの協力のみならず、相手国のニーズに応じて、インフラ整備、産業の多角化、雇用創出や技術移転、再生可能エネルギーや省エネルギーといった環境関連分野を含めた、包括的かつ継続的な協力関係の構築が必要です。JBICは、資源国におけるインフラおよび製造業などプロジェクト向け支援を含め総合的な取り組みを通じ、資源国政府との重層的かつ良好な関係を維持・強化していきます。

(注)日本企業の海外インフラビジネスへの展開を一層後押しすることを目的に、海外インフラ事業を対象として、リスク・テイク機能を強化した業務。

● 部門長メッセージ



新興国の台頭やグローバル化の進行、経済のデジタル化やイノベーションの進展を背景に、世界経済や産業構造は劇的な変化に直面しています。このような状況の中で、世界のインフラ分野では、依然としてファイナンスの需要と供給の膨大なギャップが存在しています。持続可能な世界を実現するためのSDGs (Sustainable Development Goals^(注1))を受け、より一層強まる低炭素化への要請等の世界的な潮流を的確に捉え、積極的なリスクテイクにより、民間資金の動員を促進していくとともに、環境負荷の低減に向けた低炭素化・地球環境保全に係る取り組みを行うことが重要です。

インフラ・環境ファイナンス部門では、上記の状況を踏まえ、2018年6月に策定した第3期中期経営計画(2018~2020年度)に基づき、イノベーションを捉えた新規事業案件、政策的に重要性の高い空港・港湾・鉄道等の社会インフラ案件、ガスや水素等エネルギーバリューチェーン構築に関わる案件、低炭素インフラ案件の発掘・形成に、他の金融機関とも連携しつつ、注力していきます。また、地域的には、これまで日本企業が多数進出している国々に加え、メコン地域、南アジア、アフリカといった地域における取り組みを強化していきます。

インフラ・環境ファイナンス部門長 谷本 正行 (常務執行役員)

事業環境と重点課題

日本企業の国際競争力の向上に向けて

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長に伴い、引き続き海外市場の拡大が見込まれています。一方、国内の市場は少子高齢化の進展等による縮小が懸念されており、日本企業の海外展開は一層重要となっています。また、イノベーションの進展を背景としたIoT (Internet of Things)、AI (Artificial Intelligence:人工知能)、ビッグデータの活用による新たなビジネスモデルの台頭等、日本の企業を取り巻く事業環境は劇的に変化しています。加えて、気候変動対策・環境分野でも、持続可能な世界に向けた取り組みや、低炭素社会に向けた取り組み要請がより一層強くなっています。

こうした事業環境を踏まえ、当部門では、以下の分野における取り組みを強化していきます。

(1) 成長分野・新領域

2016年1月、日本政府は高度な最新技術を活用し、社会の課題解決を目指す「Society 5.0」を発表しました。

この中で、発電所の稼働状況のみならず、EV (Electric Vehicle:電気自動車)の充放電、家庭での使用状況といった情報をAIで解析することにより、「電力需要予測を踏まえた安定的なエネルギー供給」、「エネルギーの地産地消や地域間での融通」、「供給予測による家庭での省エネ最適化」等が可能となる社会を目指すことが表明されています。こういった新しい形のインフラ海外展開が予想される中、事業環境変化をビジネス機会と捉え、柔軟かつ適切に対応していくことが肝要です。

また、日本においては、新興市場における成長の取り込みが、課題のひとつとなっています。日本企業の海外での事業展開がさらに進展することが予想される中、第3期中期経営計画において「経済フロンティア」と称したメコン地域、南アジア、アフリカにおいては、今後、さらなる関係強化や市場開拓が求められています。

(2) 政策的重要性の高いインフラ案件への支援

2019年6月に改訂された「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」では、日本企業が強みのある技

術・ノウハウを最大限活用し、機器の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理を含むシステムとしての受注、現地における事業投資の拡大等、我が国の多様なビジネス展開を推進していくことの重要性が強調されています。



UAE シャルジャ酋長国電力・水庁向け輸出案件に用いるガスタービン

(3) 低炭素化・地球環境保全

2015年12月に2020年以降の気候変動対策の国際枠組みであるパリ協定が採択され、2018年12月には同協定の実施指針が策定されるなど、途上国も含めた世界全体での低炭素、脱炭素インフラへの需要が高まっています。また、途上国では、急激な都市化の進展に伴い、良質な飲用水・工業用水への需要、増加する廃棄物処理に対応するための関連インフラへの需要に加えて、海洋プラスチックごみ問題等が地球規模の課題として挙げられています。

案件発掘・形成に向けたアプローチ

上記分野での取り組みを強化し、能動的に案件発掘・形成を進捗させ、日本企業のさらなる案件受注、事業参画に資するためのアプローチとして、JBICでは、以下に努めます。

多様なリスクへの対応：インフラプロジェクトは、一般に規模が大きく、計画・入札段階から建設を経て事業資金を回収するまでには長期間を要すること等から、さまざまなリスクに直面することが考えられます。例えば、信用力の低い開発途上国政府・地方公共団体などのカウンターパーティーリスク(契約相手方の契約義務不履行等のリスク)や、不確かな需要・販売リスクを伴う場合があります。また、収入が現地通貨建てとなる一方で、国内の金融市場が十分に発達しておらず海外からの外貨建て長期民間資金に依存する場合には、為替リスクへの対処も課題となります。こういったプロジェクトにおいては、事業

者の投資意欲が減退したり、金融機関からも所要の長期資金が十分に集まらない場合があります。

Bankableな案件^(注2)形成：近年、官民パートナーシップ(PPP)等官民で連携したインフラプロジェクトの形成事例が増えています。特に開発途上国等のBOT(Build Own Transfer)、PPP等の官民連携事業の場合、所在国の法規制が不十分・不明確であったり、関係省庁・機関の能力・経験が不足していたり、また事前のフィージビリティスタディ(事業性調査)等が適切に行われなかった結果、対象事業のさまざまなリスクについて、ホスト国政府側を含む事業関係者の間で適切なリスク分担が行われず、民間事業者側に過大なリスク負担が求められる場合があります。このような状況では、民間投資は円滑に進まず、結果としてホスト国政府側が期待するような形では官民連携事業は進捗しないことになります。官民連携事業の場合、対象事業に関わる全ての関係当事者が自ら管理・コントロールできるリスクを負担・分担し合うことの重要性が指摘されています。

幅広い民間資金の動員：世界のインフラ需要は、特に新興国の経済成長や人口増大、急速な都市化を背景として、実際の投資を上回るペースで引き続き増大していくものと見込まれています。インフラ需給ギャップに対応するためには、上述の課題に加えて、国際開発金融機関(MDBs)やJBICのような各国公的金融機関からの資金供給だけでは量的に十分ではなく、生命保険会社や年金基金、投資ファンド等を含め幅広く民間金融部門から資金動員することが不可欠です。

(注1) 2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの持続可能な開発のための国際目標。

(注2) 対象事業の実現可能性、経済性、関係者間のリスク分担等が適切に確認・確保されており、民間企業の事業参加と金融機関による長期資金提供が期待できる案件。

JBICの取り組み

2018年度の当部門における、主要な取り組み実績は以下のとおりです。

(1) エネルギーバリューチェーンの構築支援

JBICは、2018年度、インドネシア西ジャワ州において発電施設とガス関連施設を一体として開発する、いわゆるGas-to-Powerプロジェクト向け支援を実施しました。Gas-to-Power事業向けのプロジェクトファイナンス^(注3)案件としては、アジア地域において初の案件であり、JBICとしても初の融資となりました。ガス火力発電へのファイナンスに留まらず、LNGガスターミナル事業等ガスバリューチェーン全体の構築をパッケージで提案促進することにより、相手国のガス発電への燃料転換を促進し、低炭素化に貢献します。

(2) 低炭素化・地球環境保全

上記以外の低炭素化に資する案件の実績としては、英国において、再生可能エネルギープロジェクトでは最大規模となるMoray East風力発電プロジェクトへの支援を実施しました。さらに、ブラジルにおける再生可能エネルギー事業用資金として、BNDES(ブラジル国立経済社会開発銀行)向け第5次GREENおよび中米諸国におけるスマートエナジー事業(送配電網の整備・改修等)用資金として中米経済統合銀行(Central American Bank for Economic Integration: CABI)向け第2次GREENを承諾しました。

また、地球環境保全の分野では、スウェーデンでのメタン発酵技術を用いた廃棄物処理プロジェクトへの支援を行いました。本件は、JBICにとって初となるスウェーデンクローナ建て融資であり、インフラプロジェクトにおける収入と支出の通貨のミスマッチの解消に貢献するとともに、日本企業の持つ高い技術力を活用することで、廃棄物処理によって排出されるバイオガスを燃料として利用する計画であり、地球環境保全にも貢献する案件です。

今後も、これらを通して、途上国の経済成長と温室効果ガスの削減、気候変動対策等、世界経済に影響を与えるさまざまな地球環境問題への対



スウェーデンにおける廃棄物処理案件

応に貢献していきます。

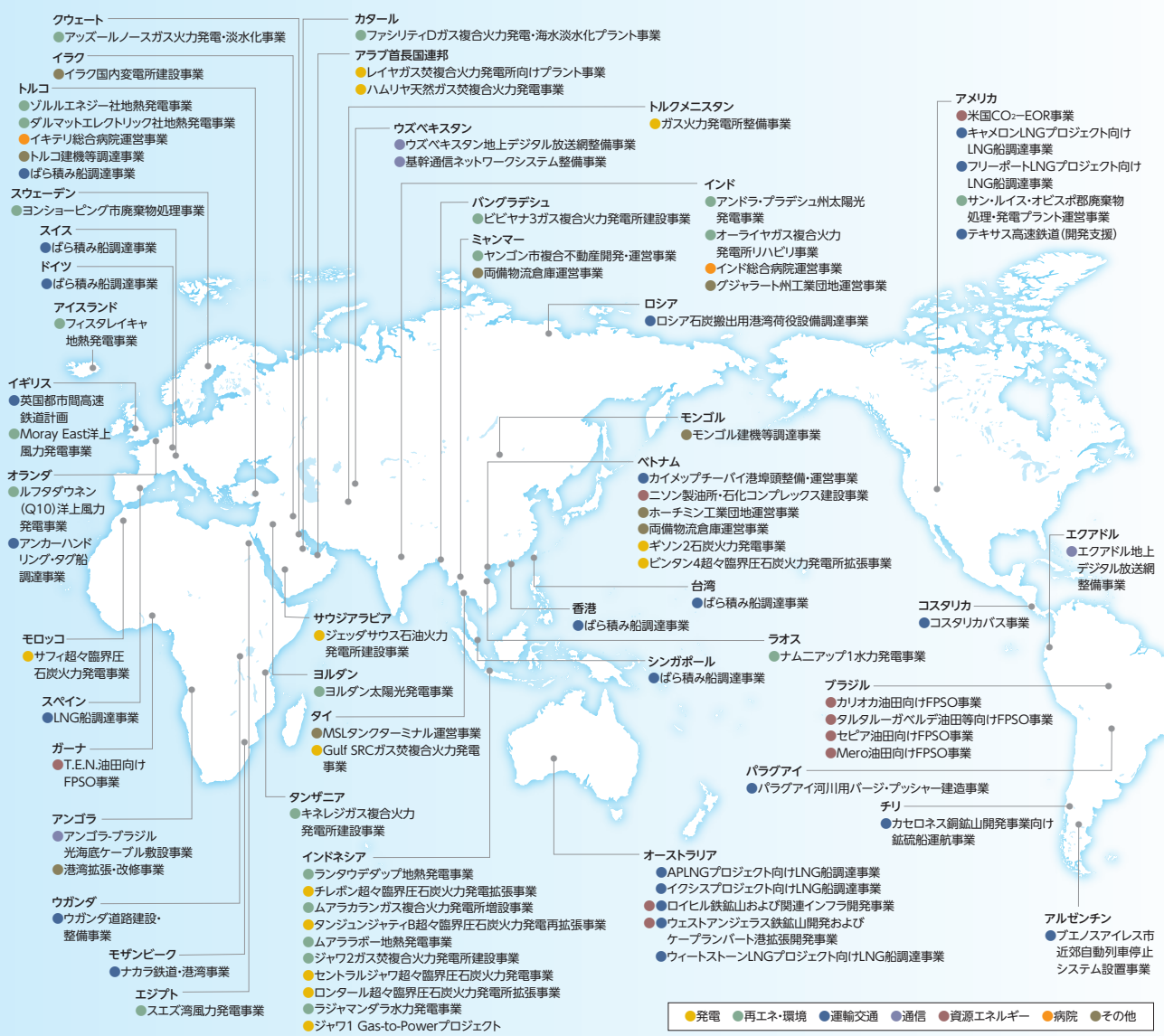
(3) 他国・他機関との連携

他国機関との連携の観点では、定期的を実施しているインドネシア、メキシコ政府との政策対話に加え、日本政府の取り組みである「自由で開かれたインド太平洋構想」に沿って、JBICが米国OPICとの間でこれまで取り組んできた協力を拡大し、豪州DFAT、Eficとの間で業務協力協定を締結しました。本協定に基づき、インド太平洋地域を含む、第三国における日米豪での協調可能なプロジェクトの案件形成を促進しています。また、中国国家開発銀行(中国開銀)とは、日中両国企業が関与



メキシコ政府との政策対話

近年の主な海外インフラプロジェクトへの取り組み (直近5年間の出融資保証実績)



(注) 再エネ・環境には、太陽光、風力、地熱、水力、廃棄物発電、省エネルギーおよびその他地球環境保全に関する事業が含まれています。 2019年6月末時点

する第三国でのプロジェクトを対象に、JBICと中国開銀の協力の推進を目的とした業務協力協定を締結しました。本協定に基づき、第三国での案件発掘を進めるとともに、開放性、透明性、経済性、財政健全性等のインフラプロジェクトにおけるグローバルスタンダードに則ってBankableな案件形成、金融支援を進めていきます。

成長分野・新領域に係る取り組みとしては、JBICは、同じくイノベーションや、低炭素化を含む環境保全等を重点分野として掲げる欧州連合の公的金融機関、欧州投資銀行(EIB)との間で業務協力協定を締結しました。イノベーションに対するファイナンスに係る知見を共有し、理解を深めることで、新技術を活用したプロジェクト

への対応力を強化していきます。

経済フロンティアでは、ベトナム、バングラデシュ、エジプト等で政府との面談機会を捉えて政府サポートを要請し、日本企業の商談を支援しました。また、トルコ輸出入銀行と結ぶ第三国協力の枠組みの中で、アフリカでの案件発掘も視野に継続的に議論を実施する等、他機関とも連携して経済フロンティアにおける案件の発掘に努めています。

(注3) プロジェクトに対する融資の返済原資を、そのプロジェクトの生み出すキャッシュフローに限定する融資スキーム。

● 部門長メッセージ



産業ファイナンス部門は、産業投資・貿易部、中堅・中小企業ファイナンス室、船舶・航空宇宙部、および西日本オフィスの4つの部署で構成され、各々の案件に応じて多様な金融手法を用いて日本の産業の国際競争力の維持・向上のための取り組みを実施しています。

2019年は2018年後半から続く通商問題の動向や新興国経済の動向等の世界経済への影響が意識される年となりますが、第3期中期経営計画(2018~2020年度)の下、引き続きイノベーション促進に向けた戦略的取組の推進、経済フロンティアにおける日本企業のビジネス展開支援、海外M&A支援、積極的なリスクテイク等を通じた日本の産業の国際競争力の維持・向上に加え、中堅・中小企業の海外展開支援等を取組目標として日本企業の海外事業展開の支援に積極的に取り組んでいきます。

産業ファイナンス部門長 磯部 貢一(常務執行役員)

事業環境と重点課題

多様な産業の海外事業展開

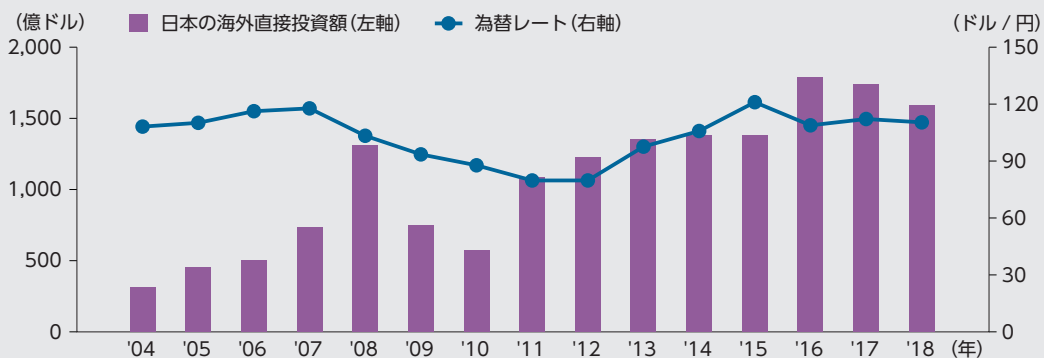
日本企業の海外直接投資は、2008年のリーマンショックによる落ち込みはあったものの、2011年に1,000億ドルを超える水準に回復した後、堅調に推移し、2018年には1,591億ドルに達する状況にあります(図表1)。

堅調な日本企業による海外直接投資の中でも、特に日本企業による海外M&Aは円高等を背景に2009年より急速に伸長しました。こうした傾向は、その後の為替動向にかかわらず継続しており、海外M&Aの件数は2017年

に672件、2018年に777件と増え続けています。近年は、日本企業にとって、グローバル競争を勝ち抜くための技術獲得や、縮小する国内市場に替わる新規市場の獲得による規模拡大等を目的とした海外M&Aが活発に行われており、海外M&Aが引き続き事業戦略上の重要な選択肢であることが見て取れます。

また、買収金額規模においても、2017年には8兆円を下回り、大規模案件が計上され10兆円を超えた2015年および2016年に比して減少しましたが、2018年は日

図表1 日本の海外直接投資額推移



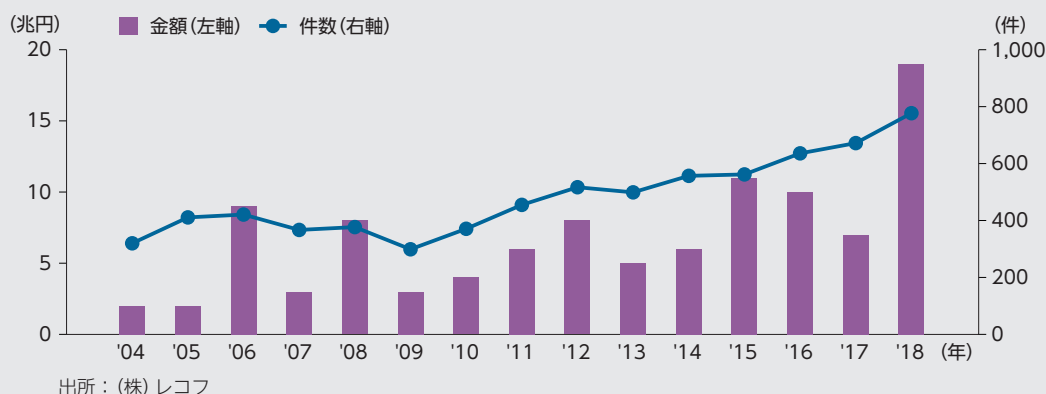
出所：為替レートは日本銀行。日本の海外直接投資額は日本貿易振興機構(JETRO)。

本企業としては過去最高規模となった買収案件等の大規模案件の計上もあり、約19兆円と2017年に比して約2.5倍の規模となっています(図表2)。

人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を抱えている日本経済を確実に成長軌道に乗せ、さらに豊かな社

会へと飛躍させるためには、経済全体の生産性を向上させ、「稼ぐ力」を強化していくことが不可欠です。そのため、日本の大きな鍵の一つとして、日本企業による新規事業への挑戦や国際事業展開の推進を積極的に支援していく必要性が高まっています。

図表2 日本企業による海外M&Aの金額および件数の推移



回復傾向にある日本の輸出額

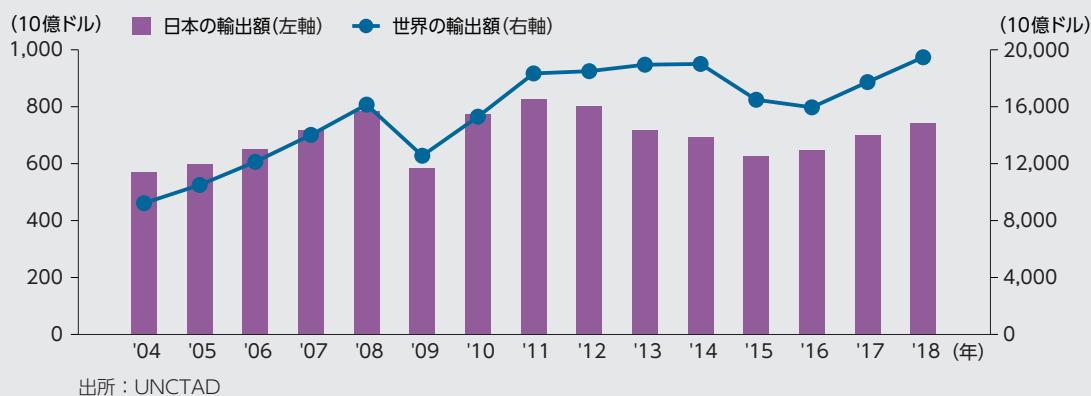
世界の輸出入取引額は2017年に世界経済の成長加速や資源価格高騰を背景に3年ぶりにプラス成長に転じました。2018年は米中間をはじめとする通商問題や新興国経済の成長鈍化等により年後半にかけての減速はありましたが、年半ばまでは2017年の好調な流れが続いた結果、19.4兆ドルと2016年の16兆ドル、2017年の17.7兆ドルから2年連続で増加しました。

また、日本の輸出額も、先進国向けの自動車関連財やアジア新興国向けの情報関連財の需要増大等により2018年半ばまでは堅調に推移し、それ以降、スマートフォン等向けの電子部品需要の一服や世界経済の減速

等もあり、年後半は緩やかな伸びとなりましたが、2018年は7,384億ドルと3年連続で増加しました(図表3)。

通商問題等の不安定要素による世界経済の減速に加え、新興国のシェアが拡大する等、世界市場における日本の輸出シェアの下振れリスクは依然として存在します。輸出シェア拡大に向けて日本企業が海外販売先を多様化する中で、バイヤーの与信判断や取引内容への不安が、海外事業展開を行ううえでの大きな懸念事項となっていることから、日本企業が事業リスクへの対処を適切に行うためにも、JBICには案件形成段階からの関与や多様な金融機能の活用を通じたリスクマネーの供給等が求められています。

図表3 日本の輸出額と世界の輸出入取引額



中堅・中小企業の海外事業展開

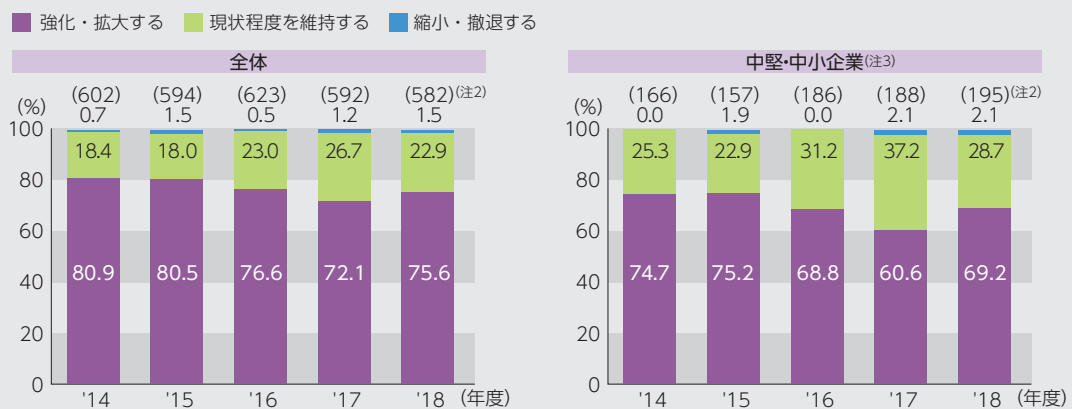
中堅・中小企業の海外事業展開に目を転じると、日系大手企業の現地における部品調達ニーズへの対応という進出動機に加え、海外市場の需要を取り込むことで商機拡大を目指す動きは活発な状況にあると言えます。JBICでは毎年「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」において、海外事業展開における中期見通しの調査を行っており、2018年度の調査では、海外事業を「維持」または「強化・拡大する」と回答している中堅・中小企業は回答企業全体の97.9%と中堅・中小企業の

海外事業展開の意欲は依然として高いと考えられます(図表4)。

海外事業に挑戦する中堅・中小企業の裾野や進出先国、資金ニーズは多様化しています。

一方、中堅・中小企業は大企業に比べて、海外事業に必要な資金調達、情報収集等の面で制約を抱えている場合があることから、中堅・中小企業支援の担い手である地域金融機関との連携も強化しつつ、一層きめ細やかな支援をしていくことが重要となります。

図表4 中期的(今後3年程度)海外事業(注1)展開見通し



(注1)「海外事業」の定義：海外拠点での製造、販売、研究開発などの活動に加えて、各社が取り組む生産の外部委託、調達等を含む。

(注2)棒グラフの上の()内の数は、本設問に回答した企業数。

(注3)「中堅・中小企業」とは資本金10億円未満の企業。

出所：JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2018年度 海外直接投資アンケート結果(第30回)」

JBICの取り組み

多様な手法を活用した日本企業の海外展開支援

JBICは第3期中期経営計画(2018～2020年度)において、日本企業による海外M&A支援を重点的な取り組みの一つに掲げております。2018年度も引き続きJBICからの直接融資および日本の金融機関と締結したM&A

クレジットライン(融資枠)を活用した間接融資(ツーステップ・ローン)を通じて、タンクターミナル、医薬品、ヘルスケア、炭素繊維複合材、リース、食品、飲食といったさまざまな業種において日本企業が行うM&Aに必要な長期資金を機動的に供給しました。



ミャンマーで実施する複合不動産開発・運営事業



FPSO長期備船サービス事業
(融資対象FPSOとほぼ同型のもの(提供：三井海洋開発(株)))

また、M&A案件以外にも、日本企業がミャンマーで実施する複合不動産開発・運営事業に対する支援やプロジェクトファイナンスによる油田開発のためのFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）長期傭船サービス事業に対する支援を実施し、日本企業の国際競争力の強化を支援しました。

加えて、メキシコ・ペソ、中国・人民元、ロシア・ルーブルやインド・ルピーなど、多様な現地通貨建て融資により日本企業の海外事業展開を支援しました。

日本企業の輸出支援

JBICは、日本企業の輸出支援にも積極的に取り組んでいます。2018年度には、高い経済成長に伴う石油化学製品の需要増大に対応するインドネシア企業への日本企業からのプラント設備一式に係るバイヤーズ・クレジットおよび日本企業の現地子会社の現地での設計・工事監理等に関する役務提供に係るローカル・バイヤーズ・クレジットによる支援を通じ、同国石油化学分野における日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献しました。

そのほかにも、船舶輸出支援では、日本の造船所が建造する船舶の輸出を支援することを通じて、船舶用の資材・部材を供給する中堅・中小企業や地域経済にも大きな役割を果たしている日本の造船業の国際競争力の維持・向上に貢献しました。



ポリエチレン製造プラント

中堅・中小企業の海外事業展開支援

JBICは2012年度から本店および西日本オフィスに中堅・中小企業支援専門の部署を配置し、中堅・中小企業の海外事業展開支援に積極的に取り組んでおり、2018年度には66件の中堅・中小企業支援案件の出融資・保証等の承諾を行いました。中堅・中小企業の海外事業展開において必要となる米ドルや、タイ・バーツ等現地通貨資金を中心とするJBICが調達可能な外貨資金

の活用機会の提供、あるいは地域金融機関に対するクレジットライン（ツー・ステップ・ローン）の設定等による地域金融機関自身の長期外貨資金の調達支援を通じて、中堅・中小企業の海外事業展開支援を行いました。特に2018年度については、中堅・中小企業支援案件の出融資・保証等の承諾のうち過半が地域金融機関との協調融資となりました。

また、米ドル・ユーロ建てでの融資のほか、タイ・バーツや中国・人民元等の現地通貨建て融資を行うことにより、中堅・中小企業の海外現地法人における現地通貨ニーズにも積極的に応えてきました。

これらの資金調達面での支援に加え、海外投資環境をはじめとする各種情報提供やJBICの海外駐在員事務所等も活用したセミナーや個別相談会を全国各地で開催しました。また、地域金融機関や駐日大使館と協働してビジネスマッチングを開催するなど、JBICのネットワークを用いて中堅・中小企業の海外販路の拡大を後押ししました。



中堅・中小企業向けにビジネスマッチングを開催

多様化する日本企業のニーズへの対応

各国の政情や新興国経済の動向等、日本企業を取り巻く国際経済環境は絶えず変化しています。JBICは、こうした変化を的確に捉えつつ、日本の産業の国際競争力の維持・向上のために貢献していきます。

産業ファイナンス部門では、さまざまな金融手法を活用しながら、日本企業の海外事業展開への支援を深化し、中期経営計画で掲げる成長分野・新領域等、日本の持続的な成長につながる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献すべく、リスクテイク機能の強化・顧客ニーズへの的確な対応を通じて、日本と世界をつなぐ役割を引き続き果たしていきます。

● 部門長メッセージ



JBICは、2016年10月にエクイティファイナンス部門を設立して以来、出資業務の強化を図っています。日本政府の成長戦略の柱の一つである海外の成長市場の取り込みにおいて、重要性が増しているリスクマネー供給強化に対応すべく、海外向け投資ファンドへの助言を行う株式会社JBIC IG Partners (JBIC IG) を設立するなど、JBICグループとして出資機能の強化を図るとともに、海外M&A向け等の出資案件の組成に取り組んできました。

2018年に発表した第3期中期経営計画(2018~2020年度)においては、強み・特性に裏打ちされたリスク・テイク機能の拡充・強化を基本方針の一つとしつつ、成長分野・新領域やM&Aを重点取組分野に掲げており、こうした分野における出資業務を通じたリスクマネーの供給が求められています。

今後も中期経営計画の下、出資業務を通じて日本企業の海外展開を積極的に支援していきます。

エクイティファイナンス部門長 藤野 真司(常務執行役員)

事業環境と重点課題

成長分野・新領域への事業展開と海外M&A

日本企業の近年の海外展開においては、イノベーション推進のための取り組みが進められる中、新たな技術・ノウハウを獲得する手段として海外M&Aを活用する動きが顕著になっています。IoT、AI等の技術革新により、日本の産業界は、第四次産業革命と呼ばれる大きな構造転換の過渡期にあります。日本政府の施策である「未来投資戦略2018」(2018年6月15日閣議決定)においても、既存の組織や産業の枠を越えて、技術と人材、データと現場の新たなマッチング等を通じたオープンイノベーション、社会変革の飛躍化が今後の日本の成長において不可欠であるとされています。グローバル市場においては、米国や中国などのプラットフォーマーと呼ばれる企業の台頭にも見られるような既存産業の垣根を越えた競争、革新的な技術に係る市場獲得競争がより一層激しくなることが見込まれ、日本の産業界においてもイノベーション促進に向けた戦略的な取り組みが喫緊の課題となっています。

また、日本企業による海外市場の獲得・需要取り込みを目的としたM&Aは、日本の少子高齢化や労働人口減少といった構造的な課題を背景に、その重要性は益々増大しています。熾烈な海外市場の獲得競争に晒される

中、日本企業がスピード感を持った成長を実現していくうえで、海外M&Aは重要な選択肢の一つとして定着し、2018年の日本企業による海外M&A件数(In-Out)は、過去最多件数(777件)を更新^(注1)しており、今後も日本企業のM&Aニーズに対応した資金供給を継続することが重要です。

JBICとしても、このような外部環境の変化を適切に踏まえ、日本企業の成長分野・新領域における取り組みやM&Aの支援のため、JBICによる直接出資およびJBIC IGの機能も活用したファンド向け出資を活用していきます。

(注1) 出典：レコフM&Aデータベース

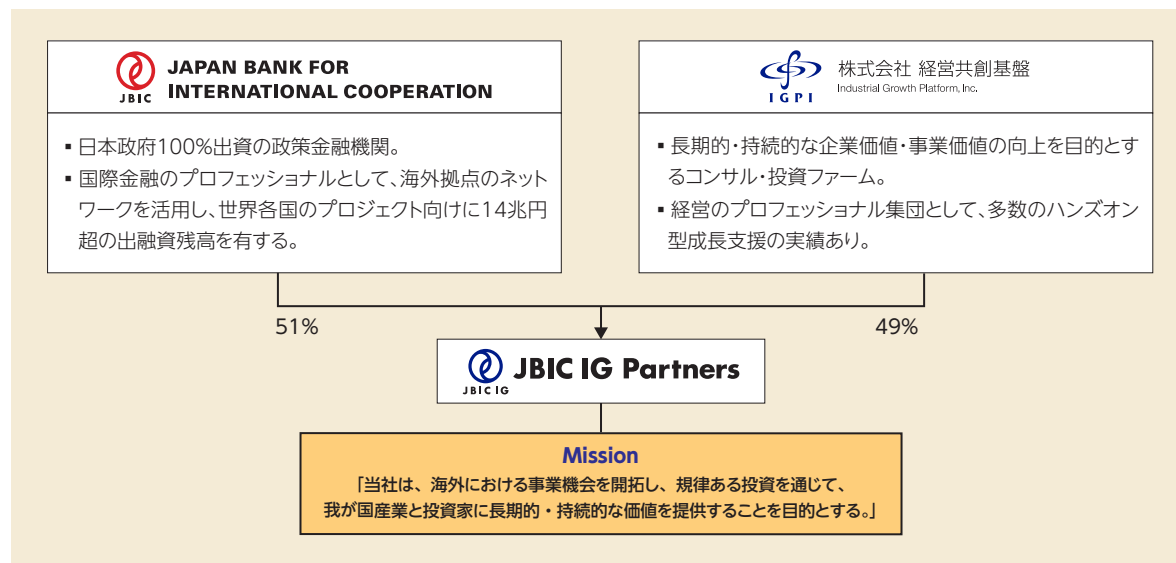
株式会社JBIC IG Partners(JBIC IG)概要

JBIC IGは、JBICと(株)経営共創基盤(IGPI)が2017年6月に設立した投資アドバイザー会社です。日本の政策金融機関であるJBICの国際金融に関する知見と、IGPIの長期的・持続的な企業価値・事業価値

の向上を目的としたハンズオン型成長支援および投資事業に関する知見を組み合わせ、海外における事業機会を開拓し、規律ある投資を通じて、日本の産業界と投資家に長期的・持続的な価値を提供することを目的とした会社です。

JBIC IG Partnersとは

JBIC IG Partnersは、JBICとIGPIが設立した投資アドバイザー会社です。



JBIC IGのビジネスモデル

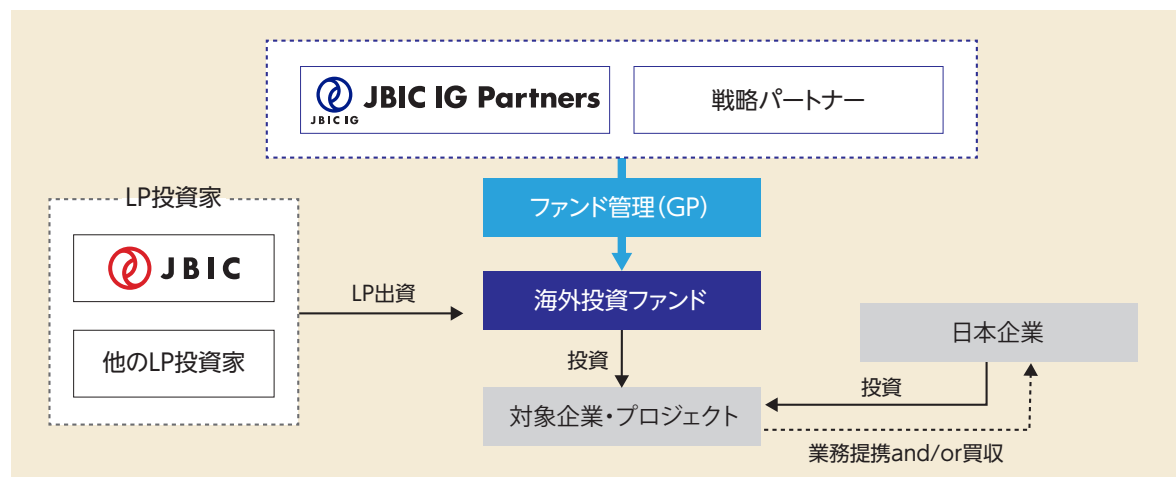
JBIC IGは、海外のパートナーと連携し、組成するファンドに対し投資助言を行うことを通じ、海外企業に出資を行っています。日本企業との共同投資や、日本企業と海外企業の橋渡しとしての役割を企図しています。

最初の取り組みとしてロシア直接投資基金との間

で共同投資枠組みを創設したほか、2019年1月にはバルト地域最大のファンドマネージャーであるAS BaltCapとの間でベンチャーキャピタルファンドを創設しました。今後も、新たなファンドの組成を通じ、日本の産業界に付加価値を提供していきます。

JBIC IG Partnersの投資ストラクチャー概要

JBIC IG グループとして、海外のパートナーと連携し、組成する海外投資ファンドを通じて、海外企業に出資を行います。



JBICの取り組み

JBICの出資機能の強化

日本企業によるオープンイノベーションの推進・海外の技術獲得に向けた支援

ファンドを通じて、日本企業によるオープンイノベーションを支援するため、北欧・バルト地域の先端企業を投資対象とするベンチャーキャピタルファンドであるJB Nordic Fund I SCSp (JB Nordic)に出資を行いました。

北欧・バルト地域は、複数のユニコーン企業(10億米ドル以上の企業価値を持つ未上場企業)の存在や旺盛な起業家精神等を背景に、世界でも有数のスタートアップ・ハブとしての地位を確立しつつあります。この点に着目し、JBIC IGはバルト地域最大のファンドマネージャーであるAS BaltCapと共同でJB Nordicを組成しました。JB Nordicには、JBICのほか、戦略投資家としてオムロン(株)、パナソニック(株)^(注2)および本田技研工業(株)が出資しています。JB Nordicは、北欧・バルト地域の先端企業向け投資を行うとともに、投資家である日本企業と現地企業との事業提携や日本企業による先端企業への投資機会を提供し、日本企業を戦略面で支援します。



ヘルシンキでのファンド紹介イベントの様子

また、JBICは(株)電通と共同で、英国法人Perform Group Limited (Perform)に出資を行いました。Performは、スポーツに関連するデジタルコンテンツの配信事業等をグローバルに展開しており、電通はPerformへの出資を通じて、スポーツ事業に加え、デジタル技術の活用によってグローバルな広告事業の強化等を図る方針です。

さらに、JBICはJX金属(株)がそのドイツ法人を通じて、ドイツ法人H.C. Starck Tantalum and Niobium GmbH (HCS TaNb社)の全株式を取得するに際し出資によりその買収を支援しました。HCS TaNb社は、日本のエレクトロニクス産業等において広く活用されるレアメタルの一種であるタンタル・ニオブの製品(高純度金属粉)の開発、製造および販売事業を展開する世界有数の企業であり、高い技術力およびマーケティング力を背景とし

た優れた製品群を有しています。本件は、JX金属が企図するHCS TaNb社の高い技術力およびマーケティング力を活かした電材加工事業の収益基盤の確立・強化に貢献するものです。

出資による重要資源の確保支援

JBICは、日本企業の海外事業展開および鉱物資源の安定確保を出資により支援する目的で、第一稀元素化学工業(株) (DKKK)等が出資するベトナム法人Vietnam Rare Elements Chemical Joint Stock Company (VREC)に出資しました。

DKKKは、自動車排気ガス浄化用触媒などのセラミック製品の主原料であるジルコニウム化合物の生産量で世界トップクラスのシェアを有しています。本件は、DKKKがVRECを通じて、ジルコニウム化合物の原料であるオキシ塩化ジルコニウム等を製造し、日本へ輸出するために必要な資金の調達を、JBICが出資により支援するものです。

DKKKによるベトナムでの事業展開のサポートのみならず、オキシ塩化ジルコニウムの調達を支援することで、戦略的に重要な鉱物資源であるジルコニウムの安定確保にも貢献します。



VREC 新工場完成予定図

出資による支援実績

JBICは、これまで「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(2013年1月11日閣議決定)を踏まえ、2013年2月に創設された「海外展開支援出資ファシリティ」の下、JBICの出資機能を活用したリスクマネー供給を通じ、日本企業の海外における経済活動のさらなる拡大やグローバル経済の成長力の取り込みに向けた取り組みを支援してきました。本ファシリティにおける実績は、2019年6月末時点で約2,505億円となりました。

(注2) パナソニック(株)は、同社子会社を通じて投資を行っている。

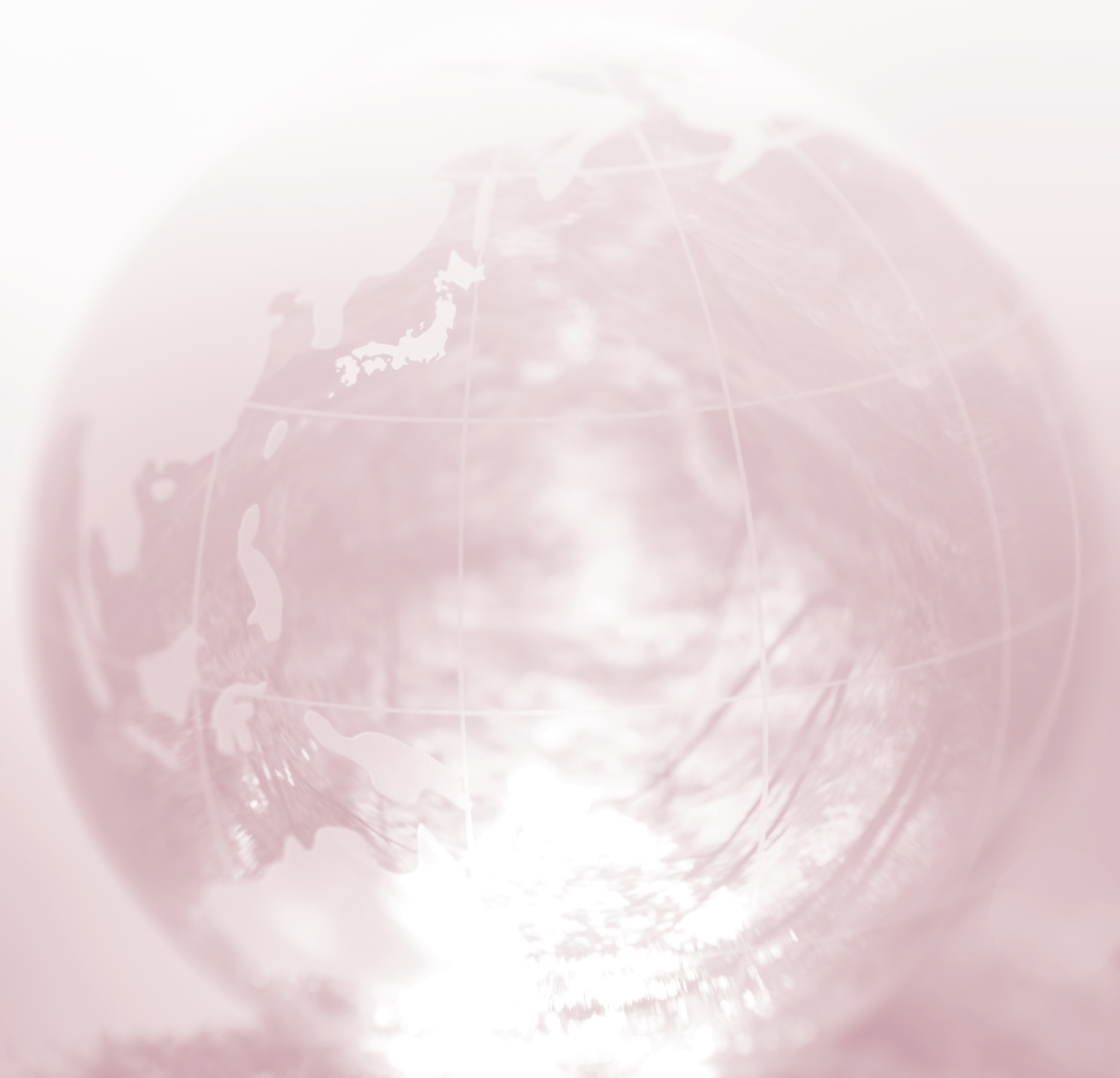
海外展開支援出資ファシリティの実績(2019年6月末時点)

	契約調印年月	国・地域名	出資先	出資先(案件)概要	JBIC出資コミット額
1	2013年3月	ASEAN地域	Mizuho ASEAN Investment LP	ASEAN地域の現地企業(日系合弁企業を含む)に投資するファンド	25百万米ドル
2	2013年3月	インド	Core Infrastructure India Fund Pte. Ltd.	インドのインフラ事業に投資するファンド	22百万米ドル
3	2013年3月	インド	Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Co. Ltd.	デリー・ムンバイ産業大動脈構想の対象地域におけるインフラ開発の支援等を行う法人	260百万インドルピー
4	2013年8月	米国	Gavilon Agriculture Holdings, Co.	米国の大手穀物・肥料会社	600億円
5	2013年10月	グローバル	Energy Opportunity Fund, L.P.	エネルギー関連セクターへ投資するファンドに投資するファンドオブファンズ	50百万米ドル
6	2014年3月	アジア地域	CVC Capital Partners Asia Pacific IV (J) L.P.	主にアジアで事業活動を行う企業に投資するファンド	50百万米ドル
7	2014年3月	デンマーク	MHI Holding Denmark ApS	三菱重工業(株)とデンマーク法人Vestas Wind Systems A/Sによる洋上風車合弁事業	132百万ユーロ
8	2014年6月	インド	Takshasila Hospitals Operating Private Limited	セコム医療システム、豊田通商およびインド法人VSK Holdingsによる私立総合病院運営事業	630百万インドルピー
9	2014年6月	アラブ首長国連邦	Metito Holdings Limited	アラブ首長国連邦ドバイ首長国を拠点とする総合水事業会社	92百万米ドル
10	2014年11月	米国	JX Nippon Oil Exploration (EOR) Limited	米国テキサス州にて行われるCO ₂ -EOR事業	約91百万米ドル
11	2015年1月	ミャンマー	Project Promoting Vehicle	ミャンマーにおける民間プロジェクトを初期段階から支援することを目的とした会社	6百万米ドル
12	2015年5月	中国	CMH Growth Fund, L.P.	中国の成長企業等に投資するファンド	20百万米ドル
13	2015年9月	台湾	Taiwan-Japan Oxo Chemical Industries Inc.	KHネオケム(株)、台湾法人CPC Corporationおよび台湾法人兆豊国際商業銀行による石油化学合弁事業	50百万米ドル
14	2015年12月	ミャンマー	Dawei SEZ Development Company Limited	ミャンマー・ダウェイ経済特区開発プロジェクトにかかるコーディネーション、アドバイス等の業務を行う会社	6百万タイバーツ
15	2016年1月	アジア地域	Advantage Partners Asia Fund, L.P.	中国、香港、台湾、シンガポール、マレーシアおよびタイを中心としたアジア諸国の企業等に投資するファンド	50百万米ドル
16	2016年4月	北米地域	KKR Americas Fund XII (EEA) L.P.	北米等で事業展開する企業に投資するファンド	110百万米ドル
17	2016年9月	ASEAN地域	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN諸国等のマイクロファイナンス機関向けに投融資するファンド	30百万米ドル
18	2017年1月	インド	Technotrends Autopark Private Limited	インド・グジャラート州において行う工業団地運営事業	488百万インドルピー
19	2017年4月	ロシア	Japanese Project Promotion Vehicle in the Far East Limited Liability Company	日本企業が関与するプロジェクトを対象に行う事業支援・助言サービス等の業務	280百万ロシアルーブル
20	2017年6月	グローバル	(株)JBIC IG PARTNERS	JBIC IGが海外においてファンドのGP等を設立し、当該GP等に対し投資助言サービス等を提供する事業	255百万円
21	2017年8月	ロシア	Russia-Japan Investment Fund L.P.	ロシア連邦等で事業活動を行う企業向け投資を目的とするファンド	500百万米ドル
22	2018年3月	米国	GEODESIC CAPITAL FUND I-S, L.P.	米国等のIT先端企業向け投資を目的とするファンド	45百万米ドル
23	2018年4月	ドイツ	JX Metals Deutschland GmbH	ドイツの大手高純度金属粉事業会社	85.6百万ユーロ
24	2018年8月	米国	JAPAN TEXAS HIGH-SPEED RAILWAY CAYMAN LP	米国テキサス州における高速鉄道事業	140百万米ドル
25	2018年11月	イギリス	(同)GLOBAL SPORTS INVESTMENTS	英国法人Perform Group Limitedに出資するために必要な資金	116億円
26	2019年1月	北欧・バルト地域	JB NORDIC FUND I SCSP	北欧・バルト地域のIT先端企業向け投資を目的とするファンド	40百万ユーロ
27	2019年3月	ベトナム	VIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY	ベトナムにて行われるオキシ塩化ジルコニウム等製造および輸出事業	5億円

計(円換算):約2,505億円

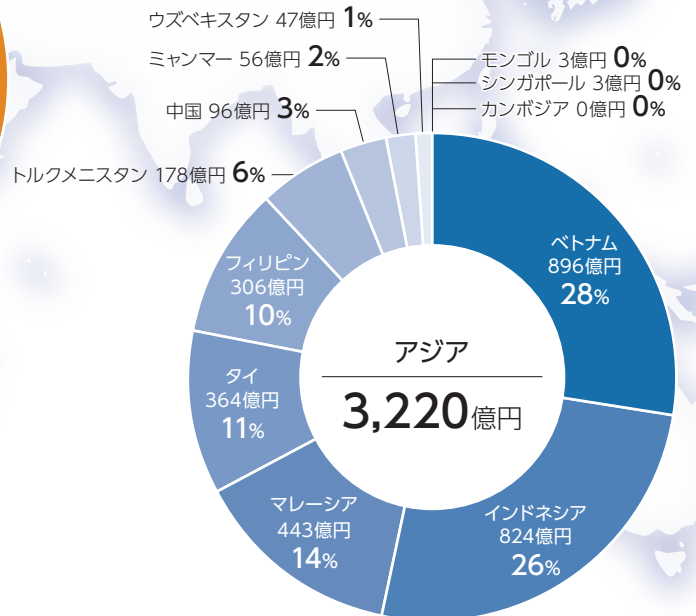
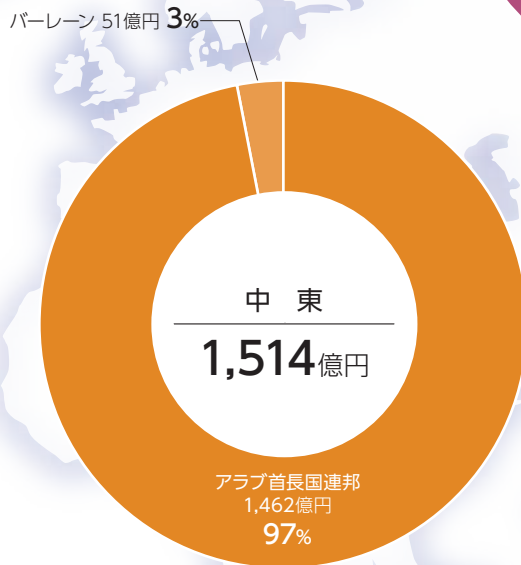
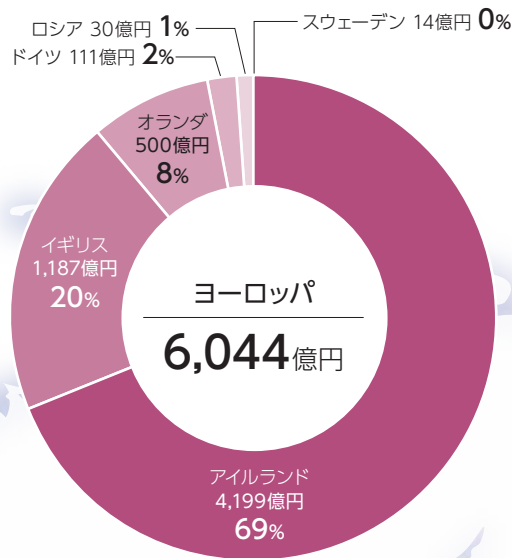
3 2018年度の業務実績事例

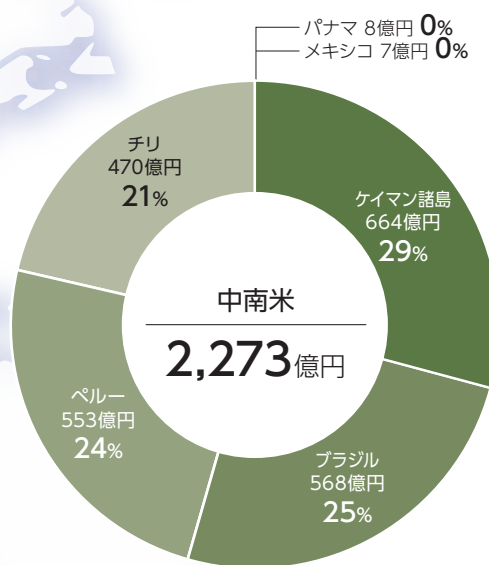
1 地域別の業務実績概況	46
2 地域別の業務実績事例	48
3 中堅・中小企業支援関連の業務実績事例	56
4 環境関連の業務実績事例	60
5 調査活動、海外の政府機関・国際機関等との連携	63



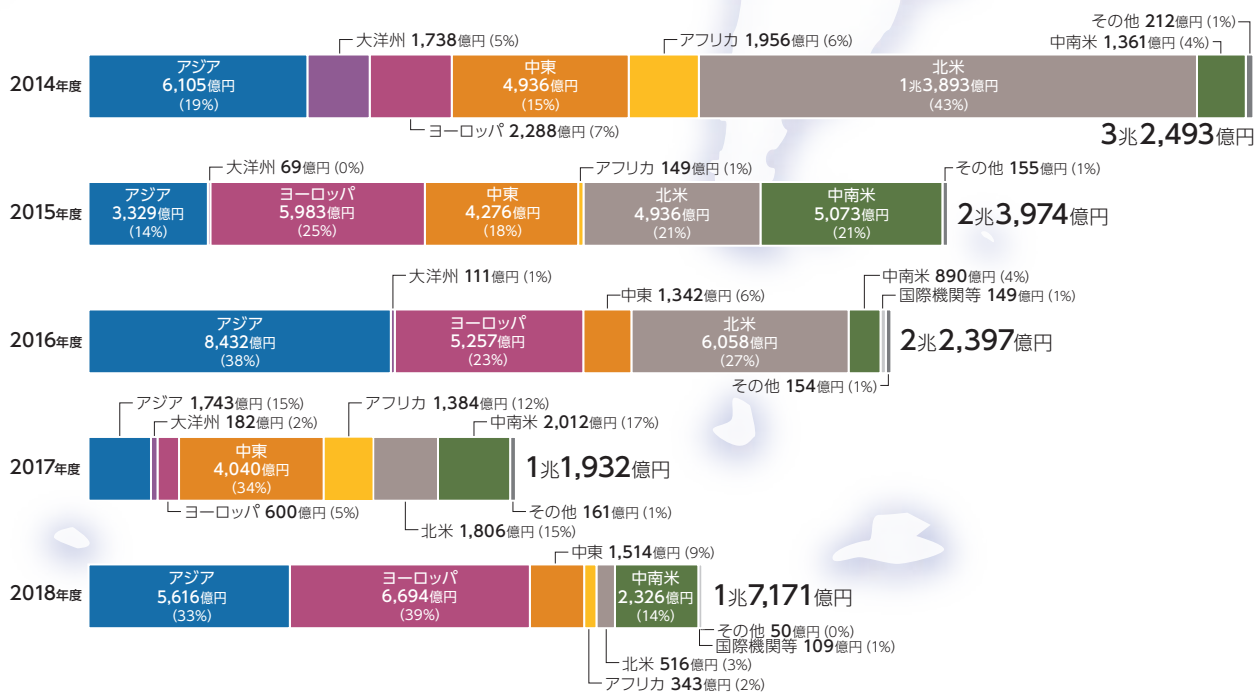
地域別の業務実績概況

国・地域別出融資承諾額 2018年度





地域別出融資・保証承諾状況の5年間の推移



アジア



中国

機能性コンパウンドの製造・販売事業に対する人民元建て融資

日本の化学メーカーの海外事業展開を現地通貨建てファイナンスを通じて支援

JBICは、三井化学(株)の中国法人三井化学機能複合塑料(上海)有限公司(MFS)との間で、人民元建てによる貸付契約を締結しました。本件は、MFSが中国上海市で行う、自動車部品等に用いられる機能性コンパウンド^(注1)の製造・販売事業に必要な資金を融資するもので、同社工場の生産設備の増設に充てられます。

世界最大といわれる中国の自動車市場は、経済成長に伴いさらなる拡大が見込まれています。三井化学は2012年にMFSを設立し、機能性コンパウンドを製造してきましたが、市場の拡大に伴う自動車部品等の需要の増加に対応するため、生産設備を増設し、現地での生産能力拡充やシェアの維持・拡大を目指しています。本融資は、こうした三井化学の海外事業展開を人民元建て融資により支援するものであり、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。



モンゴル

シリカ鉱石の採掘・溶融加工事業に対する融資

日本の中堅・中小企業による海外事業展開を支援

JBICは、製鉄所の補修・メンテナンスを行う中小企業である(株)メガテックとの間で、貸付契約を締結しました。本件は、メガテックのモンゴル法人Megatech Manufacturing Mongolia LLC(MMM)が、モンゴルのドルノゴビ県で実施するシリカ鉱石の採掘・溶融加工事業に必要な資金を融資するもので、加工工場の建設に充てられます。

シリカ鉱石は採掘後、加工され、半導体、ガラス製品、タイヤ等幅広い用途に利用されています。メガテックはシリカ加工品を製鉄炉の補修等に使用しており、今後のシリカ加工品の需要拡大を見据え、2015年にMMMを設立しました。本融資は、こうしたメガテックの海外事業展開を支援するものです。



インドネシア

[質高インフラ環境成長ファシリティ] 案件 (P62 参照)

ジャワ1 Gas-to-Powerプロジェクトに対するプロジェクトファイナンス

アジア初となるGas-to-Power事業向けプロジェクトファイナンスによる日本企業の参画を支援

JBICは、丸紅(株)、双日(株)、インドネシア国営石油会社PT. Pertamina (Persero)(プルタミナ)が出資するインドネシア法人PT Jawa Satu Power (JSP)および丸紅、双日、(株)商船三井、プルタミナほかが出資するインドネシア法人PT Jawa Satu Regas (JSR)との間で、同国ジャワ1 Gas-to-Powerプロジェクトを対象にプロジェクトファイナンス^(注2)による貸付契約をそれぞれ締結しました。

本プロジェクトは、インドネシア西ジャワ州において発電施設とガス関連施設を一体として開発するGas-to-Powerプロジェクトです。JSPがガス焚複合火力発電所を建設・所有・操業するとともに、JSRが洋上で発電用燃料となる液化天然ガス(LNG)の浮体式貯蔵気化設備を建造・所有・運営し、インドネシア国営電力公社に売電する計画です。

本件は、Gas-to-Power事業向けのプロジェクトファイナンス案件としてはアジア初であり、JBICとしても初の融資となります。



(注1) 製品の用途に応じて、合成樹脂に添加物を配合した化合物のこと。

(注2) プロジェクトに対する融資の返済原資を、そのプロジェクトの生み出すキャッシュフローに限定する融資スキーム。



マレーシア

マレーシア法人IHH Healthcare Berhadの株式取得資金を融資

ヘルスケア領域における日本企業の海外M&Aを支援

JBICは、三井物産(株)との間で、アジア最大規模の民間病院グループであるマレーシア法人IHH Healthcare Berhad (IHH)の株式取得資金の一部に対して、貸付契約を締結しました。三井物産は、本追加取得により、IHHの筆頭株主となります。

IHHはアジア、中東欧、中東地域で病院経営、運営受託および医科系教育機関経営等のヘルスケア関連事業を行っており、高度医療を主とする医療サービスを提供しています。三井物産は、株式追加取得を通じてIHHの経営への関与を高めるとともに、高成長が期待される病院周辺事業の構築やイノベーション技術の活用による遠隔医療等の新規事業の創出を行い、アジア最大のヘルスケア・エコシステムを構築・拡大することを目指しています。

本融資は、日本企業による海外でのM&Aに必要な資金を供給することで、日本企業の海外における事業拡大や新たな事業展開を支援するものです。



ミャンマー

「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件

複合不動産の開発・運営事業に対する融資

日本企業の海外事業展開を支援

JBICは、東京建物(株)および(株)フジタが(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)と共に設立したシンガポール法人Yangon Museum Development Pte. Ltd. (YMD)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、YMDなどが設立したミャンマー法人が、ミャンマーのヤンゴン市で実施する、ホテル、サービスアパートメント、オフィスおよび商業施設で構成される複合不動産の開発・運営事業に必要な資金を融資するものです。

東京建物とフジタは、ミャンマーに進出する日本企業等に対し、日本品質のオフィス空間および居住施設等のサービスを提供することで、海外不動産分野でのノウハウ蓄積および収益拡大を目指しています。また、本件では日本の最新のビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入が予定されており、効率的に建物全体のエネルギー管理を行うことで、地球環境保全にも貢献します。



フィリピン

フィリピン政府発行の公募円建て外債の一部取得および覚書の締結

サムライ債市場活性化の支援およびフィリピン政府との関係強化

JBICは、サムライ債発行支援ファシリティ^(注3)に基づき、フィリピン政府が日本で発行する公募債形式の円建て外債(サムライ債)^(注4)の一部を取得しました。フィリピン政府のサムライ債発行に対する支援は、2010年3月の同国政府発行債に対する保証に続くものです。このような段階的な支援は、同国政府発行債の東京市場におけるプレゼンスの維持・向上に資するものです。また、海外発行体による東京市場でのサムライ債発行を支援することで、サムライ債市場の活性化への貢献も期待されます。

さらに、JBICは、フィリピン政府との間で、フィリピンのインフラ開発における戦略的協力関係強化に関する覚書を締結しました。本覚書を通じて、JBICとフィリピン政府が協力・連携関係をより一層強化することで、フィリピンにおけるインフラ開発への日本企業の参画の促進など、日本企業の同国におけるビジネス機会の拡大が期待されます。

(注3) サムライ債発行支援ファシリティ (Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement: GATE) は、外国政府および政府機関のサムライ債発行について、JBICの部分保証による支援と、必要に応じ、JBIC自身による債券の一部取得も行うもの。

(注4) 海外の国や企業といった外国の発行体が日本国内市場で発行する円建債券のこと。

アジア



ベトナム

「海外展開支援出資ファシリティ」案件

戦略的鉱物資源の確保のためにベトナム法人に出資

日本企業の海外事業展開および鉱物資源の安定確保を出資により支援

JBICは、ベトナム法人Vietnam Rare Elements Chemical Joint Stock Company (VREC)への出資のため、第一稀元素化学工業(株)(DKKK)ほかとの間で株主間契約を締結しました。

DKKKは、ジルコニウム化合物^(注1)の精製・製法の技術力等を背景に、同化合物の生産量で世界トップクラスのシェアを有しています。本件は、DKKKが連結子会社であるVRECを通じて、ジルコニウム化合物の原料として使用されるオキシ塩化ジルコニウム等を製造し、日本へ輸出するために必要な資金の調達を、JBICが出資により支援するものです。

ジルコニウムは、化学産業の競争力確保のために必要な鉱物資源として、日本政府が重点的に資源獲得に取り組むべき「戦略的鉱物資源」のひとつに指定されています。本件は、DKKKの海外事業展開を支援するとともに、戦略的鉱物資源であるジルコニウムの安定確保に貢献するものです。



トルクメニスタン

トルクメニスタン政府向けバイヤーズ・クレジットを締結

日本企業によるガス火力発電所設備一式の輸出を支援

JBICは、トルクメニスタン政府との間で、バイヤーズ・クレジット(輸出金融)の貸付契約を締結しました。本件は、トルクメニスタン国営電力公社トルクメンエネルギーが、同国レバップ州にガス火力発電所を新設するにあたり、住友商事(株)から設備一式を購入するための資金を融資するものです。主要機器として納入されるガスタービンおよび発電機は、三菱日立パワーシステムズ(株)が製造します。

2015年10月の日本・トルクメニスタン首脳会談にあわせて出された共同声明において、日本政府はトルクメニスタンのエネルギーおよび資源の効率的な利用に向けた協力等を表明しています。JBICが本融資により日本企業によるプラント輸出を支援することは、両国の方針にも合致するとともに、トルクメニスタンのインフラ分野において日本企業のビジネス機会を創出し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。



ウズベキスタン

ウズベキスタン対外経済活動銀行向け輸出バンクローンを締結

日本企業による基幹通信ネットワークシステム関連機器の輸出を支援

JBICは、ウズベキスタンの国営銀行ウズベキスタン対外経済活動銀行(National Bank for Foreign Economic Activity of the Republic of Uzbekistan:NBU)との間で、輸出バンクローンの貸付契約を締結しました。本件は、ウズベキスタン国営通信事業会社Uzbektelecom JSCが、同国内の基幹通信ネットワークシステムを構築するにあたり、豊田通商(株)から日本電気(株)製の基幹通信ネットワークシステム関連設備一式を購入する資金を、NBUを通じて融資するものです。

ウズベキスタンは、ITの進歩やスマートフォンの普及などに対応すべく、基幹通信システムの更新による情報通信の高速・大容量化を進めています。本融資は、日本からの高品質な通信関連機器の輸出を金融面から支援することを通じて、ウズベキスタンの基幹通信ネットワークシステム能力の向上に貢献するものです。

(注1) 自動車排ガス浄化用・工業用触媒、電子材料・酸素センサー、耐火物・ブレーキ材、ファインセラミックス、燃料電池用固体電解質等、さまざまな工業製品の原料として使用されている。

ヨーロッパ

北欧・バルト地域

「海外展開支援出資ファシリティ」案件

北欧・バルト地域の先端技術スタートアップを投資対象とするファンドに出資

ベンチャーキャピタルファンドへの出資を通じて日本企業の国際競争力の向上を支援

JBICは、ルクセンブルク国籍のJB Nordic Fund I SCSplに関する出資契約書に調印しました。本ファンドは、北欧・バルト地域^(注2)の先端技術スタートアップを投資対象とするベンチャーキャピタルファンドとして、(株)JBIC IG Partners^(注3)が、バルト地域最大のPE・VCファンドマネージャーであるエストニア法人AS BaltCapと共同で設立・運営するファンドです。

北欧・バルト地域は、先端技術分野におけるスタートアップ・ハブとしての地位を確立しつつあります。本ファンドには、戦略投資家として、オムロン(株)、パナソニック(株)^(注4)および本田技研工業(株)が参加しています。本ファンドは、北欧・バルト地域の先端技術スタートアップへの投資を行うとともに、これら日本企業と投資先との事業提携機会や日本企業による先端技術スタートアップへの投資機会獲得を促進し、日本企業の海外事業戦略を支援しています。



ヘルシンキで開催されたファンド設立イベントの様子



英国

「海外展開支援出資ファシリティ」案件

英国法人Perform Group Limitedに対する出資

日本企業の海外展開を出資により支援

JBICは、(株)電通と共同で英国法人Perform Group Limited (Perform)に出資するための株主間契約を締結しました。

Performは、スポーツに関連するデジタルコンテンツの配信事業等をグローバルに展開しており、電通は同社への出資を通じて、スポーツ事業に加え、デジタル技術の活用によってグローバルな広告事業の強化等を図る方針です。

第四次産業革命等の世界的な動きを受けて、日本を取り巻く環境は従来にも増して目まぐるしく変化しています。日本の産業界においては、既存産業の垣根を越えた生産性向上のための取り組み、先端技術・イノベーションの追求等が喫緊の課題となっています。本件は、デジタル技術の活用によってグローバルな広告事業の強化等を図る電通の取り組みをJBICが出資機能を活用して支援するものであり、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。



アイルランド

武田薬品工業(株)によるShire plcの買収資金を融資

製薬業界における日本企業の海外M&Aを支援

JBICは、武田薬品工業(株)との間で、アイルランド法人Shire plc(Shire)の買収資金の一部として融資契約を締結しました。

Shireは、今後成長が見込まれる希少疾患向け医薬品や血漿分画製剤^(注5)に強みを持ち、消化器系疾患および神経精神疾患にも複数のリーディングブランドや新薬候補を有するバイオ医薬品企業です。武田薬品工業は、本買収の完了後、5つのビジネスエリアである「消化器系疾患」、「希少疾患」、「血漿分画製剤」、「オンコロジー(がん)」、「ニューロサイエンス(神経精神疾患)」にフォーカスする方針です。また、世界最大規模かつ、今後も高い成長率が見込まれる米国市場で高い売上比率を有するShireの買収により、海外における成長のさらなる推進力を獲得することが可能となります。

本融資は、日本企業による海外でのM&Aに必要な長期外貨資金を供給することで、日本企業の海外における事業拡大や新たな事業展開を支援するものです。



©NYSE

(注2) 北欧諸国(フィンランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイスランド)およびバルト諸国(エストニア、ラトビア、リトアニア)の合計8カ国からなる地域。

(注3) 2017年6月に設立されたJBICと(株)経営共創基盤との合併会社で、海外向け投資ファンドに対する助言等を行うことを目的とする。

(注4) パナソニック(株)は、同社子会社を通じて投資を行っている。

(注5) 人の血液の血漿から、治療に必要な血漿タンパク質を種類ごとに分離精製したものの。

中東



バーレーン

Aluminium Bahrain B.S.C.向け輸出クレジットラインの設定

日本企業によるアルミニウム製錬所関連設備の輸出を機動的に支援

JBICは、バーレーン法人Aluminium Bahrain B.S.C.(Alba)との間で、輸出クレジットライン^(注1)設定のための一般協定書を締結しました。本件は中東地域で最大級のアルミニウム製錬会社であるAlbaがアルミニウム製錬所拡張を実施するにあたって、富士電機(株)および住友商事(株)から設備一式を購入するための資金を融資するものです。富士電機からはアルミニウムの製錬工程の電源供給に必要な世界最大規模の整流器および付帯設備を、住友商事からは製錬工程にて使用するSECカーボン(株)製炭素陰極を納入しました。

バーレーンは、石油資源に依存しない国づくりに必要な産業の多角化を図るべく、石油産業以外の製造業発展による経済成長を目指しています。本件はバーレーンのこうした政策に合致するとともに、日本製機械・設備等のさらなる輸出拡大を促進するものです。



アラブ首長国連邦 (UAE)

【質高インフラ環境成長ファシリティ】案件

シャルジャ首長国の電力セクター向けバイヤーズ・クレジットおよびプロジェクトファイナンス

質高インフラ環境成長ファシリティの一環として海外インフラ事業を支援

JBICは、シャルジャ首長国電力・水庁(SEWA)との間で、バイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結しました。本融資は、SEWAがガス焚複合火力発電所を新設するにあたって、三菱日立パワーシステムズ(株)等より発電所設備一式を購入するための資金を融資するものです。なお、本融資はJBICとして初のシャルジャ首長国向け案件です。

また、住友商事(株)および四国電力(株)等が出資するUAE法人Sharjah Hamriyah Independent Power Company PJSC(SHIPCO)との間で、シャルジャ首長国ハムリヤ天然ガス焚複合火力発電事業を対象として、プロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結しました。本プロジェクトは、SHIPCOが、天然ガス焚複合火力発電所を建設・所有・運営し、完工後SEWAに売電するものであり、同首長国にとって初のIPP^(注2)事業となります。

シャルジャ首長国は安定的な経済成長が見込まれる一方、経済成長に伴う電力需要の増加への対応が課題となっており、JBICが日本企業による輸出や事業参画を金融面から支援することによって、同首長国における安定した電力供給に貢献します。



アラブ首長国連邦 (UAE)

アブダビ首長国における海上油田の権益取得に対する融資

日本のエネルギー資源の安定確保に貢献

JBICは、国際石油開発帝石(株)(INPEX)との間でUAEアブダビ首長国における下部ザム油田の権益取得に必要な資金を融資するための貸付契約を締結しました。また、INPEXの子会社であるジャパン石油開発(株)(JODCO)との間では、同首長国サター油田およびウムアダルク油田の権益延長のための資金を融資するための貸付契約を締結しました。

日本政府は、第5次「エネルギー基本計画」で石油および天然ガスの自主開発比率^(注3)を2030年までに40%以上へ引き上げる目標を掲げており、利権契約に基づく外資の参入を認めているアブダビは、エネルギー資源戦略上極めて重要な位置付けにあるとしています。JBICも、これまでアブダビ国営石油会社(ADNOC)との間で業務協力協定を締結する等、日本企業の権益取得等を側面支援してきました。本融資は、こうした取り組みにも沿ったものであり、日本の自主開発比率向上に寄与するものです。



(注1) 輸出金融の一形態であり、日本からの機械・設備等の輸出を促進するため、あらかじめ一定金額の融資枠を設けておくもの。

(注2) 自前で発電設備を建設・運営し、電力を販売する独立系発電事業者。

(注3) 石油、天然ガスの輸入量および国内生産量の合計に占める、日本企業の権益下にある石油・天然ガスの取引量の割合のこと。

■ アフリカ



アンゴラ

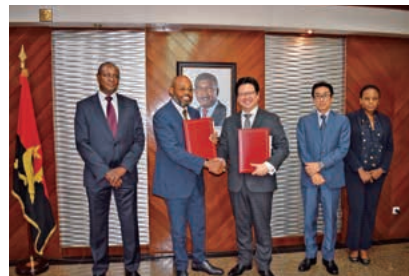
輸出クレジットラインの設定

日本企業による港湾セクター関連機器・役務輸出を支援

JBICは、アンゴラ政府との間で、輸出クレジットライン設定のための一般協定を締結しました。この協定に基づき、2件の個別貸付契約を締結しました。

本件は、アンゴラ交通省が実施するナミベ港拡張プロジェクト、およびサコマール港改修プロジェクトの2つのプロジェクトについて、コンテナヤードの新設や既存ターミナルの改修のための工事役務や関連設備一式を豊田通商(株)および東亜建設工業(株)から調達するための資金を、アンゴラ政府に対して融資するものです。

アンゴラでは、南部の物流拠点整備を通じた物流効率化および鉱物資源輸出の促進による外貨獲得が重要課題となっており、本プロジェクトは、アンゴラの公共投資計画における最優先プロジェクトの一つに位置付けられています。本融資は、日本企業による港湾関連設備輸出により、アンゴラの港湾開発に寄与するものです。



■ 中南米



ブラジル

FPSO備船事業に対するプロジェクトファイナンス

日本企業の海洋資源分野における国際競争力の強化を支援

JBICは、三井海洋開発(株)(MODEC)が三井物産(株)、(株)商船三井および丸紅(株)と共に出資するオランダ法人Libra MV31 B.V.(LMV31)との間で、プロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結しました。本融資は、ブラジルの国営石油会社Petróleo Brasileiro S.A.(ペトロプラス)等が権益を有するブラジル沖合Libra鉱区のMero油田^(注1)開発のためのペトロプラス向けFPSO^(注2)長期備船サービス事業を対象としています。

本プロジェクトを通じ、日本の海洋エネルギー事業者が、海洋資源開発に不可欠なFPSOの備船サービスを継続して提供することは、FPSOの操業・保守に係る技術・経営ノウハウの向上に資するものです。



融資対象FPSOとほぼ同型のもの
(提供：三井海洋開発(株))



チリ

ロスペランブレス銅鉱山追加開発事業に対する融資

日本による長期、安定的な銅精鉱の確保を支援

JBICは、チリ法人Minera Los Pelambres (MLP)との間で、ロスペランブレス銅鉱山の追加開発を対象とした貸付契約に調印しました。

本プロジェクトは、英国Antofagasta PLCおよび日本企業4社(JX金属(株)、三菱マテリアル(株)、丸紅(株)および三菱商事(株))が出資しているMLPが、チリ第IV州(コキンボ州)に保有するロスペランブレス銅鉱山の粗鉱処理能力増強のための選鉱設備への投資および海水淡水化プラント建設に必要な長期資金を融資するものです。

銅は、日本の産業にとって必須の金属資源ですが、日本は銅地金の原料である銅精鉱の全量を、海外からの輸入に依存しており、長期安定的な銅資源の確保は喫緊の課題です。JBICは、日本企業による鉱物資源などの重要資源の開発・取得を積極的にサポートし、日本への鉱物資源の安定確保をファイナンス面から支援していきます。



ペルー

ケジャベコ銅鉱山開発事業に対する融資

日本企業による海外大型銅鉱山開発事業の支援を通じて、銅資源の安定確保に貢献

JBICは、三菱商事(株)との間で、ケジャベコ銅鉱山開発事業を対象とした貸付契約に調印しました。本件は、三菱商事と資源メジャーの英国Anglo American plcが出資するペルー法人Anglo American Quellaveco S.A.が行うケジャベコ銅鉱山開発事業に必要な資金のうち三菱商事の負担分の一部につき融資するものです。三菱商事は、ケジャベコ銅鉱山の権益保有割合(40%)相当の銅精鉱等を引き取り、日本の国内製錬所等に供給する予定です。

日本は銅地金の原料である銅精鉱の全量を海外からの輸入に依存しており、長期安定的な銅資源の確保は喫緊の課題です。日本政府の「エネルギー基本計画」でも、銅を含むベースメタルの自主開発比率を2030年に80%以上とする目標が掲げられており、本件は、日本企業が権益を有する銅鉱山の開発を支援するものであり、日本政府の政策にも沿うものです。



(注1) リオデジャネイロ州沖合南東約180kmに位置する、Santos盆地プレソルト層にある巨大油田。

(注2) FPSO：Floating Production Storage and Offloading Systemの略。浮体式の原油の一次処理(井戸元より生産された原油から、随伴ガス、水を分離すること)・貯蔵・積出のための設備。



メキシコ

メキシコ石油公社と覚書を締結

日本企業によるメキシコの石油・ガスおよびエネルギー関連インフラ事業等参画を支援

JBICは、メキシコ政府との第7回政策対話年次会合の機会を捉え、メキシコの国営石油公社であるメキシコ石油公社(Petróleos Mexicanos: PEMEX)との間で、石油・ガスおよびエネルギー関連インフラ、環境分野にかかる協力強化を目的とした覚書を締結しました。

本覚書は、JBICがPEMEXとの間で定期的な協議を実施し、PEMEXとの協力・連携関係のより一層の強化を図るとともに、PEMEXが実施するメキシコ国内の上流開発や製油所の改修事業等への日本企業の参画を促進することを目指したものです。

JBICは今後も、日本の公的金融機関として、日本企業による重要な資源の海外における開発および取得の促進や、日本企業が参画するビジネス機会の創出に貢献するとともに、日本・メキシコ両国間の経済関係の一層の強化を金融面から支援していきます。



メキシコ

自動車部品の製造・販売事業向け融資

日本の自動車部品メーカーの海外事業展開を現地通貨建てファイナンスを通じて支援

JBICは、モリテックスチール(株)(モリテック)のメキシコ法人Molitec Steel Mexico, S.A. de C.V. (MSM社)との間で、貸付契約を締結しました。本融資は、MSM社がメキシコ中西部のアグアスカリエンテス州において自動車向け無段変速機用部品をはじめとする自動車部品の製造・販売事業に必要な資金を融資するものです。

メキシコは、北米における主要な自動車製造・輸出拠点として、日系や外資系の自動車関連メーカーの進出が進んでおり、今後も自動車部品への需要拡大が見込まれています。こうした中、モリテックは、2013年に設立したMSM社における生産能力を拡充し、現地における自動車部品の拡販を目指しています。本融資は、こうしたモリテックの海外事業展開を現地通貨建て融資により支援するものです。



アルゼンチン

アルゼンチン国立銀行向け輸出クレジットラインの設定

日本企業によるアルゼンチン向けインフラ関連設備輸出を支援

JBICは、アルゼンチン最大の商業銀行Banco de la Nación Argentina(アルゼンチン国立銀行)との間で、アルゼンチン向けの輸出クレジットライン設定のための一般協定書を締結しました。本件は、JBICが2016年より開始した「特別業務」^(注3)として実施する案件です。

本クレジットラインは、アルゼンチン現地企業が、インフラ関連設備等を日本企業や日系海外法人から購入するための資金を支援対象としています。アルゼンチン国立銀行を通じて円建または米ドル建の中長期資金を融資することで、アルゼンチンへの輸出拡大や海外進出した日本企業によるアルゼンチン企業との取引拡大を支援します。

アルゼンチンでは、インフラやエネルギー分野を中心に多くのビジネス機会が見込まれています。本クレジットラインにより、日本企業からアルゼンチンへの輸出拡大が期待されます。



(注3) 日本企業の海外インフラビジネスへの展開を一層後押しすることを目的に、海外インフラ事業を対象として、リスク・テイク機能を強化した業務。

3 中堅・中小企業支援関連の業務実績事例

JBICでは、さまざまな業種の中堅・中小企業の皆さまの海外事業展開のお手伝いをしています。

3 2018年度の業務実績事例

中国

株式会社ツジトミ (滋賀県)

不織布の製造・販売事業

自動車用資材や土木建築用資材等の不織布の製造・販売事業を手掛ける。2002年に、中国・浙江省にJIAXING HUALI NON-WOVEN FABRIC CO., LTD. (JHN) を設立し、自動車の内装等に用いる不織布の製造・販売事業を行っている。ツジトミは自動車市場の拡大を背景に、不織布市場拡大が期待される中国で、JHNの生産設備増設を通じて、市場シェア拡大を目指す。JBICはJHNに対し、この生産設備増設に必要な資金を融資。



3 中堅・中小企業支援関連の業務実績事例

カンボジア ベトナム

株式会社ナカザワ (滋賀県)

腕時計等の販売・修理事業

腕時計等の販売・修理を手掛ける。2013年にベトナムに NAKAZAWA VIETNAM CO., LTD. (NKV)、2014年にカンボジアに NAKAZAWA (CAMBODIA) CO., LTD. (NCC) を設立し出店、事業展開をしている。両国とも中間所得層の増加に伴う個人消費の活性化が期待されており、ナカザワは新規出店により販売シェア拡大を目指している。JBICはNKVに対して4号店の、NCCに対して2号店の新規出店に必要な資金を融資。



カンボジア



ベトナム

インドネシア

日活電線製造株式会社 (愛知県)

電線・ケーブルの製造・販売事業

電線・ケーブル等の製造・販売事業を行う。1995年にインドネシアに、昇降機用の電線・ケーブルの製造・販売を手掛けるPT. SURYAMULYA BANGUN INDO (SMBI) を設立。ASEAN諸国の経済成長等を背景に昇降機の需要拡大が見込まれる中、日活電線はSMBIを通じた海外生産拡大を目指す。JBICは(株)愛知銀行のSMBI向けクロスボーダーローンに対する保証や、同行に設定済のクレジットライン^(注)に基づく個別融資により、日活電線の海外事業展開を支援。

(注)2019年3月に愛知銀行との間で、日本の中堅・中小企業の海外事業展開および日本企業の海外M&A等支援のためのクレジットラインを締結済。



インドネシア

株式会社汎建製作所 (奈良県)

建設機械用タンクの製造・販売事業

建設機械用タンクの製造・販売を手掛ける。1995年にインドネシアにPT HANKEN INDONESIA (HKI) を設立。インドネシアおよび周辺諸国の経済成長等を背景に、建設機械需要が拡大しており、汎建製作所はHKIを通じた海外生産拡大を目指している。JBICは(株)北國銀行との間で、HKIに対する融資を対象とする貸付契約^(注)および保証契約を締結し、HKIが事業に必要な追加設備資金をクロスボーダーローンにより借り入れることを支援。

(注)2019年2月に北國銀行との間で締結済の、日本の中堅・中小企業の海外事業展開および日本企業の海外M&A等支援のための投資クレジットラインに基づく契約。



ミャンマー

株式会社サンテック (香川県)

各種プラント機械装置の製造・販売事業

株式会社タカハタ (香川県)

配電盤・電力制御装置等の製造・販売事業

ステンレスを中心とした各種プラント機械装置の製造・販売を行うサンテックと、配電盤・電力制御装置等の製造・販売を行うタカハタは、両社の合併会社であるMooz & Company Myanmar Limited (MCM) をミャンマーに設立。ミャンマーでは、交通・電力インフラの整備が見込まれており、MCMはガソリンスタンド用ガスタンクや受配電システム市場への新規参入・シェア獲得を目指している。JBICはサンテックおよびタカハタに対し、MCM設立等の資金を融資。



フィリピン

有限会社ミジェック (愛知県)

プラスチック成形部品の製造・販売事業

主に自動車向けワイヤーハーネスに利用されるプラスチック成形部品の製造・販売事業を手掛ける。アジア諸国の経済成長等を背景に、自動車部品等の生産拠点としての役割拡大が期待されるフィリピンにおいて、ミジェックはMJA MOLD PHILS. INC. (MJAM) を設立、事業拡大を目指している。JBICはMJAMに対し、自動車部品用プラスチック射出成形品の製造・販売事業に必要な資金を融資。資金は製造設備の増強に充てられる。



タイ

ジェットエイト株式会社 (東京都)

国際貨物運送事業

特殊性の高い温度管理輸送に強みを持ち、国際物流事業を主業とする。2009年にJET8 (Thailand) Co., Ltd. (J8TH) をタイに設立し、医療商品やワクチン、病院検体などの輸送を多数手掛けてきた。J8THは、設備を増設し、温度管理ロジスティクスサービスをさらに高度化させるとともに、冷蔵・冷凍貨物の輸出入支援ロジスティクスサービス、第三国間輸送やタイ国内の温度管理サプライチェーンについても事業拡大を目指している。JBICは、J8THに対し、設備増設等に必要な資金を現地通貨建てで融資。



タイ

株式会社辰巳商会 (大阪府)

総合物流事業

海運業・倉庫業・港湾運送業・陸運業および航空貨物代理店等の総合物流事業を手掛ける。東南アジアや欧米に現地法人を設立し、グローバルな物流網を構築。タイの物流需要の高まりを踏まえ、2017年に倉庫運営事業を行う現地法人を設立。主に日系企業の部材や完成品の保管・運送を行う。また、タイ現地法人を通じてタンクターミナル運営事業会社の株式を取得し、同国での顧客網の獲得と物流事業拡大を目指す。JBICは、辰巳商会に対し現地法人の設立に必要な資金を、タイ現地法人に対してはタイ法人の株式取得資金を融資。



タイ

株式会社マルエス (大阪府)

食品品の加工・販売事業

イカフライをはじめとするおつまみ等の製造・販売を行っている。東南アジアの堅調な経済発展に伴う嗜好品の需要拡大を背景に、タイにMARUESU FACTORY (THAILAND) CO., LTD. (MFT)を設立し、日系小売店を介して、販売国の味覚に合わせた商品の市場拡大を目指している。JBICはMFTに対し、食品品の加工・販売事業に必要な資金をタイ・パーツ建てで融資。



タイ

株式会社ヴィ・エス・テクノロジー (東京都)

産業用レンズおよび照明等の製造・販売事業

各種製造業の工場生産ラインで用いられる検査用等の産業用レンズおよび照明等の製造・販売を手掛ける。自動車をはじめとする製造業の作業工程の自動化の進展に伴い、これらの需要は今後も拡大が見込まれる中、VS Technology (Thailand) Co., Ltd. (VSTT) をタイに設立、海外事業を展開している。JBICはVSTTに対し、産業用レンズおよび照明等の製造・販売事業の生産拡大のための資金を融資。



ベトナム

株式会社アタゴ (福井県)

ニット製衣料の製造・販売事業

ニット製衣料の製造・販売事業を手掛ける。1996年に中国へ進出し海外事業展開を進めてきたが、ベトナムにAtago Garment Vietnam Co., Ltd. (AGV) の新設を決定、海外における生産能力の拡大、製造コストの低減を目指す。AGVは、主に有名スポーツブランド向けにニット製衣料の製造・販売事業を行い、さらなる事業拡大を図る。JBICはアタゴに対し、AGVの製造拠点の新設等に必要な資金を融資。



ベトナム

富士スレート株式会社 (徳島県)

軽量屋根瓦の製造・販売事業

主に軽量屋根瓦の製造・販売を行う。2011年にベトナムに進出しているが、同国マーケットの拡大を踏まえ、今般、現地法人FUJI STAR ROOF CO., LTD. (FSR) を設立し、現地で自ら製造を開始することにより、ベトナムをはじめとした東南アジア市場への新規参入・シェア獲得を目指している。JBICは富士スレートに対し、同社がFSRを設立し、当該事業を行うのに必要な資金を融資。



ベトナム

株式会社橋本クロス (滋賀県)

不織布製品の製造・販売事業

制御盤フィルター、各種クロス、油吸着材などの工業用アイテムを中心に、幅広い業界に利用される不織布製品の製造・販売を手掛けている。2018年、ベトナムにおける製造拠点としてHASHIMOTO CLOTH VIETNAM CO., LTD. (HACV) を設立。今後もアジアを中心に不織布製品の需要拡大が見込まれる中、橋本クロスは、HACVへの設備投資を通じ、製造コストの低減と販売拡大を目指している。JBICはHACVに対し、不織布製品の製造工場の新設資金を融資。



ベトナム工場イメージ



本社社屋

メキシコ

ビヨonz株式会社 (静岡県)

自動車部品等の製造・販売事業

自動車部品等の製造・販売事業を手掛ける。メキシコは堅調な北米の自動車需要を背景に、北米輸出用の自動車用部品の生産拠点として取引拡大が見込まれている。ビヨonzは、2013年にBEYONZ MEXICANA, S.A. DE C.V. (BM) を設立し、メキシコでの事業拡大を目指している。JBICは(株)静岡銀行との間で設定済のクレジットライン^(注)に基づく個別契約を締結し、静岡銀行経由でBMに対し、自動車部品等の製造・販売事業に必要な資金を融資。

(注) 2016年12月に静岡銀行との間で、日本の中堅・中小企業の海外事業展開支援のための投資クレジットラインを締結済。



環境保全・改善プロジェクトへの支援

先進国、開発途上国を問わず、地球環境保全と経済発展の両立を図ることが世界共通の課題として認識される中、環境の保全・改善につながるようなプロジェクトの実施が世界的にも期待されています。

この分野においては、エネルギー効率の改善を図る省エネ事業、太陽光発電や風力発電をはじめとする再生可能エネルギー事業、CO₂排出量を低減できる高効率・高性能の石炭火力発電事業や天然ガス焚のコンバインドサイクル発電事業、渋滞や大気汚染の緩和に資する鉄道な

どの都市交通事業、ITを活用して電力の効率的な供給を図るスマートグリッド事業や環境都市の実現を図るエコシティ事業など、さまざまな取り組みが世界中で進みつつあります。

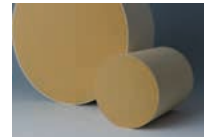
こうした中、JBICは、個別のプロジェクトにおける環境・社会面での配慮はもちろんのこと、地球温暖化対策をはじめとして、地球環境の保全・改善に資するプロジェクトへの支援を実施しています。

タイにおける自動車排ガス浄化用セラミックスの製造・販売事業を支援 [質高インフラ環境成長ファシリティ]案件

JBICは、日本碍子(株)(日本ガイシ)のタイ法人NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (ACTH)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、ACTHが行うトラックやバスなどの大型商用車向けの自動車排ガス浄化用セラミックスの製造設備の拡張資金を融資するものです。

アジア諸国では、経済成長や人口増加を背景に自動車需要が拡大しています。それに対する排ガス規制も強化され、自動車の排ガス中に含まれる炭化水素(HC)、一酸化炭素(CO)や窒素酸化物(NOx)などの有害成分を浄化する自動車排ガス浄化用セラミックスの需要拡大が見込まれています。日本ガイシは2015年にタイにACTHを設立し、乗用車向けの排ガス浄化用セラミックスの製造を開始しましたが、新たに大型商用車向けの自動車排ガス浄化用セラミックスの製造ラインを導入し、アジア地域での事業拡大を目指しています。

本融資は、こうした日本ガイシの海外事業展開を支援するものであり、大気汚染防止を通じた地球環境保全に貢献するものです。



英国の大型洋上風力発電事業を支援

[質高インフラ環境成長ファシリティ]案件

JBICは、三菱商事(株)、関西電力(株)および三菱UFJリース(株)等が出資する英国法人Moray Offshore Windfarm (East) Limited (MOWEL)との間で、同国Moray East洋上風力発電事業を対象としたプロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結しました。本プロジェクトは、MOWELが英国北部スコットランドMoray沖合において、洋上風力発電所を建設・所有・運営するものです。英国の再生可能エネルギー助成制度であるContracts for Difference (CfD) 制度^(注1)適用の下、商業運転開始後15年にわたり、電力小売業者に売電します。

英国政府は、2050年までに温室効果ガス排出量をネットまでゼロすることを2019年6月に法制化しています。また、エネルギー法(Energy Act 2013)の下、CfD制度の導入により、既存発電所の代替として低炭素エネルギー電源の拡大に努めています。本件は、同国の温室効果ガス排出量削減にも貢献するものです。



(注1) 英国政府が100%出資するLow Carbon Contracts Companyと発電事業者の間で締結するCfD契約に基づき、英国政府が決定した基準価格と電力市場指標価格との差額調整を実施することにより、発電事業者の収入を長期間にわたり保証する制度。

スウェーデンでの廃棄物処理事業を支援

「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件

JBICは、日立造船(株)グループのスウェーデン法人HZI Jönköping Biogas AB (HZI Jönköping Biogas) との間で、スウェーデン・クローナ建ての貸付契約を締結しました。本件は、同社がスウェーデンのヨンショーピング市において、メタン発酵技術を用いた廃棄物処理プラントを建設の上、20年間にわたって廃棄物処理およびバイオガス販売を行うための資金を融資するものです。

本件は、廃棄物処理・発電プラントで世界トップクラスの実績を持つ日立造船グループが、廃棄物処理分野でスウェーデンにおいて初めて事業投資を行うものであり、今後の一層の海外展開を図る上で重要な布石と位置付けられています。また、HZI Jönköping Biogasが販売するバイオガスは、ヨンショーピング市内の公共輸送機関において燃料として活用される予定であり、地球環境保全にも貢献するものです。



中米経済統合銀行に対し、エネルギー効率化事業支援のためのクレジットラインの設定

「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件

JBICは、中米経済統合銀行(英名:Central American Bank for Economic Integration: CABEL^(注2))との間で、クレジットラインを設定しました。本クレジットラインは、地球環境保全業務 (GREEN)の一環として、中米諸国におけるスマートエナジー事業(送配電網の整備・改修等)に必要な資金をCABELを通じて融資するものです。

CABELは、中米地域の均衡のとれた経済発展や、域内経済統合の促進を目的とする地域開発金融機関であり、「環境の持続可能性」を業務戦略のひとつに掲げ、再生可能エネルギーや送配電網の高効率化等への取り組みを強化しています。JBICとCABELは、1960年代末以降、日本から中米諸国等向けの機器等の輸出や現地インフラ事業に対する融資を通じて、緊密な協力関係を築いてきましたが、環境分野を対象とする本融資は、こうした両機関の連携を一層深めるものです。

環境分野での連携・ナレッジ共有

地球環境の保全、低炭素社会の実現等に向けて、世界各地で環境関連プロジェクトの実施が期待される中、JBICは外国政府や政府機関、日本の自治体等、国内外の関係者との連携も深めつつ、この分野での日本企業の

海外事業展開や各国政府等の取り組みを、ファイナンス面のみならず、セミナー開催やイベントへの参加等も通じ、情報共有やナレッジ提供などの面からも支援していきます。

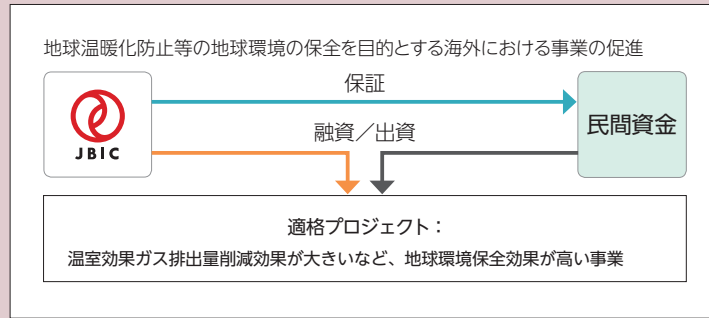
(注2) スペイン語名：Banco Centroamericano de Integración Económica

地球環境保全業務（GREEN）について

JBICは、高度な環境技術を活用した太陽光発電やエネルギー効率の高い発電所の整備、省エネ設備の導入等の高い地球環境保全効果を有する案件に対して、民間資金の動員を図りつつ、融資・保証および出資を通じた支援「地球環境保全業務（Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation：GREEN）」を行っています。

GREENは、国際的にも高く評価される日本の先進技術の世界への普及にも留意しつつ、主として温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる案件等に対する地球環境保全効果に着目した支援を行っています。

JBICは、日本企業のノウハウやその技術を広く活用しつつ、地球環境保全に資するインフラ海外展開等を推進していきます。



質高インフラ環境成長ファシリティ（QI-ESG）について

JBICは、2018年7月1日に「質高インフラ環境成長ファシリティ（JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth:QI-ESG）」を創設・開始しました。本ファ

シリティは、ESG投資という世界的潮流を踏まえ、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的としています。

実施概要

対象案件	温室効果ガス等の排出削減またはその他地球環境保全目的に資する案件（再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ（モーダルシフト（輸送手段の効率化）、電気自動車等）、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等）
通貨	円貨建、米ドル建、ユーロ建（それ以外の通貨は個別に決定）
融資割合	協調融資総額の6割以下
出融資・保証契約調印期限	2021年6月末日

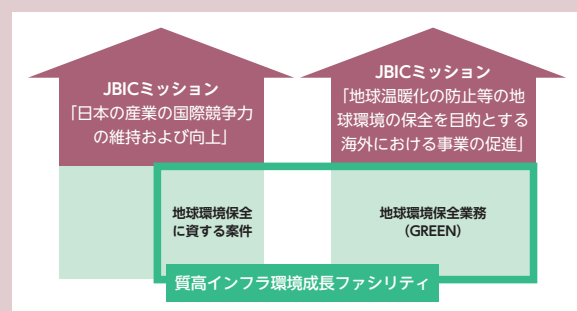
本ファシリティ創設・開始にあたっての主要施策

支援対象の拡大：これまでGREENとして支援してきた温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる案件に加え、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援します。

支援手法の多様化：これまでのGREENは、支援手法は事業開発等金融もしくは出資に限られていましたが、地球環境保全目的に資する案件に対して投資金融が適用可能となりました。日本企業が行う事業に対する投資金融の適用にあたって、従来の「我が国産業の国際競争力の維持・向上につながるか」という視点に加えて、今後は「地球環境保全目的に資するものであるか」という視点に着目した検討が可能となりました。

手続きの合理化・効率化：GREEN対象案件は従来、温室効果ガスに関する「測定・報告・検証（MRV）」の実施を要件とし

てきました。しかし、本ファシリティの下では対象案件の実施を一層推進するため、温室効果ガス等の排出削減量の定量的確認は、出融資・保証決定時における計画排出削減量の検証のみへと簡素化します。さらに定性的に地球環境保全目的に資することが明らかな場合、定量的確認を省略可能とし、手続きの合理化・効率化を通じて顧客負担の軽減を図ります。



5 調査活動、海外の政府機関・国際機関等との連携

JBICは、海外投資や国際金融等に関する調査・研究を行っています。さまざまな分野において、海外の政府機関や国内外の研究機関、有識者等とも交流しつつ、各種情報の収集・分析やナレッジ提供等に取り組んでいます。

「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査」

JBICは、第30回となるアンケート調査「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査」を実施しました。1989年から実施している本調査は、日本の製造業企業の海外事業展開の方向性や課題を把握するもので、その独自性や継続性等の観点から広く注目を集めています。



2018年度は、例年の質問事項である「日本企業の海外事業の実績評価」、「事業展開見通し」および「有望事業展開先国・地域」に加え、個別テーマとして「保護主義的な政策の影響」、「環境規制への対応と環境ビジネスの展開」について調査しました。

「保護主義的な政策の影響」では、今後保護主義的な政策が各国向けの直接投資の手控えや減少を招く可能性を示唆する回答結果となりました。また、「環境規制への対応と環境ビジネスの展開」については、中国やEUで規制が厳格化されている傾向があり、環境意識の高まりをビジネス拡大の好機と捉える見方が根強く見られました。

JBICでは、調査結果を对外発表するとともに、各地の商工会議所や地方銀行等と連携してセミナーを開催するなど、広く情報提供を行っています。また、海外でも在外日本人商工会議所および外国政府等への説明会を開催しているほか、本調査の成果は外国政府に対する政策提言などに有効活用されています。



海外投資セミナー 2019 ～わが国製造業企業の海外事業展開～

海外の政府機関・国際機関等との連携

2019年2月、JBICは、フィリピンにおける官民パートナーシップ(PPP)によるインフラ整備の課題・改善案等についてフィリピン政府等と議論するPPPワークショップをフィリピン・マニラにて開催しました。本ワークショップは、現在フィリピン政府が推進中のハイブリッドPPP(政府が建設段階を担い、当該事業のオペレーション・メンテナンスを民間に委託するもの)特有のリスクについて、フィリピン政府等と意見交換を行い、フィリピンにおけるインフラ開発への日本企業の参画機会拡大につなげることを目的に開催したものです。当日は、アジア開発銀行(ADB)、国際金融公社(IFC)といった国際機関や、フィリピン政府関係者などから多数の参加があり、ハイブリッドPPPの重要性や適切なリスクアロケーションの在り方などについて関心が寄せられました。



フィリピン政府向けPPPワークショップ

JBICは、2018年10月、インドネシア財務省との共催で「連結性強化に資するグリーンインフラ開発への民間資金の動員について」と題するセミナーを開催しました。同セミナーは、インドネシア・バリ島で開催された第73回IMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、アジアにおけるグリーンインフラ開発の可能性およびそれらインフラ開発への民間資金動員における課題等について、インドネシア政府、国際機関の専門家およびインフラ開発に関わる主要なステークホルダーによる基調講演・プレゼンテーションを通じて、関係者間で共通の問題意識や方向性を得ることを企図したものです。

JBICからは、総裁の前田が基調講演を行い、「グリーンインフラ」を「第3期中期経営計画」(2018～2020



JBIC総裁 前田による基調講演の様子

年度)における重点取組課題の一つとして積極的に取り組んでいることを紹介しました。また、こうしたグリーンインフラへの民間セクターによる投資促進を支援するため2018年7月に創設した「質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)」を活用する考えを示しました。

JBICは、2018年6月にインド法人デリー・ムンバイ間産業大動脈開発公社(Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited: DMICDC)と共催で、「インド産業回廊セミナー@グルガオン」を開催しました。

デリー・ムンバイ産業大動脈(Delhi-Mumbai Industrial Corridor:DMIC)構想は、インドの2大都市であるデリー・ムンバイ間に計画されている1,483kmの貨物専用鉄道の間両側150kmの地域に、工業団地をはじめとしたインフラを集中的に整備する日印両国共同のプロジェクトです。JBICは2013年にDMICDCとの間で、DMICDCが新たに発行する株式に関する出資契約に調印、DMIC構想の対象地域におけるインフラ開発のための案件形成支援を実施しています。

DMIC地域における開発は工業団地整備等を含むスマートシティ開発を中心に具体化が進み、貨物専用鉄道の開業と企業の集積を見込んで、多機能物流ハブなど製造業を支える周辺インフラの整備計画等も動き始めています。本セミナーを通じて、在インド日系企業に対してこれまでの両機関の取り組み・機能等について紹介しました。



インド産業回廊セミナー@グルガオン

2019年3月、JBICは、メキシコ政府との間で第7回政策対話年次会合をメキシコシティにて開催しました。本件は、2011年2月22日にJBICがメキシコ大蔵公債省等との間で締結した定期協議会の枠組みに係る覚書に基づく7回目の年次会合であり、昨年12月のロパス・オブラドール新政権発足後、初の会合となります。

今回の会合では、新政権が注力する大型インフラプロジェクトや石油分野における民間資金を活用した経済活

性化の戦略、昨年妥結を迎えた米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の意義といったテーマをはじめとする新政権の政策につき紹介があり、国内の地域格差をはじめとするメキシコ経済の抱える課題にも触れつつ、JBICとメキシコの今後の協力可能性について議論を行いました。議論の中で、民間資金を活用したインフラプロジェクトの推進には、リスク分担の在り方を定めた適切なフレームワークが重要となる点を確認しました。特に新政権の政策が注視されている石油分野、今後USMCA批准を控える通商分野については民間セクターとの対話が重要である点をJBICとメキシコ側とで共有しました。

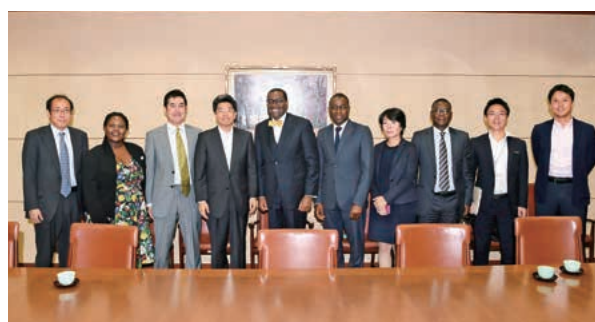


第7回政策対話年次会合メンバー

JBICは、2018年9月に、アフリカ開発銀行(AfDB)アキウミ・アヨデジ・アデシナ総裁による表敬を受け、懇談を実施しました。

冒頭、アデシナ総裁は、JBICとの協調融資案件であるモザンビークおよびマラウイにおけるナカラ鉄道・港湾プロジェクトについて言及され、引き続きJBICとの緊密な連携を期待する旨を述べられました。JBICからは、日本企業と共にアフリカ地域における質の高いインフラ整備および持続的な経済発展に引き続き貢献していく旨を述べました。

アデシナ総裁とJBIC副総裁 林は、AfDBとJBIC、ひいてはアフリカ地域と日本の経済関係をさらに強化していくことで一致しました。



AfDB アデシナ総裁の表敬訪問の様子

4 業務のご紹介

- 1 JBICのスキーム……………66
- 2 近年の特徴的な支援体制……………77
- 3 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制……79



輸出金融

日本企業や日系現地法人等の機械・設備や技術等の輸出・販売を対象とした融資で、外国の輸入者（買主）または外国の金融機関等向けに供与しています。とりわけ船舶や発電設備等をはじめとするプラントには、多くの高度な技術が導入されており、その輸出は日本の産業の高度化にも貢献しています。また、日本国内の造船業界やプラント業界は、部品製造に携わる中堅・中小企業等関連企業の裾野も広く、輸出金融による支援はこうした国内企業への波及効果も期待されます。なお、特定分野^(注)については先進国向け輸出の場合にも適用可能です。

融資条件については、OECD公的輸出信用アレンジメントに基づき決定します。原則として、融資金額は輸出契

約金額、技術提供契約金額の範囲内で、頭金部分を除いた金額です。ローカル・コストは、OECD公的輸出信用アレンジメントで定める範囲内で融資対象に含めることも可能です。

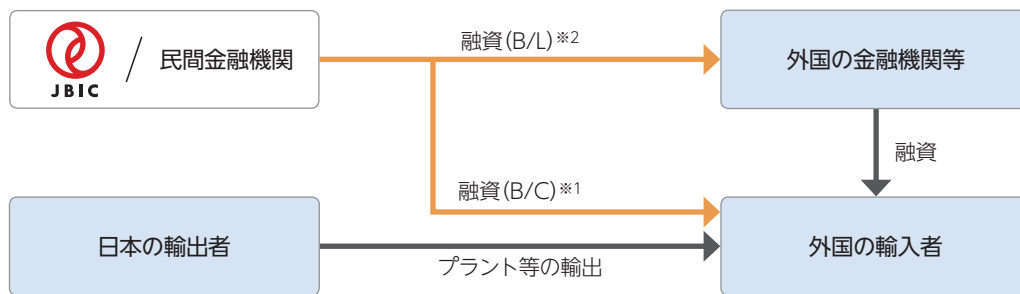
(注) 先進国向け支援の対象分野 (2019年8月末時点)

[インフラ輸出案件]

鉄道(都市間高速、都市内)、道路、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー源発電、原子力発電、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)、高効率ガス発電、石油・化学製品製造、廃棄物焼却・発電、スマートグリッド

[その他輸出案件]

船舶、人工衛星、航空機、陽子線等を用いる医療機器



※1: 外国の輸入者に対する融資(バイヤーズ・クレジット(B/C))

※2: 外国の金融機関に対する融資(バンクローン(B/L))

日本の造船所が建造する鋼材等運搬船輸出を支援



JBICは、台湾法人Ta Tong Marine Co., Ltd. (TTM) グループのパナマ法人 MacLin Spring Maritime S.A. との間で、船舶輸出バイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結しました。TTMグループは、台湾を拠点とする、ばら積み船の保有・運航を専門とする船主です。本融資は、TTMグループが日本の(株)

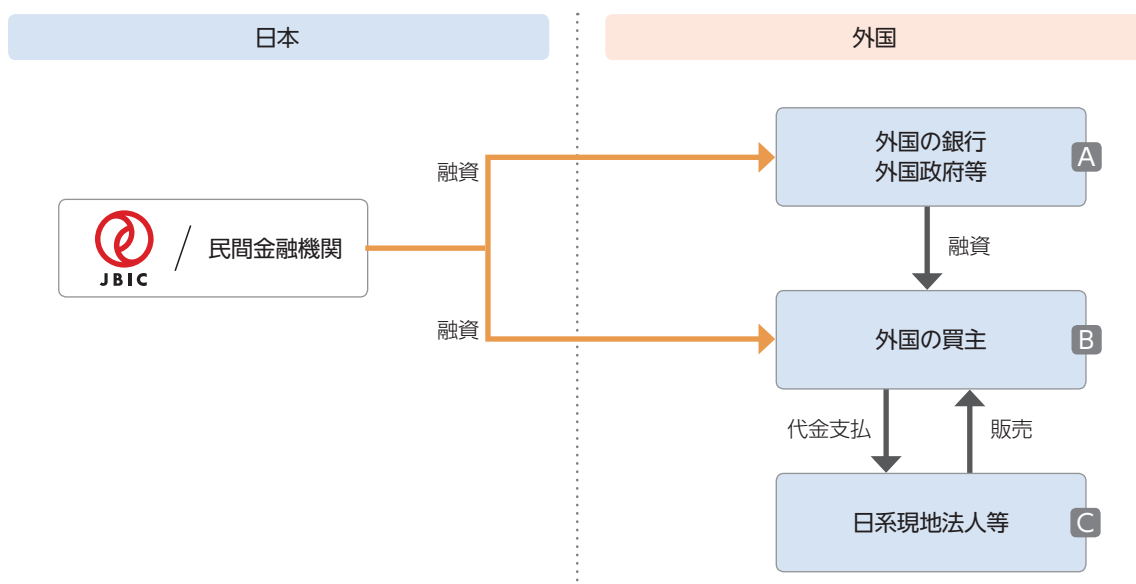
大島造船所により建造される55,200重量トン(DWT)の鋼材等運搬船1隻を購入する資金に充てられます。

本融資は、地域経済において大きな役割を果たしている日本の造船所が建造する船舶の輸出を金融面から支援し、日本の造船業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)は、日系現地法人等により海外で生産される設備や技術の輸出・販売に必要な資金を外国の買主に対して直接融資するものです。

ローカル・バイクレは、日系現地法人等が生産・販売する財・サービスを購入する買主(バイヤー)に対する融資を通じて、日本企業の海外拠点の取引を支援することを目的としたものです。なお、外国の銀行等を経由した融資も可能です。



A、B、Cの所在国が異なる場合もローカル・バイクレの適用が可能。

インドネシア向けポリエチレン製造プラントの輸出を支援



JBICは、インドネシア法人PT. Chandra Asri Petrochemical Tbk (CAP)との間で、バイヤーズ・クレジットおよびローカル・バイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結しました。本件は、CAPがジャワ島西部の石油化学コンプレックス内に、ポリエチレン製造プラントを新設するため、東洋エンジニアリング(株)等からプラント設備一式および、これに関する現地での設計・工事監理等に関する

役務を購入するための資金を融資するものです。

インドネシアでは、経済成長に伴う石油化学製品の需要増大に対して国内生産能力が追いつかず、輸入に依存する状態が続いています。本プロジェクトはポリエチレンの輸入代替に寄与するとともに、日本企業による石油化学製品プラントの機器等の輸出を支援するものです。

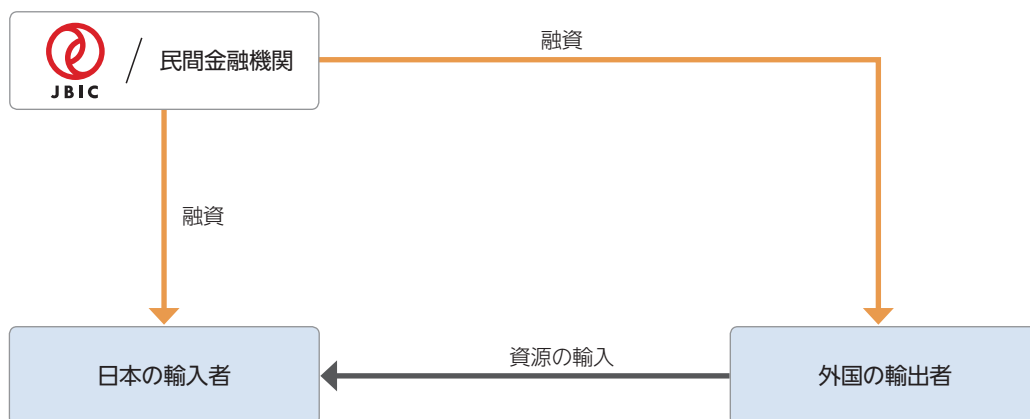
輸入金融

日本企業による資源等、重要物資の輸入に対する融資で、日本の輸入者に対するもの、外国の輸出者に対するものがあります。天然資源に乏しい日本にとって、資源を長期安定的に確保することは経済活動の大切な基盤の一つであり、輸入金融は石油・天然ガス(LNG)・石炭といったエネルギー資源や鉄鉱石・銅・レアメタルといった鉱物資源等の輸入のために用いられています。

なお、資源以外にも航空機等、国民経済の健全な発展のために真に必要な製品の輸入については、保証機能を活用することにより支援しています(P72参照)。

融資対象輸入品目(資源)

石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、燐鉱石、蛍石、塩、木材、木材チップ、パルプ等。



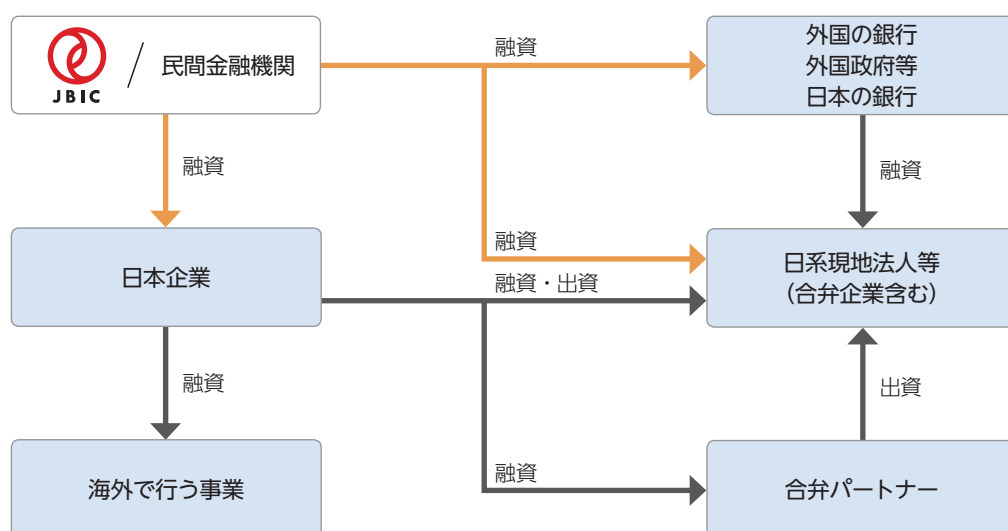
投資金融

日本企業の海外投資事業に対する融資で、日本企業（投資者）に対するもの、日系現地法人（合併企業含む）またはこれに貸付・出資を行う外国の銀行・政府等に対するものがあります。

日本の国内企業向け融資については、中堅・中小企業向けの場合のほか、日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進のために行う案件ならびにM&A等への支援を目的とした案件（これらは大企業向けを含む）が対象となります。また、中堅・中小企業を含む日本企業による海外事業展開支援のためのツー・ステップ・ローン(TSL)や、国内企業によるM&A等への支援を目的としたTSLも可能です。併せて、JBICが長期資金の融

資を行うまでの「つなぎ資金」が必要な場合については、海外で事業を行うための短期資金の供与も可能です。また、重要な資源の開発・取得に関する投資事業のほか、特定分野^(注)については先進国での投資事業に対する融資も可能です。

(注) 先進国向け投資金融の支援対象分野（2019年8月末時点）
 鉄道（都市間高速、都市内）、道路、水事業、バイオマス燃料発電、再生可能エネルギー発電、原子力発電、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵（CCS）、高効率ガス発電、スマートグリッド、高度情報通信ネットワーク整備、船舶の製造・運用等、人工衛星の打上げ・運用等、航空機の整備・販売等、陽子線等を用いる医療事業、石油・ガス化学製品製造、廃棄物焼却・発電、M&A等支援



タイのガス焚複合火力発電事業への日本企業の参画を支援

「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件



JBICは、三井物産（株）が出資するタイ法人Gulf SRC Company Limited (GSRC)との間で、同国Gulf SRCガス焚複合火力発電事業を対象として、プロジェクトファイナンス^(注1)による貸付契約を締結しました。本プロジェクトは、GSRCが、タイ東部のヘマラート工業団地でガス焚複合火力発電所を建設・所有・運営し、25年間にわたり売電するものです。

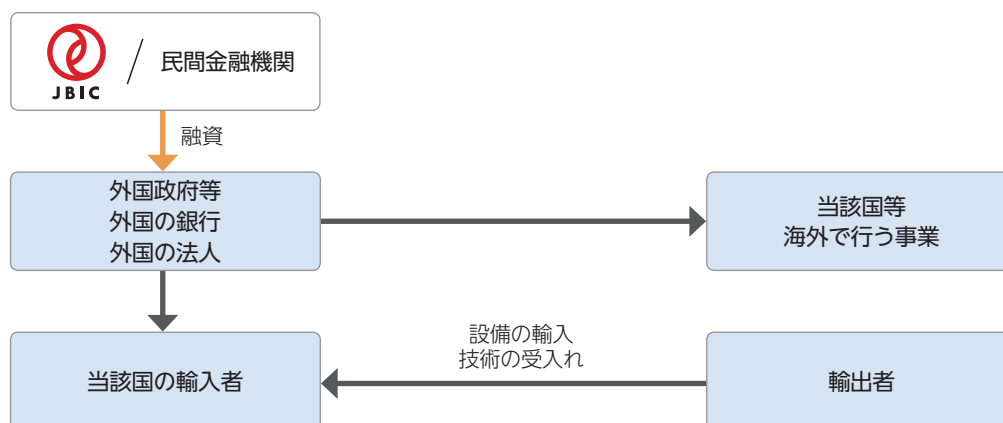
(注1) プロジェクトに対する融資の返済原資を、そのプロジェクトの生み出すキャッシュフローに限定する融資スキーム。

タイの電源開発計画によると、電力需要は2036年まで年平均3.9%増加する見通しであり、本プロジェクトは主要なベースロード電源として同計画に位置付けられています。また、タイに進出している日系企業への電力の安定供給の観点からも有意義なプロジェクトであり、タイのインフラ基盤整備に寄与するとともに、日本企業の海外経済活動にも貢献するものです。

事業開発等金融

事業開発等金融とは、開発途上国等による事業および当該国の輸入に必要な資金、もしくは当該国の国際収支の均衡、もしくは通貨の安定を図るために必要な資金を供与するものです(日本企業からの投資や資機材の購入を条件としません)。

事業開発等金融による資金は、日本との貿易・投資関係の維持・拡大、日本のエネルギー・鉱物資源の安定的確保、日本企業の事業活動の促進、高い地球環境保全効果を有する案件への融資および国際金融秩序の維持等につながるプロジェクトへの融資等に用いられます。



ブラジルにおける再生可能エネルギー事業を支援



JBICは、ブラジル国立経済社会開発銀行(Banco Nacional de Desenvolvimento Econômico e Social: BNDES)との間で、クレジットラインを設定しました。本クレジットラインは、地球環境保全業務(GREEN)(P62参照)の一環として、ブラジルにおける再生可能エネルギー事業に必要な資金をBNDESを通じて融資するためのものです。本クレジットラインは、地球環境保全

「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件

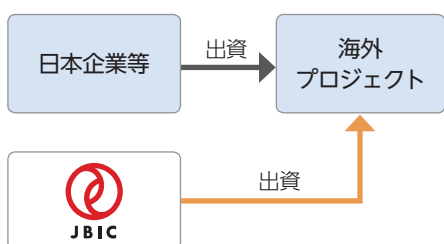
目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とした質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)(P62参照)の下で行われるものです。

BNDESは、ブラジルの政府系金融機関であり、ブラジル経済の持続可能な発展の支援をそのミッションに掲げ、再生可能エネルギー事業を積極的に支援しています。

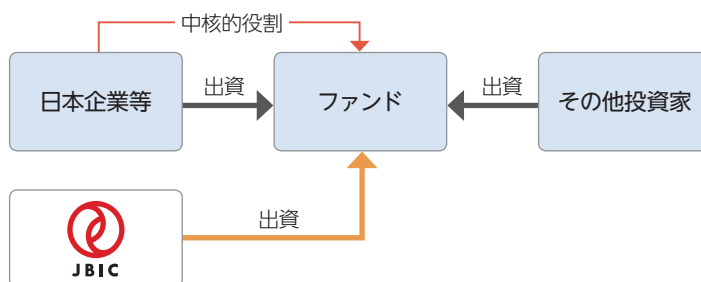
出資

海外において事業を行う日本企業の出資法人や、日本企業等が中核的役割を担うファンド等に対して出資するもので、原則として以下の形態で出資しています。

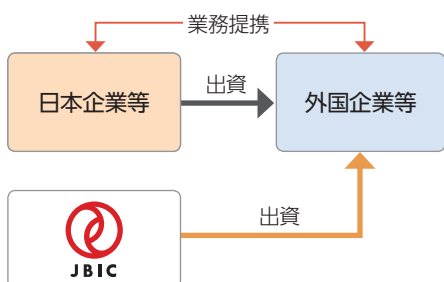
■ 日本企業等がプロジェクトに出資する場合



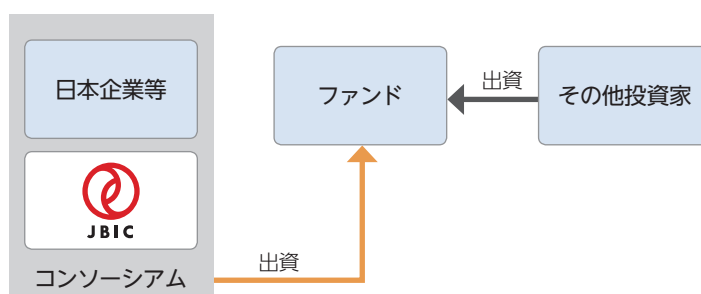
■ 日本企業等がファンドに出資する場合 (ジェネラルパートナー等となって運営方針や投資対象の決定の中核的役割を果たす場合)



■ 日本企業等が業務提携のために外国企業等に出資する場合



■ 国際的なファンドに対して日本企業等がコンソーシアムを形成して参画する場合



日本企業の海外M&Aを支援

「海外展開支援出資ファシリティ」案件

JBICは、JX金属(株)およびドイツ法人JX Metals Deutschland GmbH (JXMD社)との間で、JBICによるJXMD社種類株式取得に関する株主間契約を締結しました。本件は、JX金属がJXMD社を通じて、ドイツ法人H.C. Starck Tantalum and Niobium GmbH (HCS TaNb社)の全株式を取得する資金調達を、JBICが出資により支援するものです。

(注1) 情報通信機器・デジタル家電に内蔵されるコンデンサの材料や半導体の薄膜形成用の材料等として使用される。

HCS TaNb社は、エレクトロニクス産業等で使用されるタンタル・ニオブ製品(高純度金属粉)^(注1)の開発、製造、販売事業を展開する世界有数の企業です。JX金属は、HCS TaNb社の全株式を取得するとともに、同社の高い技術力およびマーケティング力を活かした、先端素材分野の強化を目指しています。

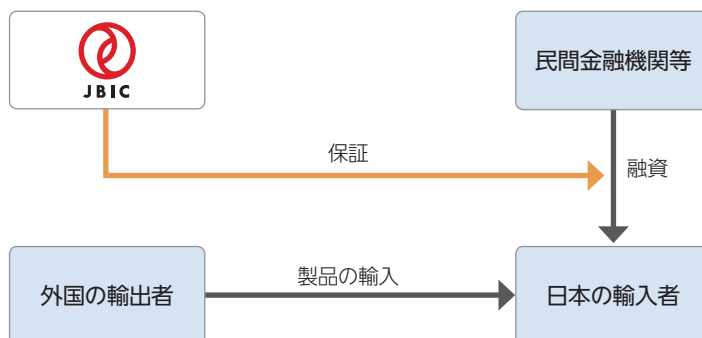
保証

JBICは、出融資に加え、民間金融機関等の融資および開発途上国政府や現地日系企業等の発行する公社債に対する保証、通貨スワップ取引への保証、他国輸出信用

機関が行う保証への再保証等、保証機能も活用した支援を行っています。

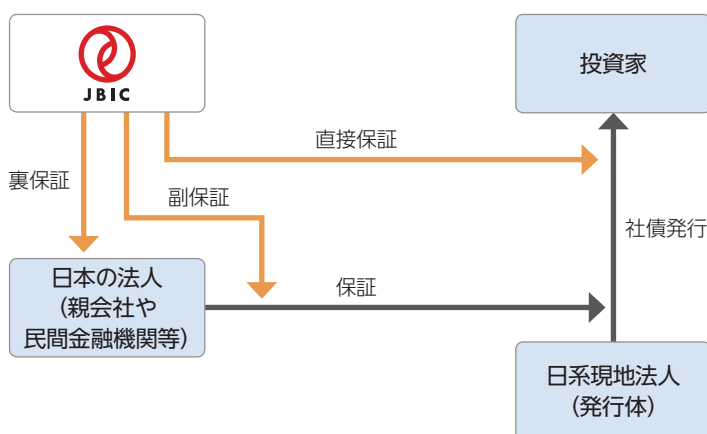
■ 製品輸入保証

航空機等、日本にとって重要な製品の輸入について、日本の法人が必要な資金を借り入れた場合に当該債務を保証します。



■ 現地日系企業が発行する社債への保証

現地日系企業が海外市場において発行する社債に対し、保証制度を活用して支援を行います。



航空機の輸入のための民間金融機関融資に対する保証



JBICは、ANAホールディングス(株)(ANAHD)の航空機輸入に関する民間金融機関(計11行)融資の元本および利息等を対象とする保証契約に調印しました。本件は、ANAグループが運航する航空機を米国法人The Boeing Companyから輸入するために必要な資金について、ANAHDが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

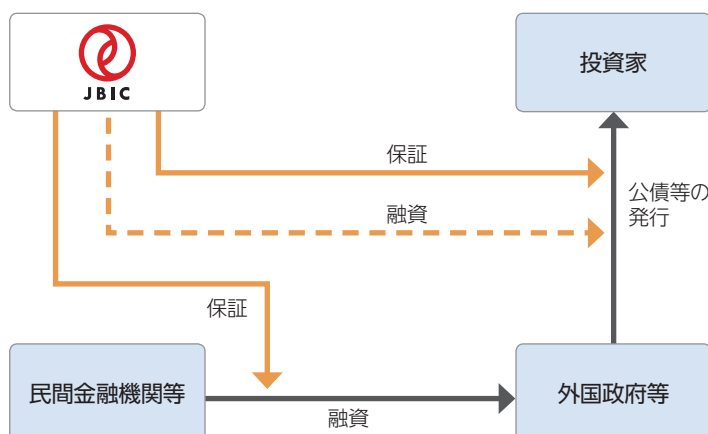
また、JBICは日本航空(株)(JAL)の航空機輸入に関する民間金融機関(計5行)融資の元本および利息等を対象と

する保証契約に調印しました。本件は、JALが運航する航空機をThe Boeing Companyから輸入するために必要な資金について、JALが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

JBICは、日本の航空産業の国際競争力の維持・向上に貢献するとともに、国民生活に不可欠な航空機の輸入を金融面から支援しています。

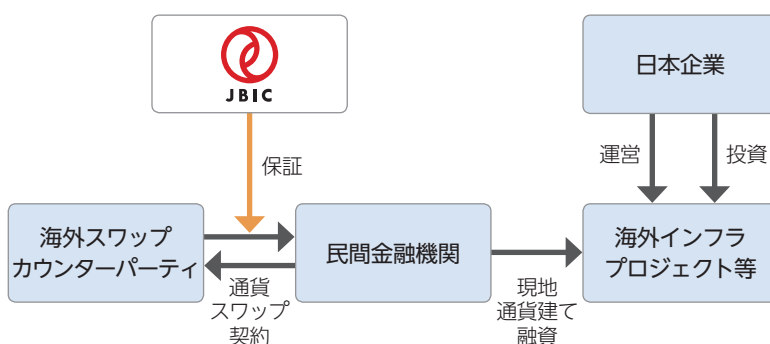
■ 協調融資保証／海外シンジケートローン保証／公債保証

開発途上国等に融資を行う場合には、外貨送金・交換リスク、カントリーリスク等が伴います。JBICがこのようなリスクを保証することにより、日本の民間金融機関の開発途上国に対する中長期融資を可能とし、開発途上国の民間資金導入および民間企業による海外ビジネスの拡大に貢献します。



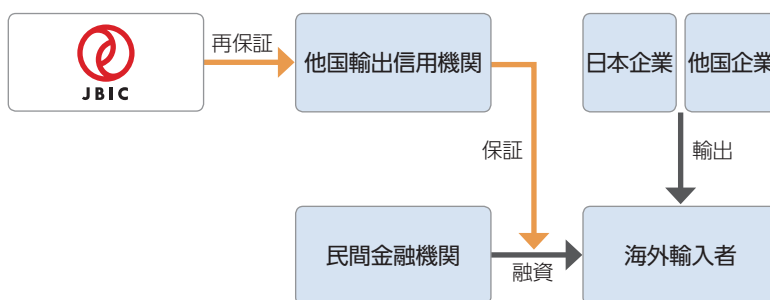
■ スワップ保証 (通貨スワップ等)

スワップ取引に対する保証を行うことにより、日本企業による海外インフラプロジェクト等に対する現地通貨建て融資等をサポートします。



■ 輸出金融における再保証

日本企業が他国の企業とともに設備等を輸出する場合、JBICが他国の輸出信用機関が行う保証等に対して再保証を行うものです。これにより、他国輸出信用機関との相互保証スキームの構築が可能となり、こうしたスキームを通じて、他国企業と協働する日本企業の輸出案件を機動的に支援します。



日本の地域金融機関によるルピア建融資を支援し、日系企業の現地通貨調達に貢献

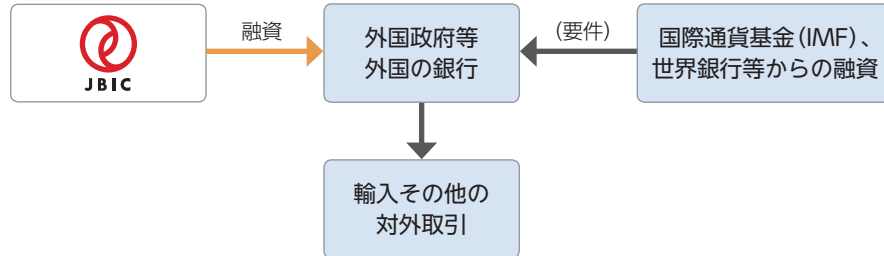
JBICは、(株)静岡銀行とインドネシア法人PT Bank CIMB Niaga Tbk (CIMB Niaga) との間で、両行間の通貨スワップ取引について、JBICが保証を提供する通貨スワップ保証の枠組みに関する一般保証契約および個別契約をそれぞれ締結しました。一般保証契約は、静岡銀行に対し、CIMB Niagaがスワップ取引の中途解約を行った場合の清算金支払債務の保証をJBICが行うことにより、静岡銀行によるルピア資金の円滑な

調達を可能とし、日系企業のルピア建資金調達を支援するものです。個別契約は、当該保証により(株)ユニバンスのインドネシア法人が現地でする自動車部品の製造・販売事業に必要な資金を、静岡銀行がルピア建てで融資することを支援するものです。本件は、日本の地域金融機関による初のルピア建て融資となりました。

ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の対外取引に対し、外貨資金繰りを手当するために必要な短期資金の貸付を行うものです。

JBICは、2013年1月、ミャンマー政府に対し、ブリッジローンを供与し、同国のアジア開発銀行 (ADB) および国際開発協会 (IDA) に対する延滞債務解消に貢献しました。



貸付債権の譲受け・公社債等の取得

国際金融分野における民間金融機関による融資や、日本企業等の資本市場からの資金調達を促進するなどの観点から、輸出金融・輸入金融・投資金融および事業開発等金融の各業務を遂行する場合には、資金の貸付または債務の保証に加えて、JBICは、借入人に対する他の金

融機関の貸付債権の譲受けや、借入人が資金調達のために発行する公社債等^(注)の取得を通じて与信を行うこともできます。

(注) 公債、社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権が対象となります。

調査

個別案件の初期段階において当該個別案件に関する調査を行い、または個別案件に結びつき得る地域やセクターに絞った調査を行うことは、潜在的な優良案件を発掘する方法として有効であり、当該案件に対する日本からの資機材・サービスの輸出や日本企業の事業参画の機会拡大に結びつくことが期待されます。調査は、個別案件のマスタープラン作成、Pre-F/S、F/S (Feasibility Study) およびFEED (Front End Engineering Design) や、個別案件に結びつく地域およびセクターに

関する調査等、案件の実現に必要なあらゆる段階を対象とします。なお、調査完了後、最低年に一度は案件の進捗状況についてフォローアップの確認を行います。

調査は、以下の順で行います。

1. 調査対象の選定
2. 調査を行う業務委託先の選定
3. 調査の実施
4. 調査報告書の完成
5. フォローアップ

証券化・流動化

民間金融機関の活動を補完・奨励するため、JBICは証券化や流動化を支援する業務にも取り組んでいます。

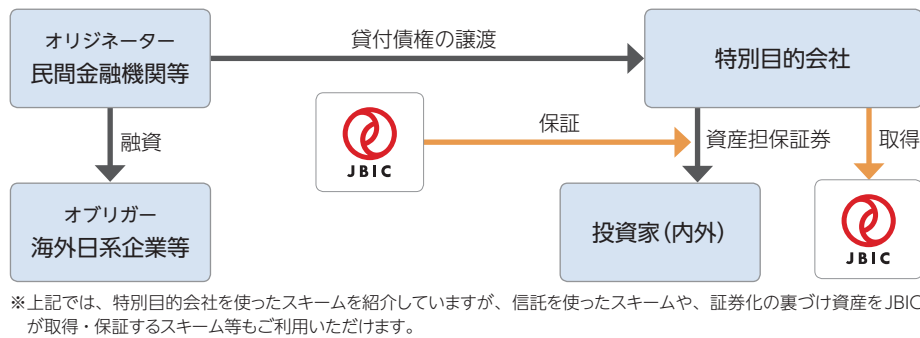
証券化の促進(保証)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として資産担保証券等を発行する場合に、当該資産担保証券の支払いを保証し、カントリーリスクやストラクチャーリスクを軽減することで債券発行を支援します。

証券化の促進(債券取得)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として発行する債券の一部を取得することを通じ、債券発行を支援します。債券取得によりオリジネーター^(注)の証券化ニーズを支援するとともに、マーケットの状況に応じて、取得した債券を市場に還流させることで、債券市場の活性化を促す効果も期待されます。

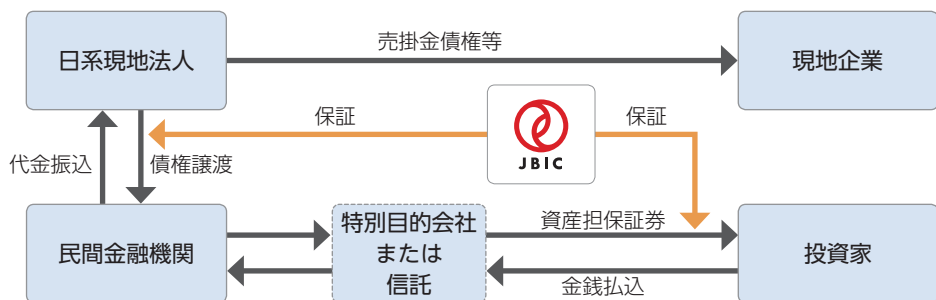
(注) オリジネーターとは、証券化対象資産の元々の保有者であり、証券化によって資金調達を行う者を指します。



売掛債権の証券化・流動化支援

日系現地法人が持つ売掛金債権等の金銭債権について、保証を付けることで、銀行による買取り(流動化)を促

進します。特別目的会社や信託会社が、日本企業の現地子会社等から譲り受けた金銭債権を担保とする債券を発行した場合における、当該債券に対する保証も可能です。



環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

環境への関心が高まり、世界的に環境規制強化の動きが進む中、特に海外事業においては環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

JBICでは、このような状況の下、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(環境ガイドライン)に基づいて、JBICの投融資等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

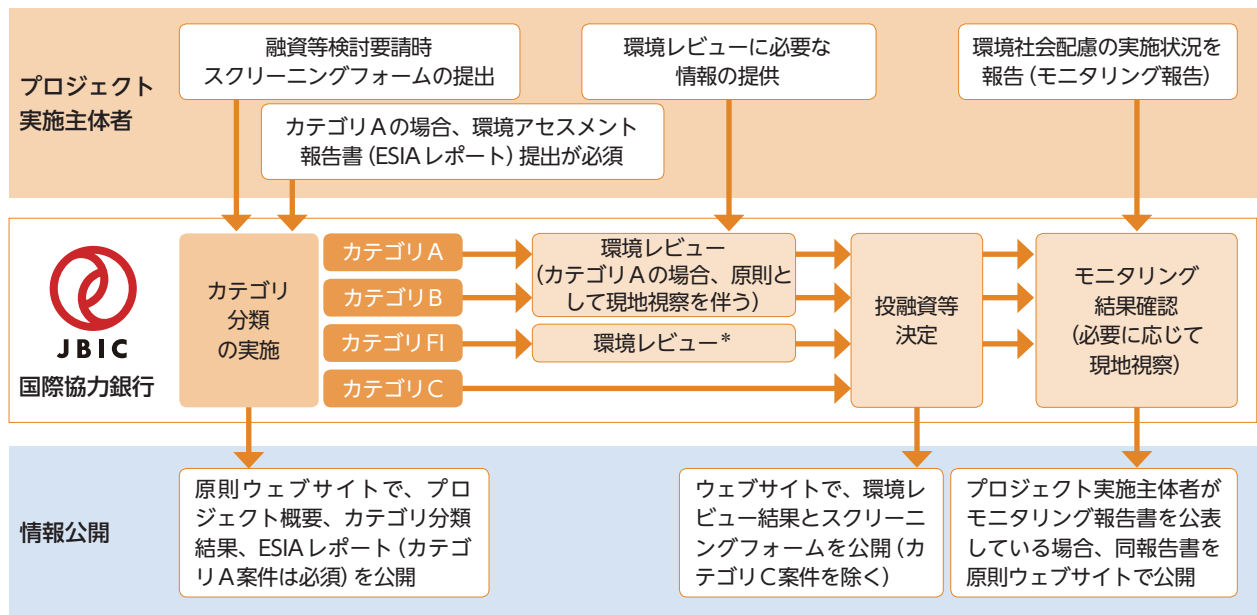
環境ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確

認の手続き、判断基準、投融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による情報公開および住民参加配慮が適切になされていることを確認することと

環境社会配慮確認手続き

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



*カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

「特別業務」の対象拡大

JBICは、日本企業の海外インフラビジネスへの展開を一層後押しすることを目的に、海外インフラ事業を対象として、リスク・テイク機能を強化した「特別業務」を2016年10月より開始しています。

2019年3月、JBICは、日本政府が進める「質の高いイ

ンフラ投資」推進に向け、特別業務による支援対象を拡大しました。JBICのリスク・テイク能力を発揮することにより、技術的優位性を持つ日本企業の海外インフラ事業において、先進技術を用いた事業や新規取り組みの事業化を支援するものです。

特別業務において対象とする案件※

公共インフラ事業に対するファイナンスであって、**外国の政府、政府機関、地方公共団体**に対して行うもの

民活インフラ事業に対するファイナンスであって、当該事業の**需要の変動**がファイナンスの返済等に影響を及ぼすもの

民活インフラ事業に対するファイナンスであって、外国の政府、政府機関、地方公共団体が対象事業の**主たる収入の支払者(オフテーカー等)**となるもの

民活インフラ事業に対するファイナンスであって、当該事業に用いられる**技術の不確実性(技術リスク)**や**事業組成の不確実性(事業化リスク)**がファイナンスの返済等に影響を及ぼすもの

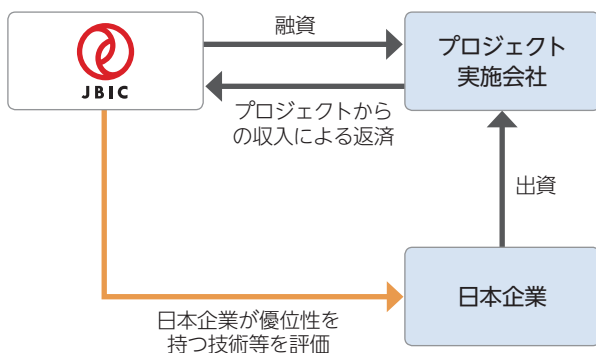
※対象分野は海外インフラ事業(海外における社会資本整備に関する事業)。いずれも一般業務ではリスク・テイクが困難なもの。

今回の対象拡大

対象を拡大した業務の具体的なイメージ

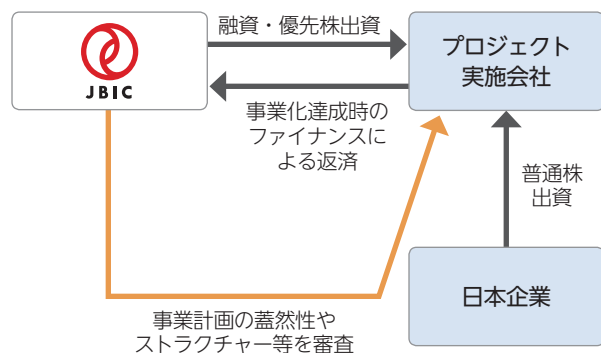
<技術リスク型>

十分な商業運転実績を有していない技術であっても、当該技術の実証実験・事業等の実績を分析した上で、商業運転が可能と判断される案件を支援



<事業化リスク型>

対象事業が建設・商業化に至っていないくとも、プロジェクト実施会社が初期的なF/S(事業性調査)は実施済である等、事業化に向けた段階にあり、事業計画の蓋然性やストラクチャー等を踏まえ、リスク・テイクが可能と判断される案件を支援



第三国市場等におけるプロジェクト推進に向けた他国等との連携

日本企業による海外事業展開にあたっては、「オールジャパン」による官民連携のみならず、他国の政府・政府機関・企業等をパートナーに当該国または第三国市場を目指す動きが注目されています。日本政府においても、「質の高いインフラ投資」や「自由で開かれたインド太平洋」等の政策の実現のため、こうした第三国市場等にお

ける他国との連携の枠組みを作るなど、協力関係の強化を図っています。JBICは、こうした日本政府の政策も踏まえ、第三国市場等でのプロジェクトの推進を図るべく、関係国の政府・政府機関や国際機関等との協力関係を強化しています。

日米豪によるインド太平洋地域を含む第三国における協調プロジェクトの促進



注1) アメリカ海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation: OPIC)は、2019年10月に米国国際開発庁(USAID)の一部と統合し、U.S. International Development Finance Corporation (DFC)に改組されます。
注2) 豪州輸出金融保険公社(Export Finance and Insurance Corporation: Efic)は、2019年7月に Export Finance Australiaに改称されました。

JBICは、アメリカ海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation: OPIC^(注1))、オーストラリア外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade: DFAT)、および豪州輸出金融保険公社(Export Finance and Insurance Corporation: Efic^(注2))との間で、2018年11月、業務協力に関する覚書を締結しました。

日米豪3カ国政府は、2018年8月の日米豪閣僚級戦略対話等を通じ、自由で、

開かれ、包摂的で、繁栄するインド太平洋地域の維持・推進や、同地域のインフラ開発と、それを通じた連結性の向上に連携して取り組むことを確認しています。本覚書の締結は、4者が日米豪政府の政策を推進するもので、金融面での支援に向け協調することを通じ、インド太平洋地域をはじめとする第三国におけるインフラ、エネルギーおよび資源等のセクターで、日米豪企業が協調する個別プロジェクトの実現を促進するためのものです。

日中企業の第三国でのプロジェクトにおける協働の推進

JBICは、2018年10月、北京で開催された「日中第三国市場協力フォーラム」の機会を捉え、中国国家開発銀行(China Development Bank: 中国開銀)との間で、日中両国企業が参加または関与する第三国でのプロジェクトに対するJBICと中国開銀の協力の推進を目的として業務協力協定を締結しました。

近年、日本企業と中国企業が第三国市場においてそれぞれの強みを活かし、

補完しながらビジネスを展開する機会も増加しつつあります。日中政府間においても、こうした両国企業の協働が両国の経済分野での協力拡大、さらには、対象国の発展にとっても有益であるとの認識で一致しています。

JBICと中国開銀が協力して、日中両国企業が参加または関与する第三国におけるプロジェクトに対して、開放性、透明性、経済性、債務の持続可能性、法令順守といった



提供: (独)日本貿易振興機構(JETRO)

グローバルスタンダードに則った金融支援を行うことは、日中両国のみならず、プロジェクト所在国へも裨益のある新規ビジネス機会創出につながる事が期待されます。

欧州域内外での日・EU間のビジネス機会創出に向けた協力を推進



JBICは、欧州投資銀行(EIB)との間で、業務協力協定を締結しました。

EIBは、欧州域内外における経済の統合とバランスのとれた発展に寄与するプロジェクト等に対し、長期ファイナンスおよび技術協力を供与する欧州連合(EU)の公的金融機関です。本協定は、JBICとEIBが、日本およびEUの政策を各々推進する公的金融機関として、欧州域内外における日・EU間の事業機会創出に向けた協業を進めることを目指しています。

日・EU間では、2018年7月の日EU経済連携協定(EPA)および戦略的パートナーシップ協定(SPA)の締結を受け、さらなる相互協力が期待されています。また、EIBは、イノベーションや低炭素化を含む環境保全等を重点分野として掲げています。このような中、JBICがEIBとの間で業務協力関係を構築し、知見を共有することで、両機関のファイナンス面等での連携を一層促進する効果が期待されます。

3 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制

アジアを中心とする新興国の経済成長に伴い、現地生産を行う日系大手企業などの調達ニーズに応えるだけでなく、新興国市場での独自のビジネス拡大を目指す中堅・中小企業が増加しています。こうした海外事業目的の変化に伴って、中堅・中小企業の資金ニーズも多様化しています。

JBICは、中堅・中小企業の海外事業における資金ニーズの多様化に応えるため、日本の民間金融機関や現地の地場金融機関との連携を一層強化し、地方銀行や信用金庫を含む日本の民間金融機関との協調融資による個別融資スキームのみならず、民間金融機関を通じたツー・ステップ・ローン(ファイナンスリース支援を含む)で機動的な対応が可能となるように支援を行っており、また、現地通貨建て融資にも積極的に取り組んでいます。

中堅・中小企業向け支援の施策

JBICは、これまでの海外融資のノウハウ・経験を活用しつつ、投資金融や輸出金融などを通じて、中堅・中小企業を含む日本企業の海外投資や製品輸出などに必要

な長期資金を、民間金融機関との協調融資で支援しています。

日本の地域金融機関等との連携

海外進出を目指す中堅・中小企業にとって、取引行である地域金融機関による支援は、重要な役割を担っています。

JBICは、地方銀行をはじめ地域金融機関と連携し、海外進出などに関するセミナーを共同で開催するなど、地元企業の円滑な海外展開を幅広く支援しています。

2018年度は、中堅・中小企業が開発途上地域で事業展開を行う際の必要資金を対象とした融資枠(クレジットライン)の設定のための一般協定を、新たに各金融機関との間で締結(P80参照)しました。

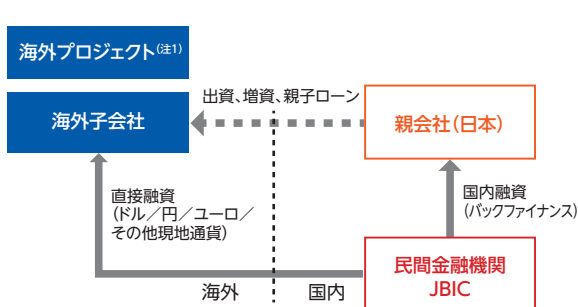
また、2018年4月には、信金中央金庫(信金中金)と業務協力協定を締結し、全国の信用金庫の取引先である中堅・中小企業の海外事業展開を支援するべく、各信用金庫に対してツー・ステップ・ローンを提供する枠組みを構築しました。

中堅・中小企業の海外展開支援のための5つの施策

- 1 数千万円規模の少額融資：新規設備資金に加え、設備更新などの融資
- 2 米ドル・ユーロ建、現地通貨建ての融資：米ドル・ユーロ建、現地通貨建ての融資
- 3 海外企業買収資金の融資：企業買収(M&A)を活用した海外進出に必要な資金の融資
- 4 民間金融機関(地方銀行・信用金庫・メガバンク)との連携：全国各地の中堅・中小企業の海外展開ニーズに対応した融資
- 5 海外駐在員事務所の活用：海外投資環境情報の提供や、現地政府とのトラブル解消をサポート

中堅・中小企業支援スキーム例

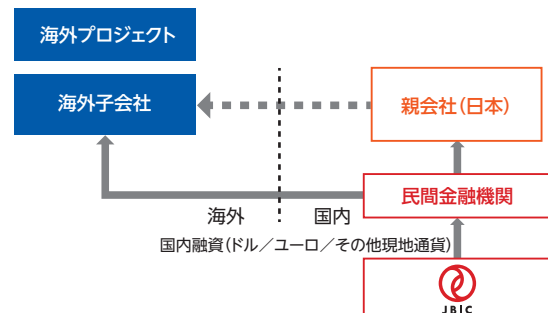
① 個別融資スキーム



(注1) 原則は開発途上国地域向けを対象。

※中堅・中小企業の定義：資本金10億円未満または従業員300名以下。大企業の連結子会社は対象外。

② ツー・ステップ・ローンスキーム(日本の金融機関経由)



中堅・中小企業支援クレジットライン設定金融機関一覧

承諾年月	銀行名
2015年 3月	SMFL Leasing (Thailand) Co., Ltd.
2015年10月	SUMITOMO MITSUI TRUST LEASING (SINGAPORE) PTE. LTD.
2017年11月	PT. SMFL Leasing Indonesia
2018年 2月	P.T. Bank Resona Perdanía
2018年 3月	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Singapore) Pte. Ltd.
2018年 9月	PT. RESONA INDONESIA FINANCE
2018年12月	株式会社静岡銀行
2018年12月	株式会社横浜銀行
2018年12月	Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.
2018年12月	株式会社埼玉りそな銀行
2018年12月	株式会社常陽銀行
2018年12月	株式会社八十二銀行
2019年 1月	株式会社西日本シティ銀行
2019年 2月	株式会社東邦銀行
2019年 2月	株式会社北國銀行
2019年 2月	株式会社千葉銀行
2019年 2月	株式会社南都銀行
2019年 3月	株式会社広島銀行
2019年 3月	株式会社愛知銀行

(注) 2018年度末時点でも有効となっている先に限る。

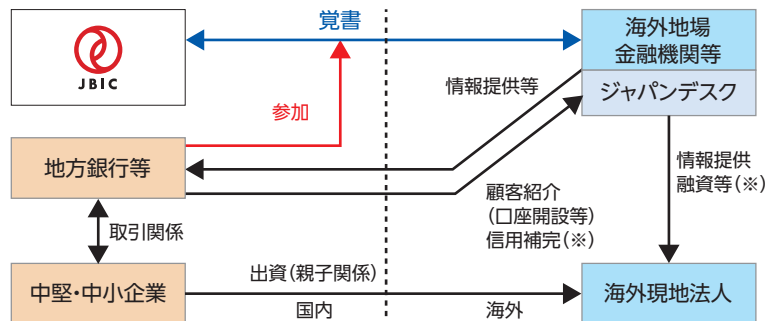
開発途上国地場金融機関等との連携

中堅・中小企業にとって、現地の情報に精通した地場金融機関からのビジネス・サポートを確保することも重要です。

JBICは、日系現地法人の支援にとどまらず、日系現地法人に原材料や部品を供給する地元企業の育成・支援を目的として地場金融機関へのツー・ステップ・ローンの供与を図るなど、地場金融機関との関係を強化してきました。

また、JBICは地場金融機関との間で、日本の地域金融機関を通じた中堅・中小企業の現地進出支援体制整備のための覚書を結んでいます。これまでJBICは、日本の地域金融機関を通じて中堅・中小企業の海外進出に関するニーズを確認しながら、地場金融機関との関係を強化してきました。この覚書の下で、地場金融機関による日系企業担当窓口(ジャパンデスク)の開設・拡充、進出企業の日本での取引先である地域金融機関を交えた具体的な協力・連携について協議する枠組みを構築しています。JBICでは、ジャパンデスクを設置する業務協力協定をアジア5カ国7地場銀行(タイ・カシコン銀行、インドネシア・バンクネガラインドネシア、インド・インドステイト銀行、フィリピン・BDO Unibankおよびメトロポリタン銀行、ベトナム・ベトナム投資開発銀行(BIDV)およびベトナムバンク)に加えてメキシコ4地方政府(アグアスカリエンテス州、ハリスコ州、グアナファト州、ヌエボ・レオン州)、1地場銀行(Banamex)と締結しています。

海外地場金融機関等との連携スキーム



(※) 各地方銀行の信用補完による地場金融機関からの融資のためには、別途、各地方銀行-地場金融機関間で個別の業務協力協定の締結が必要。

現地通貨建て融資による支援

JBICは、タイ・パーツ、インドネシア・ルピアおよび中国・人民元などの現地通貨建てでの融資も行っています。特に、進出先国において内需型のビジネスを展開する中堅・中小企業にとって、現地通貨建てでの安定した資金調達は、事業戦略上も重要な課題となります。JBICは、長期・固定金利の現地通貨建て融資を用意し、民間金融機関と協調融資する形で取引先である海外現地法人に直接融資しています。現地通貨建て資金ニーズの部分をJBICが融資し、民間金融機関は国内親会社経由の円建て融資で対応するような協調融資も行っています。

日本の地域金融機関によるルピア建て融資を支援

インドネシアでは、安定的な経済成長や市場規模の大きさ等を背景に現地日系企業の設備投資意欲が高まっています。インドネシア国内の資金決済においては、ルピア使用が義務化されており、日系企業の長期のルピア資金ニーズが高まっています。

このような状況の下、株式会社静岡銀行とインドネシア法人PT Bank CIMB Niaga Tbk (CIMB Niaga)との間の通貨スワップ取引について、JBICが保証を提供するための諸契約を締結しました^(注)。本件は、静岡銀行の通貨スワップ取引先となるCIMB Niagaがスワップ取引の中途解約を行った場合の清算金支払債務の保証をJBICが行うことで、静岡銀行によるルピア資金の円滑な調達を可能とし、それにより現地日系企業のルピア建て資金調達を支援するものです。

なお、この枠組みの下、株式会社ユニバンスのインドネシア法人PT. UNIVANCE INDONESIAがインドネシア西ジャワ州にて実施する自動車部品の製造・販売事業に必要な資金を、静岡銀行からのルピア建て融資により借り入れることを保証により支援しました。本件は、日本の地域金融機関による初のルピア建て融資となりました。

(注) 当該契約は複数の個別案件を念頭に置いた契約であり、中堅・中小企業のみならず大企業への支援も可能な枠組みとなっています。

情報提供・セミナー等

JBICでは、中堅・中小企業の海外事業展開に対するコンサルティングを行うとともに、取引先企業に対して、中国、インド、ASEANの10カ国、北米、中南米、中東等について専門家による法務・会計・税務にまつわる外資規制、雇用・労働問題、契約締結関連、会社設立などのアドバイザリー・サービスを行っています。

また、地方銀行をはじめとする地域金融機関や地方自治体、商工会議所等とも連携し、海外進出に関するセミナーや相談会の開催等を行うとともに、日本企業の主要な進出先各国の投資環境について、現地調査を踏まえてガイドブックとして取りまとめ、冊子やウェブサイトを通じて広くご提供しています。

2018年度は、メキシコ、ミャンマー、フィリピン、中国の投資環境についてガイドブックをまとめました。

JBICでは、地元企業の海外進出を支援する地方自治体や商工会議所との連携により、「移動相談室」を各地で開催しています。移動相談室については、仙台、太田、東京、名古屋で定期的を開催しており、海外投資環境や長期資金の調達方法等に関するご相談に応じています。



5 業務運営と管理体制

- 1 コーポレート・ガバナンス…………… 84
- 2 リスク管理体制…………… 88
- 3 人材の育成・活躍に向けた取り組み…………… 91
- 4 広報活動・ディスクロージャー…………… 93

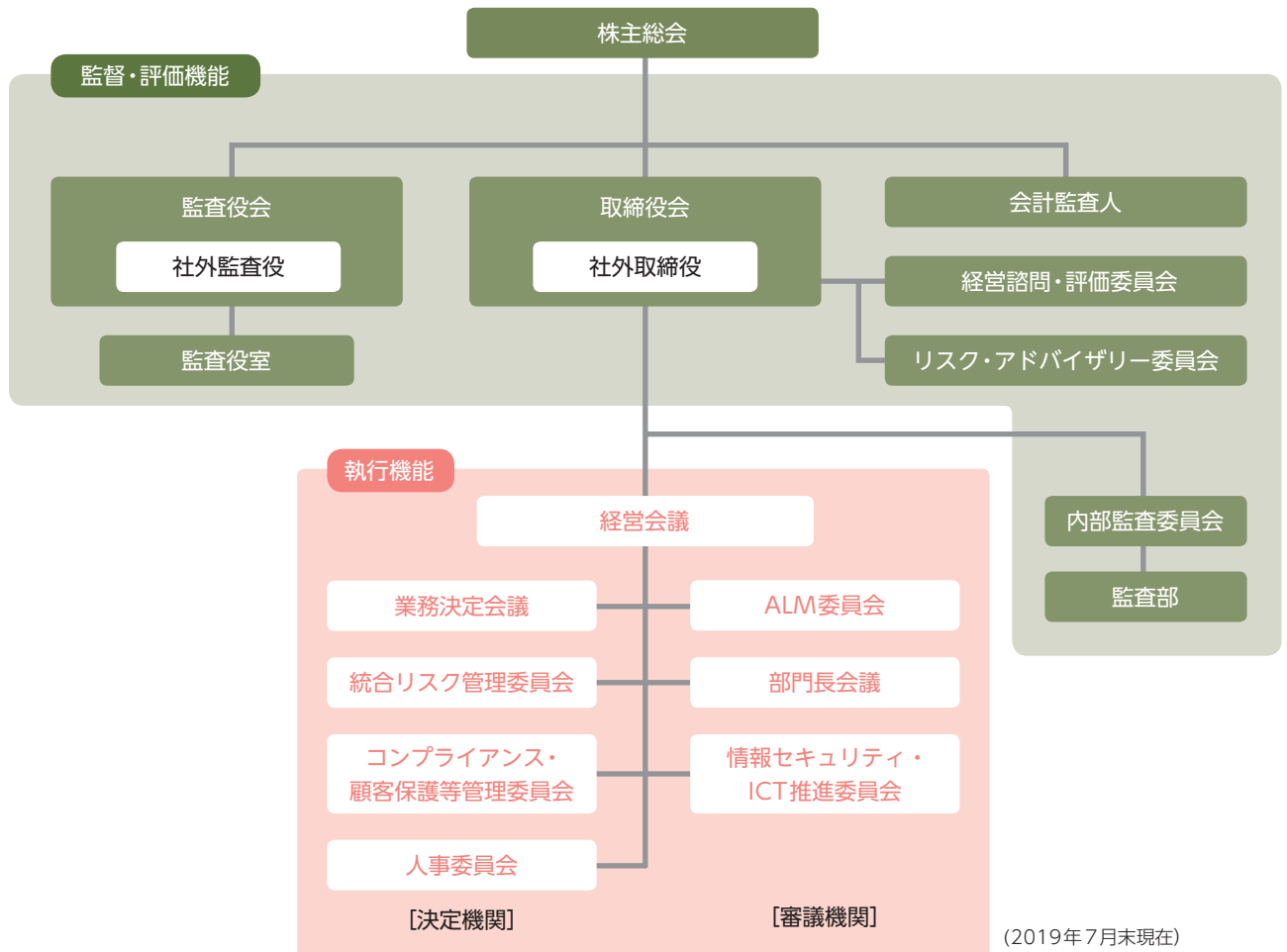


コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

株式会社国際協力銀行(JBIC)は、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)に規定されるJBICの

ミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでいます。



国の関与について

JBICは、日本政府が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、主務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、主務大臣による検査、主務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しています。

監督・評価と業務執行について

JBICにおいては、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザリー委員会、内部監査委員会、

経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しています。

(1) 取締役会

取締役会は8名の取締役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外取締役としています。社外取締役は、JBICの代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点からJBICの業務執行の監視・監督を行うほか、経営諮問・評価委員会およびリスク・アドバイザリー委員会の委員として、JBICのガバナンス態勢向上に貢献します。

(2) 監査役会

監査役会は3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としています。社外監査役は、常勤監査役とも連携のうえ、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、JBICのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。

(3) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの業務および運営の状況や、JBICの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

(4) リスク・アドバイザリー委員会

リスク・アドバイザリー委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの大口与信先に係るリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行います。

(5) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役および社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行います。

(6) 経営会議

経営会議は代表取締役・業務執行取締役および全常務執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、JBICの経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、JBICの機動的な業務執行を担います。なお、経営会議の諮問機関または一定の事項を委任する機関として、以下の会議・委員会を設置しています。

① 業務決定会議

経営会議の委任に基づき、JBICの出融資・保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行います。

② 統合リスク管理委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行います。

③ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の委任に基づき、JBICのコンプライアンスおよび顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行います。

④ 人事委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの人事に関する重要事項の決定・審議を行います。

⑤ ALM委員会

経営会議および統合リスク管理委員会の委任に基づき、JBICの資産負債管理(ALM)に関する重要事項の審議を行います。

⑥ 部門長会議

経営会議の委任に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行います。

⑦ 情報セキュリティ・ICT推進委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの情報資産の利用・管理および情報セキュリティに関する重要な事項ならびに取締役会および経営会議で決定した情報通信技術(ICT)に係る計画・方針等に基づく各種施策その他ICT関連事項に関する部門横断的な事項の審議を行います。

■ 経営諮問・評価委員会 委員一覧 (2019年7月末現在)

氏名	職業
浦田 秀次郎	早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授
遠藤 典子	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
鈴木 美勝	ジャーナリスト(専門誌「外交」前編集長)
高木 勇三	監査法人五大 会長 代表社員 公認会計士
新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長

(五十音順、敬称略)

■ リスク・アドバイザリー委員会 委員一覧 (2019年7月末現在)

氏名	職業
阿部 修平	スパークス・グループ株式会社 代表取締役社長
小川 英治	一橋大学大学院 経営管理研究科 教授
加川 明彦	有限責任監査法人トーマツ パートナー
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
富田 俊基	株式会社野村資本市場研究所 客員研究員
藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ株式会社 代表取締役社長
松田 千恵子	首都大学東京大学院 経営学研究所経営学専攻 教授
横尾 敬介	株式会社IDIインフラストラクチャーズ 取締役

(五十音順、敬称略)

部門制について

JBICでは、JBICの業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件組成能力を高め、JBICのミッションのより機動的、戦略的な遂行を図るため、部門制を導入しています。

具体的には、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイ

ナンス部門、産業ファイナンス部門およびエクイティファイナンス部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しています。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役または常務執行役員が就任し、各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っています。

取締役

(2019年10月1日現在)

代表取締役総裁	前田 匡史
代表取締役副総裁	林 信光
代表取締役専務取締役	天川 和彦
常務取締役	大矢 俊雄
常務取締役	黒石 邦典
常務取締役	武貞 達彦
取締役(社外取締役)	小泉 慎一
取締役(社外取締役)	川村 嘉則

常務執行役員

(2019年10月1日現在)

企画部門長	橋山 重人	企画部門
審査・リスク管理部門長	舟田 豊	審査・リスク管理部門
財務・システム部門長	田中 一彦	財務・システム部門
資源ファイナンス部門長	西谷 毅	資源ファイナンス部門
インフラ・環境ファイナンス部門長	谷本 正行	インフラ・環境ファイナンス部門
産業ファイナンス部門長	磯部 貢一	産業ファイナンス部門
エクイティファイナンス部門長	藤野 真司	エクイティファイナンス部門

取締役会構成員
 内部監査委員会構成員
 経営会議構成員

内部統制基本方針について

JBICは、会社法に則り、子会社を含むJBICグループの業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき、内規の制定その他体制の整備を行っています。

コンプライアンス(法令等遵守)について

JBICは、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げています。こうした行動原則に基づき、JBICは内部統制基本方針の下、コンプライアンスに関する内部規程の策定、遵守等を定めるとともに、法令等の遵守に関する基本方針を以下のとおり定めています。

- 役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関であるJBICが社会的・国際的に求められる公共的使命および社会的責任を自覚し、かつ、役職員等による法令等の違反行為の発生が、JBIC全体の信用の失墜を招き、JBICの業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。
- 役職員等は、JBICが業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めなければならない。
- JBICは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶することが、JBICに対する公共の信頼を維持し、JBICの業務の適切性および健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切な対応を行う。

法令等遵守態勢

JBICは、上記基本方針に則り、以下のとおり法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、コンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しています。

各部門および地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部室および海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等におけ

るコンプライアンスへの取り組みを推進しています。

JBICでは、コンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員に対するコンプライアンス研修等を通じて周知しています。こうしたコンプライアンスにかかる態勢の整備や研修等を実施するために、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、進捗状況や達成状況のフォローアップを行っています。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

内部監査について

JBICは、業務全般の内部管理態勢について、その適切性・有効性を評価し、改善への提言等を行うため、適切な内部監査態勢を構築しています。業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として内部監査委員会を設置し、社外取締役を構成員に加えています。また、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置しています。

監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役および会計監査人と必要な情報交換および連携を行います。(P197参照)

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク(金利リスク、為替リスク等)、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。JBICは政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理および統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、JBICが業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の健全性および適切性の確保ならびに透明性の向上を図ることをJBICのリスク管理の目的と定め、各種リスクの

管理に関する責任者およびリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会およびALM委員会を設置しています。また、社外の有識者等で構成し、JBICの大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザー委員会を設置しています。

なお、JBICでは、一般業務勘定と特別業務勘定に分けてリスク管理を行っており、政策金融機関としてJBICが業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っています。

信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、JBICが損失を被るリスクのことで、与信を中心とするJBICの業務において本質的なものです。JBICの与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業および外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク(与信先である企業やプロジェクトの所在国の政治経済情勢に起因する付加的なリスク)があります。JBICが行っている日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持および向上、ならびに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、JBICの与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴になっています。JBICでは、信用リスクに対し、各与信プロセスにおける個別与信管理と信用リスク計量化等による与信ポートフォリオ管理を行っています。

個別与信管理

JBICの信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信にあたっては、与信担当部門(営業推進部門)お

よび審査担当部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査担当部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等または外国企業向け与信に関しては、JBICは公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金(IMF)や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等のJBIC類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査したうえで評価を行っています。

行内信用格付

JBICでは、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

資産自己査定

JBICでは、その資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査担当部門による第二次査定および内部監査担当部門による内部監査という態勢をとっています。資産自己査定の結果については、JBICにおける与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、JBICの財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

信用リスク計量化

JBICでは、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化もを行っています。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいというJBICのローン・ポートフォリオの特徴および公的債権者固有のパリクラブ^(注)等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを考慮した独自の信用リスク計量化モデルにより信用リスク量を計測し、与信集中度を含む与信ポートフォリオ分析と共に内部管理に活用しています。

(注) パリクラブ：債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のこと。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省（パリ）が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、JBICでは市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップおよび先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。

金利リスク

将来の資産・負債構造および損益状況の把握に努めると共に、外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達共に金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っています。一方、円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っています。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

金融派生商品（デリバティブ）取引等

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

JBICが行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

(2) 取引内容

JBICは、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2019年3月末時点の取引量は下記の表（金融派生商品等信用リスク相当額）のとおりです。

	契約金額・ 想定元本金額	信用リスク相当額
金利スワップ	52,565	868
通貨スワップ	36,552	3,106
先物外国為替予約	1,541	8
その他金融派生商品取引	—	—
ネットイングによる 信用リスク削減効果		△2,419
合計	90,659	1,564

(注) 信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

◆ 市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

◆ 市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

(4) 前記のリスクに対するJBICの対応

◆ 市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・

管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。また、金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額については、取引相手先との担保契約に基づく担保受取も考慮してきめ細かく管理しています。

◆ 市場リスク

JBICは金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと相殺されています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされ

ることにより損失を被るリスクを意味します。

JBICは財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスクおよび情報セキュリティリスクのほか、JBICの業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスクが存在します。JBICではこのようなリスクの把握、分析および管理を積極的に進めていく方針です。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。JBICでは、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。JBICにおいては、①システム障害および顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定のうえ訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する機密性等が脅かされることにより損失を被るリスクです。JBICでは、情報管理を含む情報セキュリティ規程および体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しています。

人材の育成・活躍に向けた取り組み

「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展ぎます。」このJBICの企業理念を国際ビジネスの現場で、ファイナンスという手段を通じて実現していく。そのためには、ファイナンスに関する“専門性”、複雑化する国際関係の中で日本と国際経済社会の発展を見据えていくことができる“公共性”と“国際性”、そのいずれをも高い水

準で備えた人材に活躍してもらうことが必要です。このため第3期中期経営計画においても、「人的資本の強化」と「働き方改革の推進」を取組目標として掲げ、優れた人材の獲得・育成やその活躍を後押しする取り組みを実施しています。

国際的に活躍する人材の育成

OJT(On the Job Training)においては、各国や企業が交錯する現場における経験を積んだうえで、それぞれが目指すべき専門性を磨くことを意識したキャリアパスを設定します。また、OFF-JT (Off the Job Training)においては、海外職務経験、ファイナンスや言語などの知

見、マネジメントスキルなどを幅広く習得できるよう、多様な研修を設定しています。

また、職員の意向や特性を踏まえたキャリア形成が実現されるよう、一人ひとりの職員と会社との間でキャリアパスを描くためのさまざまな仕組みも導入しています。

人材育成・研修プログラムの概要

	ビジネススキル	国際金融	語学	留学・出向等	外部研修
管理職	シニアマネジメント 研修 マネジメント 研修				
中堅	ビジネススキル 研修	金融一般 ・融資契約書 ・融資プロジェクト ・出資 ・自己査定 ・国際マクロ経済 等		国内大学院派遣 国内外出向(官公庁、国際機関等)	研修会・講習会受講補助 業務研修受講補助
若手		業務関連 ・業務実務 ・与信事務 ・プロジェクトファイナンス ・ソヴリン格付 ・ポリティカルリスク ・環境社会配慮 等	外国語研修受講補助 ・英語研修 ・プレゼンテーション、交渉等 ・英語プライベートレッスン	海外大学院派遣 第一外国語留学	
新入職員	ビジネススキル 研修	財務分析、 金融法務、 国際経済等研修		海外駐在員事務所 トレーニー派遣	

■ ビジネススキル

国際ビジネスの最前線で活躍することに加え、JBICの将来の経営幹部人材を育成するため、各階層において必要となるビジネススキルを習得します(新入職員:論理的思考力等、中堅:巻き込み力等、管理職:リーダーシップおよび組織マネジメント等)。

■ 国際金融

業務を遂行するにあたって必要となるさまざまな専門知識(財務分析、金融法務、国際経済、出融資・審査実務等)を習得します。

■ 語学

業務に関連する外国語(英語以外も含みます)の習得を促進するため、授業料や受講料等の費用の一部を補助します。

■ 留学・出向等

職員が志向する専門性に応じて、業務に関連する経済学、経営学、公共政策、法律等の知識の習得を目的とした海外・国内の大学院^(注1)への派遣をしています。また、国際機関^(注2)、民間銀行の海外拠点等への出向に加え、外交・経済政策を担う官公庁への出向を行っています。このような海外での経験をキャリアの中でどのように積んでいくかのイメージを持てるよう、大学・大学院卒の新入職員には数カ月のトレーニー経験をしてもらっています。

(注1) 海外大学院: ハーバード大学、スタンフォード大学、コロンビア大学、ロンドン・ビジネス・スクール等

(注2) 国際機関: 世界銀行、国際金融公社等

■ 外部研修

業務上必要な専門知識の習得のために、他の機関が行っている研修等を受講した際、その費用を補助します。

人材の活躍を支える制度

職員の持つ多様な価値観に応じた働き方の実現に向けて「働き方改革基本計画」を推進するとともに、職員がその置かれた環境に関わらず自分の能力を最大限発揮し活躍できるための制度を整えています。例えば、育児・介護を抱える職員向けに、休暇等の人事制度や各種サポート体制を設けており、仕事との両立を支援しています。このような取り組みを通じ、JBICは、子育てサポート企業として「くるみん」、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業として「トモニン」という公的な認証を取得しています。

今後も両立支援の拡充含め、職員の活躍を支える制度整備を一層進めていきます。



■ 育児		女性が利用可能		男性が利用可能		男女共に利用可能				
妊娠	出産	育児								
妊娠が確定した日	6週間前	2週間前	出産	1カ月後	8週間後	1年	1年2カ月	1年6カ月	2年	小学校4年生
人事制度										
妊産婦休暇	出産休暇(産前・産後)			妊産婦休暇(保健指導または健康診査)						
妊産婦等の時間外勤務の免除	出産休暇(配偶者の出産時)			育児休暇						
	育児参加休暇			育児休業						
				勤務時間の短縮						
				時間外勤務の免除						
				看護休暇						
				始業・終業時刻の変更(育介フレックス)						
サポート体制										
産休前面談			復職前面談			復職后面談				
			保育費用金銭補助							
			保育園枠の確保							
■ 介護										
人事制度										
介護休業										
勤務時間の短縮										
時間外勤務の免除										
介護休暇										
始業・終業時刻の変更(育介フレックス)										
■ 育児・介護共通										
サポート体制										
育児介護ハンドブック										
休業職員へのPC貸与										
育児・介護関連各種サービスの法人契約										
心のケア										

JBICでは、国内外の多くの方にJBICの活動をご理解いただくため、刊行物やウェブサイト等も活用しながら、情報発信および情報提供を行っています。

JBIC広報センター(本店)と西日本オフィスでは、JBICの各種パンフレット、年次報告書や広報誌等を一般の方々にご提供しています。また、JBICのウェブサイト(<https://www.jbic.go.jp/>)等を通じ、さまざまな情報を国内外に発信しています。

各種刊行物

JBICの毎年の活動状況や財務状況については、年次報告書、事業報告書や有価証券報告書、米国証券取引委員会(SEC)向け開示資料(Form10-K等)といった各種開示資料に掲載しています。

また、広報誌『JBIC Today』を発行し、JBICの最近の取り組みや業務上のトピックス等をご紹介しているほか、JBICの業務内容を説明するパンフレットとして、『JBIC Profile-国際協力銀行の役割と機能』等もご用意しています。



「JBIC Today」

ウェブサイト

JBICのウェブサイト(<https://www.jbic.go.jp/>)では、出融資保証等制度のご説明、プレスリリース、各種お知らせ、セミナーのご案内、海外投資環境情報、各種調査レポート、年次報告書や各種パンフレット、投資家向けIR情報等も掲載しています。

メディア向け情報提供

各種刊行物やウェブサイト等を通じた情報発信に加え、報道メディア向けには、記者会見や勉強会等を通じ、JBICの活動状況等についてご紹介しています。

海外からの情報発信

JBICでは、海外からの情報発信として、駐在員事務所による外部媒体へのレポート等の寄稿も積極的に行い、現地の政治経済事情・企業動向等、駐在員によるタイムリーな現地ならではの話題を発信しています。

国際交流

JBICでは、海外の取引先や関係先との相互理解を促進するとともに、JBICの役割や機能等に対する理解を深めてもらうべく、1976年以来、毎年「JBICセミナー」を日本で開催しています。本セミナーでは、毎年、世界各国の政府・政府機関、民間企業や金融機関等の中堅幹部職員を招へいしており、これまでのセミナー参加者は累計で700名を超えています。



JBICセミナー

ディスクロージャー

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく文書の開示請求および「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示請求については、JBIC本店の「情報公開・個人情報保護窓口」(P201参照)で取り扱っています。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法
事業報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● JBICの本店、西日本オフィスに常備 ● 国会図書館、経済団体等に配布
計算書類	
財産目録	
決算報告書	
監査役の見解	
監査報告	<ul style="list-style-type: none"> ● JBIC本店、西日本オフィス、各駐在員事務所に常備、ご希望の方等に配布
年次報告書(和文・英文版)、広報誌等	
ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット上に開設(URL)ウェブサイト https://www.jbic.go.jp/ja
● 業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載	

業務統計

1 概況 (過去5年間の推移)	96
(1) 承諾状況	96
A. 金融目的別出融資・保証承諾状況	96
B. 地域別出融資・保証承諾状況	96
(2) 実行状況	97
(3) 回収状況	97
(4) 残高状況	97
2 承諾	98
(1) 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況	98
(2) エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況	98
(3) 日本企業の海外投資 (資源関連除く) に対する融資承諾状況	99
(4) 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況	99
(5) 保証の種類別承諾状況	99
(6) 地域別承諾状況	100
A. 輸出金融の地域別融資承諾状況	100
B. 輸入金融の地域別融資承諾状況	100
C. 投資金融の地域別融資承諾状況	100
D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況	101
E. 保証の地域別承諾状況	101
F. 出資の地域別承諾状況	101
(7) 国・地域別出融資承諾状況	102
3 残高	105
(1) 金融目的別出融資・保証残高状況	105
(2) 保証種類別残高状況	105
(3) 国・地域別出融資残高状況	106
4 その他	108
(1) バイヤーズ・クレジット、バンクローン主要案件一覧 (2018年度) ..	108
(2) 事業開発等金融案件一覧 (2018年度)	108
5 標準的な融資条件	109
6 地域分類内訳国・地域等について	110

概況 (過去5年間の推移)

1 承諾状況

A. 金融目的別出融資・保証承諾状況

(単位: 億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
①融資 輸出	49	4,064	13	22	1,410	6	20	1,750	8	14	347	3	13	1,027	6
船舶	24	243	1	9	336	1	3	105	0	4	51	0	1	8	0
プラント	24	3,818	12	13	1,073	4	17	1,645	7	10	296	2	12	1,018	6
技術提供	1	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸入	—	—	—	1	2,523	11	—	—	—	1	2,380	20	—	—	—
資源	—	—	—	1	2,523	11	—	—	—	1	2,380	20	—	—	—
投資	197	24,510	75	260	18,581	78	222	17,210	77	101	7,644	64	83	11,780	69
資源	20	10,591	33	11	2,369	10	4	2,505	11	8	2,565	21	6	2,393	14
一般	177	13,919	43	249	16,211	68	218	14,705	66	93	5,079	43	77	9,387	55
事業開発等金融	5	467	1	4	248	1	4	337	2	1	300	3	3	417	2
小計	251	29,042	89	287	22,763	95	246	19,299	86	117	10,673	89	99	13,225	77
②保証	15	3,123	10	7	1,066	4	8	2,935	13	8	481	4	13	3,507	20
③出資	5	328	1	4	143	1	3	162	1	5	777	7	5	437	3
合計	271	32,493	100	298	23,974	100	257	22,397	100	130	11,932	100	117	17,171	100

B. 地域別出融資・保証承諾状況

(単位: 億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	162	6,105	19	150	3,329	14	125	8,432	38	87	1,743	15	80	5,616	33
大洋州	6	1,738	5	2	69	0	4	111	1	4	182	2	—	—	—
ヨーロッパ	17	2,288	7	57	5,983	25	56	5,257	23	3	600	5	8	6,694	39
中東	14	4,936	15	9	4,276	18	8	1,342	6	6	4,040	34	6	1,514	9
アフリカ	7	1,956	6	2	149	1	—	—	—	5	1,384	12	4	343	2
北米	45	13,893	43	38	4,936	21	48	6,058	27	11	1,806	15	5	516	3
中南米	18	1,361	4	37	5,073	21	11	890	4	13	2,012	17	11	2,326	14
国際機関等	—	—	—	—	—	—	3	149	1	—	—	—	2	109	1
その他	2	212	1	3	155	1	2	154	1	1	161	1	1	50	0
合計	271	32,493	100	298	23,974	100	257	22,397	100	130	11,932	100	117	17,171	100

2 実行状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資 輸出	1,120	4	1,488	7	2,272	10	2,794	15	1,000	6
輸入	218	1	276	1	2,309	10	7	0	2,300	13
投資	20,494	79	18,403	82	16,915	72	13,564	75	10,396	57
事業開発等金融	643	2	445	2	322	1	503	3	392	2
小計	22,476	87	20,613	92	21,819	93	16,871	93	14,089	77
②保証	3,032	12	1,343	6	1,526	6	785	4	3,673	20
③出資	309	1	424	2	185	1	398	2	424	2
合計	25,818	100	22,382	100	23,531	100	18,054	100	18,186	100

3 回収状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資 輸出	1,048	4	955	4	971	6	1,043	5	1,175	6
輸入	1,384	6	1,543	6	1,516	9	1,788	9	2,015	10
投資	17,956	73	17,607	72	9,616	59	14,132	69	14,016	69
事業開発等金融	1,582	6	1,517	6	1,863	11	1,403	7	1,524	7
政府ベース借款	26	0	25	0	24	0	32	0	24	0
小計	21,998	90	21,649	89	13,991	86	18,399	90	18,756	92
②保証	2,382	10	2,055	8	2,282	14	1,834	9	1,501	7
③出資	124	1	645	3	45	0	179	1	146	1
合計	24,506	100	24,350	100	16,319	100	20,413	100	20,403	100

(注) 2017年度および2018年度における繰上償還額(翌年以降に原償還期日が予定されていたもののうち当該年度中に償還された額)は、おのおの3,299億円および3,393億円です。

4 残高状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資 輸出	8,124	5	8,447	5	9,767	6	11,111	7	11,335	7
輸入	6,616	4	5,257	3	6,097	4	4,211	3	4,608	3
投資	119,705	69	113,420	70	120,808	71	114,630	71	115,693	70
事業開発等金融	9,888	6	9,018	6	7,419	4	6,322	4	5,343	3
政府ベース借款	371	0	346	0	322	0	289	0	265	0
小計	144,706	84	136,490	84	144,415	85	136,567	84	137,246	83
②保証	25,723	15	24,647	15	23,850	14	22,602	14	24,933	15
③出資	2,223	1	1,949	1	2,158	1	2,627	2	2,926	2
合計	172,653	100	163,086	100	170,424	100	161,796	100	165,106	100

1 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
船舶	4	51	15	1	8	1
車両	1	34	10	—	—	—
電気機械	2	161	46	3	446	43
通信機械	—	—	—	1	47	5
その他の産業機械	7	100	29	8	525	51
精密機械	1	4	1	—	—	—
鉱山機械	1	4	1	—	—	—
化学設備	—	—	—	2	130	13
鉄・非鉄製造設備	5	92	27	2	51	5
その他	—	—	—	4	343	33
合計	14	347	100	13	1,027	100

2 エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
エネルギー資源	7	4,457	90	4	1,368	57
石油	3	3,288	66	3	1,091	46
天然ガス	—	—	—	1	276	12
石炭	4	1,169	24	—	—	—
その他の資源	2	488	10	2	1,024	43
銅鉱石・銅	1	335	7	2	1,024	43
鉛・亜鉛	1	153	3	—	—	—
合計	9	4,946	100	6	2,393	100

3 日本企業の海外投資（資源関連除く）に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	60	151	3	43	4,834	51
食料	2	4	0	1	2	0
繊維	—	—	—	5	508	5
印刷	—	—	—	1	1	0
化学	6	8	0	3	4,206	45
窯業・土石	2	4	0	3	78	1
鉄・非鉄・金属製品	6	4	0	7	10	0
電気機械	3	11	0	4	2	0
輸送用機械	23	52	1	9	14	0
その他の製造業	18	65	1	10	7	0
電気・ガス・熱供給・水道業	4	1,458	29	6	3,226	34
運輸業、郵便業	1	5	0	3	7	0
商業	1	3	0	4	443	5
サービス業	1	0	0	5	768	8
その他 ^(注)	26	3,460	68	16	106	1
合計	93	5,079	100	77	9,387	100

(注)「その他」には、日本の民間金融機関向けナタワー・ステップ・ローンが含まれており、自動車・同部品、電気・電子、機械・金属、化学、卸売・小売といった多様な製造業やサービス業を含む日本企業の海外事業を支援しています。

4 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況

(単位：億円)

	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	件数	金額	件数	金額
中堅企業および中小企業者向け融資	69	154	60	90

(注1) 中堅・中小企業の海外投資事業への融資に際しては、貸付利率等の融資条件の優遇措置を設けています。

(注2) 本表において、中小企業者とは、原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の企業および個人、中堅企業とは、資本金10億円未満の企業（ただし中小企業者以外）を指します。

5 保証の種類別承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
サムライ債保証	—	—	—	2	2,650	76
航空機輸入保証	2	308	64	2	355	10
その他	6	172	36	9	502	14
合計	8	481	100	13	3,507	100

6 地域別承諾状況

A. 輸出金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	11	277	80	5	356	35
東アジア	2	8	2	—	—	—
東南アジア	4	177	51	2	130	13
南アジア	5	92	27	—	—	—
中央アジア・コーカサス	—	—	—	3	226	22
大洋州	1	14	4	—	—	—
中東	—	—	—	3	319	31
アフリカ	—	—	—	4	343	33
サハラ以南	—	—	—	4	343	33
中南米	2	55	16	1	8	1
合計	14	347	100	13	1,027	100

B. 輸入金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
中東	1	2,380	100	—	—	—
合計	1	2,380	100	—	—	—

C. 投資金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	70	1,455	19	65	2,552	22
東アジア	3	19	0	8	99	1
東南アジア	63	1,147	15	57	2,453	21
南アジア	4	287	4	—	—	—
大洋州	3	167	2	—	—	—
ヨーロッパ	1	35	0	5	5,816	49
中東欧・ロシア	1	35	0	1	30	0
西ヨーロッパ	—	—	—	4	5,786	49
中東	3	1,194	16	3	1,195	10
アフリカ	5	1,384	18	—	—	—
サハラ以北	1	214	3	—	—	—
サハラ以南	4	1,169	15	—	—	—
北米	8	1,449	19	2	6	0
中南米	11	1,957	26	8	2,209	19
合計	101	7,644	100	83	11,780	100

D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	—	—	—	1	306	73
東南アジア	—	—	—	1	306	73
中東	1	300	100	—	—	—
中南米	—	—	—	1	55	13
国際機関等	—	—	—	1	56	13
合計	1	300	100	3	417	100

E. 保証の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	5	8	2	8	2,396	68
東南アジア	5	8	2	8	2,396	68
ヨーロッパ	—	—	—	1	650	19
西ヨーロッパ	—	—	—	1	650	19
中東	1	164	34	—	—	—
北米	2	308	64	2	355	10
中南米	—	—	—	1	52	2
国際機関等	—	—	—	1	53	2
合計	8	481	100	13	3,507	100

F. 出資の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	1	2	0	1	5	1
東アジア	1	2	0	—	—	—
東南アジア	—	—	—	1	5	1
ヨーロッパ	2	565	73	2	227	52
中東欧・ロシア	2	565	73	—	—	—
西ヨーロッパ	—	—	—	2	227	52
北米	1	48	6	1	155	35
その他	1	161	21	1	50	11
合計	5	777	100	5	437	100

7 国・地域別出融資承諾状況

(単位：億円)

地域 / 相手国等			2017年度 (平成 29年度)		2018年度 (平成 30年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アジア	東アジア	中国	3	19	7	96	1,563	39,136
		香港					295	3,181
		日本	1	2			1	2
		韓国					700	12,862
		モンゴル	2	8	1	3	7	65
		その他					1,029	5,164
		小計	6	30	8	99	3,595	60,412
	東南アジア	ブルネイ					4	451
		カンボジア	2	2	1	0	5	4
		インドネシア	13	1,194	11	824	1,599	65,490
		ラオス	3	4			8	248
		マレーシア	3	1	1	443	603	13,637
		ミャンマー	5	10	3	56	72	1,942
		フィリピン	5	21	3	306	834	17,886
		シンガポール	3	18	1	3	490	8,694
		タイ	18	22	24	364	2,629	28,174
		ベトナム	15	48	17	896	239	5,862
		その他					36	2,139
		小計	67	1,325	61	2,894	6,519	144,532
	南アジア	バングラデシュ					9	418
		インド	9	380			870	13,322
		パキスタン					290	2,983
		スリランカ					61	679
		その他					17	36
		小計	9	380			1,247	17,439
	中央アジア・コーカサス	カザフスタン					25	3,018
		トルクメニスタン			2	178	15	3,028
ウズベキスタン				1	47	15	1,113	
その他						8	1,950	
小計				3	226	63	9,110	
計	82	1,735	72	3,220	11,424	231,495		
大洋州	オーストラリア	3	167			878	32,320	
	マーシャル諸島	1	14			1	14	
	ニュージーランド					147	1,768	
	パプアニューギニア					56	2,672	
	その他					52	270	
	計	4	182			1,134	37,046	

(単位：億円)

地域/相手国等	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)		累計		
	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	
ヨーロッパ 中東欧・ロシア	ブルガリア				117	1,344	
	モルドバ				1	53	
	ロシア	3	600	1	30	126	16,980
	その他				1,035	22,772	
	小計	3	600	1	30	1,279	41,150
西ヨーロッパ	ベルギー				29	1,599	
	キプロス				16	146	
	デンマーク				57	789	
	フィンランド				22	242	
	フランス				311	6,483	
	ドイツ			1	111	296	4,726
	イギリス			2	1,187	568	22,021
	アイスランド				5	82	
	アイルランド			1	4,199	48	7,586
	イタリア				52	2,521	
	ルクセンブルク				9	1,205	
	マルタ				4	187	
	オランダ			1	500	108	6,685
	ノルウェー				249	4,624	
	ポルトガル				48	403	
	スペイン				66	1,290	
	スウェーデン			1	14	59	1,462
	マン島				9	96	
	スイス				88	1,619	
	その他				579	4,979	
小計			6	6,013	2,623	68,756	
計	3	600	7	6,044	3,902	109,906	
中東	バーレーン			2	51	8	1,156
	イラク					23	2,522
	ヨルダン					29	891
	クウェート					24	2,606
	オマーン					28	2,964
	カタール					37	8,911
	サウジアラビア					81	10,018
	トルコ	3	1,115			201	8,177
	アラブ首長国連邦	2	2,760	4	1,462	75	21,887
	イエメン					11	358
	その他					305	12,389
	計	5	3,875	6	1,514	822	71,883

(単位：億円)

地域 / 相手国等			2017年度 (平成 29年度)		2018年度 (平成 30年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア					345	9,718
		エジプト	1	214			184	2,619
		モロッコ					10	1,450
		その他					22	1,081
		小計	1	214			561	14,869
	サハラ以南	アンゴラ			4	343	34	1,351
		赤道ギニア					2	171
		ガーナ					25	597
		ケニア					30	193
		マダガスカル					9	1,025
		マラウイ	2	379			6	402
		モザンビーク	2	790			19	1,043
		セーシェル					2	12
		南アフリカ					115	3,285
		タンザニア					21	322
		ウガンダ					7	87
		その他					1,544	19,807
		小計	4	1,169	4	343	1,814	28,301
		計	5	1,384	4	343	2,375	43,171
		北米	カナダ					329
アメリカ	9		1,497	3	161	2,718	89,772	
計	9		1,497	3	161	3,047	97,414	
中南米	バハマ					22	677	
	バミューダ島	2	915			26	1,422	
	ボリビア					32	659	
	ブラジル	1	527	2	568	1,960	33,775	
	英領バージン諸島					4	3,450	
	ケイマン諸島			1	664	6	1,638	
	チリ	1	335	1	470	162	14,153	
	コロンビア					122	2,762	
	エクアドル					33	819	
	パナマ	1	21	1	8	286	4,182	
	パラグアイ					16	128	
	ペルー			1	553	114	5,429	
	トリニダード・トバゴ					8	839	
	メキシコ	7	178	4	7	853	22,514	
	ベネズエラ・ボリバル					81	6,618	
	その他	1	34			467	7,472	
	計	13	2,012	10	2,273	4,192	106,543	
国際機関等	計			1	56	59	12,235	
その他 ^(注)	計	1	161	1	50	115	19,885	
総合計			122	11,451	104	13,663	27,070	729,582

(注) その他：日本の民間金融機関向けツアー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

3 残高

1 金融目的別出融資・保証残高状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
①融資				
輸出	11,111	7	11,335	7
船舶	2,047	1	1,727	1
プラント	9,062	6	9,605	6
技術提供	2	0	2	0
輸入	4,211	3	4,608	3
資源	4,206	3	4,608	3
製品・技術	5	0	—	—
投資	114,630	71	115,693	70
資源	50,697	31	49,306	30
一般	63,933	40	66,386	40
事業開発等金融	6,322	4	5,343	3
政府ベース借款	289	0	265	0
小計	136,567	84	137,246	83
②保証	22,602	14	24,933	15
③出資	2,627	2	2,926	2
合計	161,796	100	165,106	100

2 保証種類別残高状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
サムライ債保証	14,389	64	17,039	68
航空機輸入保証	3,999	18	3,724	15
その他	4,214	19	4,169	17
合計	22,602	100	24,933	100

3 国・地域別出融資残高状況

(2019年3月31日現在 単位：億円)

地域/相手国等		件数	残高
アジア	東アジア	中国	606
		香港	231
		日本	2
		韓国	132
		モンゴル	20
		その他	355
		小計	1,349
	東南アジア	ブルネイ	75
		カンボジア	2
		インドネシア	6,880
		ラオス	258
		マレーシア	151
		ミャンマー	374
		フィリピン	1,840
		シンガポール	1,461
		タイ	1,224
		ベトナム	2,824
		小計	15,093
	南アジア	バングラデシュ	127
		インド	1,555
		パキスタン	459
		スリランカ	33
	小計	2,176	
	中央アジア・コーカサス	カザフスタン	1,362
トルクメニスタン		2,056	
ウズベキスタン		161	
小計		3,580	
計	731	22,199	
大洋州	オーストラリア	15,106	
	マーシャル諸島	12	
	ニュージーランド	334	
	パプアニューギニア	2,126	
計	62	17,579	
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	ブルガリア	3
		セルビア	26
		モルドバ	7
		ロシア	2,887
	小計	24	2,924
	西ヨーロッパ	ベルギー	2
		キプロス	16
		デンマーク	154
		フィンランド	45
		フランス	977
		ドイツ	1,585
		イギリス	5,576
		アイスランド	28
		アイルランド	6,563
		イタリア	2,127
		ルクセンブルク	947
		マルタ	65
		オランダ	2,047
		ノルウェー	107
		ポルトガル	26
		スペイン	143
		スウェーデン	130
		マン島	87
		スイス	537
小計	173	21,172	
計	197	24,097	

資料編

1

業務統計

3

残高

(2019年3月31日現在 単位：億円)

地域/相手国等		件数	残高	
中東	バーレーン	3	402	
	イラク	3	138	
	ヨルダン	2	145	
	クウェート	2	1,135	
	オマーン	6	834	
	カタール	5	4,208	
	サウジアラビア	7	3,917	
	トルコ	27	1,561	
	アラブ首長国連邦	12	6,969	
	イエメン	2	132	
	計	69	19,444	
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア	4	79
		エジプト	3	794
		モロッコ	3	1,079
		小計	10	1,953
	サハラ以南	アンゴラ	6	621
		赤道ギニア	2	8
		ガーナ	1	476
		ケニア	1	0
		マダガスカル	2	858
		マラウイ	2	355
		モザンビーク	2	739
		セーシェル	1	4
		南アフリカ	5	99
		タンザニア	1	186
		ウガンダ	1	75
		小計	24	3,425
		計	34	5,379
		北米	カナダ	11
	アメリカ		168	23,512
	計		179	25,357
	中南米	アルゼンチン	3	655
		バハマ	6	330
		バミューダ島	2	635
		ボリビア	1	111
ブラジル		38	5,033	
英領バージン諸島		1	3,224	
ケイマン諸島		1	665	
チリ		22	6,904	
コロンビア		2	292	
エクアドル		6	39	
パナマ		10	552	
パラグアイ		1	19	
ペルー		2	532	
トリニダード・トバゴ		1	459	
メキシコ		64	1,236	
ベネズエラ・ボリバル		6	1,872	
計		166	22,566	
国際機関等		計	5	105
その他 ^(注)		計	32	3,444
	総合計	1,475	140,173	

(注) その他：日本の民間金融機関向けター・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

1 バイヤーズ・クレジット、バンクローン^(注) 主要案件一覧 (2018年度)

地域/相手国等	案件概要	相手方	本行承諾額
トルクメニスタン	ガス火力発電所設備一式の輸出	トルクメニスタン政府	78億円
トルクメニスタン	ガス火力発電所設備一式の輸出	トルクメニスタン政府	91百万米ドル
インドネシア	石油化学製品プラント設備機器の輸出	PT. CHANDRA ASRI PETROCHEMICAL TBK	103百万米ドル
アンゴラ	港湾関連設備の輸出	アンゴラ共和国政府	144億円
アンゴラ	港湾関連設備の輸出	アンゴラ共和国政府	126百万米ドル
アラブ首長国連邦	発電所設備一式の輸出	シャルジャ首長国電力・水庁	241百万米ドル

(注) バイヤーズ・クレジット、バンクローンは、外国の輸入者または金融機関に対して、日本からの設備等の輸入、技術の受入れに必要な資金を直接融資します。融資先が輸入者の場合をバイヤーズ・クレジット、金融機関の場合をバンクローンと呼びます。

2 事業開発等金融案件一覧 (2018年度)

地域/相手国等	案件概要	相手方	本行承諾額
ブラジル	再生可能エネルギー事業	ブラジル国立経済社会開発銀行	50百万米ドル ^(注1)
BCIE	スマートエナジー (送配電) 事業	中米経済統合銀行	50百万米ドル ^(注1)
フィリピン	サムライ債の一部取得 (GATE) ^(注2)	フィリピン共和国	—

(注1) 金額は、JBICの融資承諾額。なお、これとは別に、民間金融機関分の融資部分の一部に対してはJBICが保証を提供しています。

(注2) GATEとは、2010年4月に設立されたJBICの「サムライ債発行支援ファシリティ (Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement : GATE)」のことであり、JBICの部分保証によるサムライ債発行支援と、必要に応じ、JBIC自身による債券の一部取得も行うものです。これによって、外国政府および政府機関の東京市場からの継続的な資金調達を後押しします。

2019年度における標準的な融資条件は以下のとおりです。貸付金利は財政融資資金貸付金利等に連動しているため、金融情勢の変化等により変更されますので、ご留意ください。また、具体的な融資条件につきましては、各相談窓口にてご確認ください。(注1)

1 — 標準的な貸付利率

(2019年8月15日現在)

金融種類	標準的な貸付利率 ^(注2)	JBICの融資割合
輸出金融	<ul style="list-style-type: none"> ■ 融資承諾時金利固定 (円CIRR)^{(注3)(注8)} <ul style="list-style-type: none"> ● 0.88% (償還期間 5年以下) ● 0.90% (償還期間 5年超8.5年以下) ● 0.95% (償還期間 8.5年超) ■ 輸出契約成約前における金利固定^{(注3)(注8)} <ul style="list-style-type: none"> ● 上記金利に0.2%上乗せ 	6割限度
輸入・投資・事業開発等 (資源・国際競争力) ^(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 円貨^(注4) <ul style="list-style-type: none"> ● 0.2075%^{(注6)(注7)} ■ 外貨^(注5) <ul style="list-style-type: none"> ● LIBOR + 0.5875%^{(注6)(注7)} 	6割限度 ^(注9)

(注1) 中堅・中小企業に該当する場合は、貸付利率等の融資条件において別途優遇条件がございます。

(注2) 担保・保証、融資のスキーム等に応じ、プレミアムが付加されます。

(注3) JBICの金利と協調融資金融機関の金利を合成したものです。

(注4) 輸入・投資金融の円貨貸付の利率は、貸付・据置期間および償還形態に応じて設定します(ただし、下限金利は現状0.1%)。本表記載の貸付利率は「10年(3年据置後7年平均半年賦)」の場合の例示ですので、その他の貸付・据置期間の場合の貸付利率につきましては、融資相談窓口にお問い合わせください。

(注5) 外貨貸付の利率は、米ドルLIBOR(6カ月)をベースにしています。米ドル以外の外貨貸付については、融資相談窓口にお問い合わせください。

(注6) 我が国にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進への貢献、我が国の産業の国際競争力の維持および向上への貢献など政策上の意義に応じて、特別金利を適用します。

(注7) 円貨・外貨とも、お客さまの信用力、担保・保証および融資のスキーム等を考慮のうえ、リスクに見合ったプレミアムが付加されます。また、金融市場の実勢を踏まえ、必要な調整をすることがあります。

(注8) OECD公的輸出信用アレンジメントに基づくOECDプレミアムが付加されます。

(注9) 資源分野(輸入・投資)の海外向け貸付は7割上限です。

2 — 融資期間

融資期間はプロジェクトのキャッシュ・フロー等を参考にしながら、個別に決定させていただきます。

3 — 担保・保証

担保・保証等については、ご相談のうえ、決定させていただきます。

地域分類内訳国・地域等について

本年次報告書の表記および内訳の国・地域は以下のとおりです。

(2019年7月1日時点)

地域名等	当該地域に含まれる国等	
アジア	東アジア	中国、香港、北朝鮮、韓国、マカオ、モンゴル、台湾
	東南アジア	ブルネイ、カンボジア、東ティモール、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
	南アジア	アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ
	中央アジア・コーカサス	アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
大洋州	オーストラリア(豪州)、クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、ニウエ	
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、コソボ
	西ヨーロッパ	アンドラ、オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス(英国)、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、バチカン、ガーンジー、ジャージー
中東	バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、西岸・ガザ(パレスチナ自治区)、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメン	
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア
	サハラ以南	アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、エリトリア、南スーダン
北米	カナダ、アメリカ(米国)	
中南米	アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ島、ボリビア、ブラジル、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、プエルトリコ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、メキシコ、米領バージン諸島、ウルグアイ、ベネズエラ・ボリバル、キュラサオ島	
国際機関等	国際通貨基金(IMF)、国際復興開発銀行(IBRD)、国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、中米経済統合銀行(BCIE)、アンデス開発公社(CAF)、東アフリカ開発銀行(EADB)、東部南部アフリカ貿易開発銀行(TDB)、アフリカ輸出入銀行(Afreximbank)、イスラム開発銀行(IsDB)、欧州投資銀行(EIB)、カリブ開発銀行(CDB)等	
その他	日本の民間金融機関向けター・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等	

資料編 2 財務状況

1 財務諸表	112
1. 連結財務諸表等	112
連結貸借対照表	112
連結損益計算書	113
連結包括利益計算書	113
連結株主資本等変動計算書	114
連結キャッシュ・フロー計算書	115
注記事項	116
連結附属明細表	139
2. 財務諸表等	140
貸借対照表	140
損益計算書	141
株主資本等変動計算書	142
注記事項	144
附属明細表	148
(参考) 勘定別財務諸表	149
2 負債および純資産の部の構成	153
3 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	155
4 営業経費の内訳	156
5 余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高	157
6 オフバランス取引情報	158
7 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価	159
8 従業員1人当たりの貸出金残高	159
9 貸出金業種別内訳残高	160
10 貸出金償却額	160
11 外貨建資産(出融資)残高	161
12 事務経費率	163
13 貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表	164
14 資産内容に関する情報	165
(参考) 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表	167

経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(平成24年財務省令第15号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(平成24年財務省令第15号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。なお、従来、当行が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1. 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

■ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	1,751,287	1,191,463	借入金	8,370,758	7,574,713
有価証券	*1 351,605	*1 367,026	社債	*7 4,392,597	*7 4,583,492
貸出金	*2,*3,*4,*5,*6 13,513,680	*2,*3,*4,*5,*6 13,576,561	その他負債	435,498	304,718
その他資産	*7 377,809	*7 280,568	賞与引当金	546	566
有形固定資産	*8 28,401	*8 27,979	役員賞与引当金	9	9
建物	2,865	2,781	退職給付に係る負債	6,785	6,988
土地	24,311	24,311	役員退職慰労引当金	25	31
建設仮勘定	79	79	支払承諾	2,259,369	2,491,767
その他の有形固定資産	1,145	807	負債の部合計	15,465,589	14,962,287
無形固定資産	3,472	6,710	(純資産の部)		
ソフトウェア	3,472	6,710	資本金	1,765,200	1,785,300
支払承諾見返	2,259,369	2,491,767	利益剰余金	883,601	905,474
貸倒引当金	△273,564	△293,126	株主資本合計	2,648,801	2,690,774
			その他有価証券評価差額金	△1,209	△557
			繰延ヘッジ損益	△114,658	△11,048
			為替換算調整勘定	13,309	7,260
			その他の包括利益累計額合計	△102,558	△4,345
			非支配株主持分	227	235
			純資産の部合計	2,546,471	2,686,664
資産の部合計	18,012,060	17,648,951	負債及び純資産の部合計	18,012,060	17,648,951

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	390,060	479,113
資金運用収益	336,768	450,798
貸出金利息	323,960	435,549
有価証券利息配当金	1,846	1,676
預け金利息	10,948	13,538
その他の受入利息	12	34
役務取引等収益	23,914	23,030
その他業務収益	128	272
その他経常収益	29,248	5,012
償却債権取立益	0	3,208
その他の経常収益	* ¹ 29,248	* ¹ 1,804
経常費用	327,996	426,085
資金調達費用	249,256	365,878
借入金利息	115,370	156,898
社債利息	90,627	113,064
金利スワップ支払利息	43,192	95,797
その他の支払利息	65	118
役務取引等費用	2,043	2,993
その他業務費用	5,363	2,638
営業経費	19,660	21,200
その他経常費用	51,672	33,375
貸倒引当金繰入額	51,528	19,561
その他の経常費用	* ² 144	* ² 13,814
経常利益	62,063	53,028
特別利益	9	6
固定資産処分益	9	6
特別損失	8	—
固定資産処分損	8	—
税金等調整前当期純利益	62,065	53,034
法人税、住民税及び事業税	0	4
法人税等合計	0	4
当期純利益	62,064	53,030
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△ 17	7
親会社株主に帰属する当期純利益	62,081	53,022

■ 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	62,064	53,030
その他の包括利益	* ¹ △ 102,771	* ¹ 98,212
その他有価証券評価差額金	△ 3,677	651
繰延ヘッジ損益	△ 94,435	103,610
為替換算調整勘定	168	△ 2,019
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 4,826	△ 4,029
包括利益	△ 40,706	151,243
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△ 40,689	151,235
非支配株主に係る包括利益	△ 17	7

■ 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,683,000	842,366	2,525,366
当期変動額			
新株の発行	82,200		82,200
国庫納付		△ 20,846	△ 20,846
親会社株主に帰属する当期純利益		62,081	62,081
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	82,200	41,234	123,434
当期末残高	1,765,200	883,601	2,648,801

	その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定			
当期首残高	2,468	△ 20,223	17,968	213	—	2,525,580
当期変動額						
新株の発行						82,200
国庫納付						△ 20,846
親会社株主に帰属する当期純利益						62,081
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 3,677	△ 94,435	△ 4,658	△ 102,771	227	△ 102,543
当期変動額合計	△ 3,677	△ 94,435	△ 4,658	△ 102,771	227	20,891
当期末残高	△ 1,209	△ 114,658	13,309	△ 102,558	227	2,546,471

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,765,200	883,601	2,648,801
当期変動額			
新株の発行	20,100		20,100
国庫納付		△ 31,150	△ 31,150
親会社株主に帰属する当期純利益		53,022	53,022
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	20,100	21,872	41,972
当期末残高	1,785,300	905,474	2,690,774

	その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定			
当期首残高	△ 1,209	△ 114,658	13,309	△ 102,558	227	2,546,471
当期変動額						
新株の発行						20,100
国庫納付						△ 31,150
親会社株主に帰属する当期純利益						53,022
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	651	103,610	△ 6,049	98,212	7	98,220
当期変動額合計	651	103,610	△ 6,049	98,212	7	140,192
当期末残高	△ 557	△ 11,048	7,260	△ 4,345	235	2,686,664

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	62,065	53,034
減価償却費	1,460	1,944
持分法による投資損益 (△は益)	△ 22,207	2,026
貸倒引当金の増減 (△)	51,528	19,561
賞与引当金の増減額 (△は減少)	26	20
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	2	0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 21	202
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8	5
資金運用収益	△ 336,768	△ 450,798
資金調達費用	249,256	365,878
有価証券関係損益 (△)	△ 6,925	10,075
為替差損益 (△は益)	△ 1,747	△ 1,223
固定資産処分損益 (△は益)	△ 1	△ 6
貸出金の純増 (△) 減	795,457	△ 62,880
借入金の純増減 (△)	△ 1,537,947	△ 796,045
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	120,028	64,667
普通社債発行及び償還による増減 (△)	1,088,786	188,604
資金運用による収入	321,636	424,053
資金調達による支出	△ 236,406	△ 349,679
その他	△ 231,464	82,357
小計	316,767	△ 448,202
法人税等の支払額	—	△ 3
営業活動によるキャッシュ・フロー	316,767	△ 448,205
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 69,024	△ 69,622
有価証券の売却による収入	25,866	25,817
有価証券の償還による収入	12,900	12,500
有形固定資産の取得による支出	△ 1,214	△ 237
有形固定資産の売却による収入	15	9
無形固定資産の取得による支出	△ 1,806	△ 4,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,263	△ 36,062
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	82,200	20,100
リース債務の返済による支出	△ 6	—
国庫納付の支払額	△ 20,846	△ 31,150
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みによる収入	245	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,591	△ 11,050
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	345,094	△ 495,318
現金及び現金同等物の期首残高	884,516	1,229,610
現金及び現金同等物の期末残高	*1 1,229,610	*1 734,292

■ 注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名
株式会社 JBIC IG Partners
Russia-Japan Investment Fund, L.P.

(2) 非連結子会社

該当ありません。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称等

会社名
RJIF Management Limited

(子会社としなかった理由)

RJIF Management Limited は、当行が当行連結子会社である株式会社 JBIC IG Partners を通じて議決権の過半数を所有しておりますが、

重要な財務及び営業の方針の決定について、合併先企業の同意が必要であることから、子会社としておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

会社名
IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.
IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P.

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名
Credit Guarantee and Investment Facility
RJIF Management Limited

持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないこと等のため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 1社

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。一部の在外連結子会社が保有する有価証券（関連会社株式を含む。）は、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されています。当行の連結財務諸表上、当該有価証券は売買目的有価証券に分類し、時価法により評価しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～35年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当連結会計年度末は、その金額はありません。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

(11) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式等又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式等	5,439百万円	19,609百万円
出資金	133,783百万円	121,329百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	188,842百万円	191,105百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	225,846百万円	188,036百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
合計額	414,688百万円	379,142百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。連結貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸付未実行残高	1,665,471百万円	1,539,647百万円

※ 7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
社債	4,392,597百万円	4,583,492百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
金融商品等差入担保金	141,180百万円	123,340百万円

※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減価償却累計額	2,104百万円	2,528百万円

9. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連帯債務	140,000百万円	140,000百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却益	—	1,190百万円
組合出資に係る持分損益	6,884百万円	467百万円
持分法による投資損益	22,207百万円	—

※ 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却損	88百万円	—
株式等償却	—	11,787百万円
持分法による投資損益	—	2,026百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△ 3,586	2,715
組替調整額	△ 91	△ 2,063
税効果調整前	△ 3,677	651
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	△ 3,677	651
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△ 138,278	8,029
組替調整額	43,843	95,580
税効果調整前	△ 94,435	103,610
税効果額	—	—
繰延ヘッジ損益	△ 94,435	103,610
為替換算調整勘定：		
当期発生額	167	△ 2,071
組替調整額	0	51
税効果調整前	168	△ 2,019
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	168	△ 2,019
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△ 3,087	△ 2,998
組替調整額	△ 1,739	△ 1,031
税効果調整前	△ 4,826	△ 4,029
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 4,826	△ 4,029
その他の包括利益合計	△ 102,771	98,212

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2017年4月1日至2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,533,000,000	82,200,000	—	1,615,200,000	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,533,000,000	82,200,000	—	1,615,200,000	(注)
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株の発行による増加 82,200,000千株

当連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,615,200,000	20,100,000	—	1,635,300,000	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,615,200,000	20,100,000	—	1,635,300,000	(注)
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株の発行による増加 20,100,000千株

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2017年4月1日至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日至2019年3月31日)
現金預け金勘定	1,751,287百万円	1,191,463百万円
定期性預け金等	△521,676百万円	△457,170百万円
現金及び現金同等物	1,229,610百万円	734,292百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金(借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

また、一部の在外連結子会社では、投資等を主要な業務として行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であります。また、一部の在外連結子会社では、価格変動を伴う有価証券を保有しております。

当行が保有する金融資産及び金融負債について、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

さらに、外貨建関連会社出資に係る為替の変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段とする個別ヘッジを行っております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計

測し、与信管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。また、外貨建関連会社出資に係る為替の変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約を利用したヘッジを行っております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当連結会計年度の市場リスク量 (VaR) の状況は、以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当連結会計年度末)

1,586 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません (注2) 参照)。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,751,287	1,751,287	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	9,837	9,837	—
その他有価証券	76,197	76,197	—
(3) 貸出金	13,513,680		
貸倒引当金 ^{(*)1}	△ 265,189		
	13,248,491	13,342,813	94,322
(4) その他資産 ^{(*)2}	141,180	141,180	—
資産計	15,226,993	15,321,316	94,322
(1) 借入金	8,370,758	8,425,665	54,906
(2) 社債	4,392,597	4,315,172	△ 77,424
(3) その他負債 ^{(*)2}	56,280	56,280	—
負債計	12,819,635	12,797,117	△ 22,518
デリバティブ取引 ^{(*)3}			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(137,746)	(137,746)	—
デリバティブ取引計	(137,746)	(137,746)	—

(*) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*) 2 デリバティブ取引は含めておりません。その他資産・負債のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(*) 3 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,191,463	1,191,463	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	10,932	10,932	—
その他有価証券	83,892	83,892	—
(3) 貸出金	13,576,561		
貸倒引当金 ^{(*)1}	△ 284,842		
	13,291,718	13,435,564	143,846
(4) その他資産 ^{(*)2}	123,340	123,340	—
資産計	14,701,346	14,845,192	143,846
(1) 借入金	7,574,713	7,636,800	62,087
(2) 社債	4,583,492	4,589,487	5,995
(3) その他負債 ^{(*)2}	44,620	44,620	—
負債計	12,202,825	12,270,908	68,082
デリバティブ取引 ^{(*)3}			
ヘッジ会計が適用されていないもの	56	56	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(98,162)	(98,162)	—
デリバティブ取引計	(98,105)	(98,105)	—

(*) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*) 2 デリバティブ取引は含めておりません。その他資産・負債のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(*) 3 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

売買目的有価証券については、一部の在外連結子会社が保有する有価証券（関連会社株式を含む。）であり、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定しております。

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) その他資産

その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(3) その他負債

その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
① 非上場株式等(非連結子会社・関連会社) ^(※1)	5,439	17,862
② 非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外) ^{(※1)(※2)}	75,393	74,270
③ 組合出資金(非連結子会社・関連会社) ^(※3)	133,783	121,329
④ 組合出資金(非連結子会社・関連会社以外) ^(※3)	50,952	58,739
合計	265,569	272,201

(※1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について減損処理は行っていません。当連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について11,787百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	1,751,287	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券	12,500	53,500	9,802	—	—	—
貸出金 ^(※2)	1,431,414	3,067,267	2,569,023	2,327,348	2,234,766	1,695,017
合計	3,195,201	3,120,767	2,578,826	2,327,348	2,234,766	1,695,017

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない188,842百万円は含めておりません。

(※3) その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	1,191,463	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券	23,500	30,000	2	—	30,600	—
貸出金 ^(※2)	1,530,222	3,040,088	2,607,551	2,630,725	1,960,695	1,616,170
合計	2,745,186	3,070,088	2,607,554	2,630,725	1,991,295	1,616,170

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない191,105百万円は含めておりません。

(※3) その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	809,379	2,189,642	3,985,736	585,900	631,100	169,000
社債	684,000	1,288,777	863,360	318,720	1,247,072	—
合計	1,493,379	3,478,419	4,849,096	904,620	1,878,172	169,000

(*1) その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	521,428	1,792,627	4,240,158	233,800	617,700	169,000
社債	458,465	1,378,001	1,011,162	519,455	1,226,439	—
合計	979,893	3,170,628	5,251,320	753,255	1,844,139	169,000

(*1) その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式等」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	△31	1,214

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度（2018年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	46,203	45,800	403
	小計	46,203	45,800	403
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	69,994	70,000	△6
	小計	69,994	70,000	△6
合計		116,197	115,800	397

当連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	54,660	54,100	560
	小計	54,660	54,100	560
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	69,232	70,000	△768
	小計	69,232	70,000	△768
合計		123,892	124,100	△207

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自2017年4月1日至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自2017年4月1日至2018年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	8,886	128	57
合計	8,886	128	57

当連結会計年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	10,462	116	—
合計	10,462	116	—

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）

	金額(百万円)
評価差額	△ 1,209
その他有価証券 ^(*)	△ 1,209
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△ 1,209
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△ 1,209

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）

	金額(百万円)
評価差額	△ 557
その他有価証券 ^(*)	△ 557
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△ 557
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△ 557

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	66,594	—	56	56
	合計	—	—	56	56

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債				
			受取固定・支払変動	3,985,081	3,374,201	△ 115,742
			受取変動・支払固定	717,401	704,092	△ 4,117
			受取変動・支払変動	212,480	212,480	△ 105
合計			—	—	△ 119,965	

(注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債				
			受取固定・支払変動	4,239,345	3,866,375	△ 22,574
			受取変動・支払固定	733,572	715,692	△ 15,013
			受取変動・支払変動	221,980	166,485	△ 380
合計			—	—	△ 37,969	

(注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 社債		2,761,005	△ 17,161
				3,274,459	
	為替予約	貸出金 出資金等	87,304	—	△ 602
	売建		7,527	—	△ 16
	買建				
合計			—	—	△ 17,780

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 社債		3,118,590	△ 59,959
				3,655,284	
	為替予約	貸出金 出資金等	87,596	—	△ 233
	売建		120	—	0
	買建				
合計			—	—	△ 60,193

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、2014年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（2014年10月1日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であります。自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、2014年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、2013年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、2014年10月1日に過去分返上の認可を受けております。また、当行が加入する公庫企業年金基金は、2017年9月22日に返還額（最低責任準備金）の52,817百万円を納付しております。前連結会計年度における損益に与えている影響額は3百万円であり、その他の経常費用に計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	13,772	11,197
勤務費用	445	446
利息費用	35	26
数理計算上の差異の発生額	383	497
退職給付の支払額	△ 733	△ 695
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△ 2,706	—
退職給付債務の期末残高	11,197	11,472

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	6,964	4,411
期待運用収益	106	110
数理計算上の差異の発生額	156	119
事業主からの拠出額	122	125
退職給付の支払額	△ 229	△ 283
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△ 2,709	—
年金資産の期末残高	4,411	4,483

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,090	6,154
年金資産	△ 4,411	△ 4,483
非積立型制度の退職給付債務	1,679	1,671
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,106	5,317
	6,785	6,988
退職給付に係る負債	6,785	6,988
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,785	6,988

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	445	446
利息費用	35	26
期待運用収益	△ 106	△ 110
数理計算上の差異の費用処理額	226	377
確定給付制度に係る退職給付費用	601	740

(注) 前連結会計年度においては、上記の他に、厚生年金基金の代行部分返上に伴い、その他の経常費用として3百万円を計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	61%	62%
株式	24%	24%
生命保険会社一般勘定	14%	13%
現金及び預金	1%	1%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.24%	0.10%
長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
予想昇給率	4.35%	4.33%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度 25 百万円、当連結会計年度 26 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	8百万円	3百万円
その他	1	2
繰延税金資産小計	9	6
評価性引当額	△9	△6
繰延税金資産合計	-百万円	-百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がなく、連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異は無いことから、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」の4つの分野について金融業務を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とした業務を行っており、その目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、特別業務以外の業務（「一般業務」）及び「特別業務」の2つを報告セグメントとしております。

「一般業務」は、連結財務諸表提出会社の特別業務以外の業務を行っております。また、一般業務における出資に係る連結子会社の業務を含めております。

「特別業務」は、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント小計	調整額	連結財務諸表計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	390,057	2	390,060	—	390,060
(2) セグメント間の内部経常収益	12	0	12	△ 12	—
計	390,070	2	390,073	△ 12	390,060
セグメント利益又は損失 (△)	62,286	△ 204	62,081	—	62,081
セグメント資産	17,760,961	251,110	18,012,072	△ 11	18,012,060
セグメント負債	15,465,378	222	15,465,600	△ 11	15,465,589
その他の項目					
減価償却費	1,460	—	1,460	—	1,460
資金運用収益	336,767	1	336,768	—	336,768
資金調達費用	249,256	0	249,256	—	249,256
持分法投資利益	22,207	—	22,207	—	22,207
特別利益	9	—	9	—	9
(固定資産処分益)	9	—	9	—	9
特別損失	8	—	8	—	8
(固定資産処分損)	8	—	8	—	8
税金費用	0	—	0	—	0
持分法適用会社への投資額	100,453	—	100,453	—	100,453
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,024	—	3,024	—	3,024
貸倒引当金繰入額	51,505	22	51,528	—	51,528

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント小計	調整額	連結財務諸表計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	478,958	155	479,113	—	479,113
(2) セグメント間の内部経常収益	20	—	20	△ 20	—
計	478,978	155	479,134	△ 20	479,113
セグメント利益又は損失 (△)	53,195	△ 172	53,022	—	53,022
セグメント資産	17,398,378	250,588	17,648,966	△ 14	17,648,951
セグメント負債	14,961,981	320	14,962,302	△ 14	14,962,287
その他の項目					
減価償却費	1,944	—	1,944	—	1,944
資金運用収益	450,644	154	450,798	—	450,798
資金調達費用	365,856	22	365,878	—	365,878
持分法投資損失	2,026	—	2,026	—	2,026
株式等償却	11,787	—	11,787	—	11,787
特別利益	6	—	6	—	6
(固定資産処分益)	6	—	6	—	6
税金費用	4	—	4	—	4
持分法適用会社への投資額	86,860	—	86,860	—	86,860
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,763	—	4,763	—	4,763
貸倒引当金繰入額	19,497	64	19,561	—	19,561

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・中東・アフリカ	北米・中南米	合計
91,138	102,256	91,918	104,747	390,060

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の 10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

1. サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・中東・アフリカ	北米・中南米	合計
130,353	127,889	127,700	93,169	479,113

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「米国」の経常収益は、連結損益計算書の経常収益の 10%未満となったため、当連結会計年度において「北米・中南米」に含めて表示しております。

これに伴い、前連結会計年度の「2. 地域ごとの情報 (1) 経常収益」の組替を行っております。この結果、前連結会計年度において「米国」に含めて表示しておりました 40,948 百万円は「北米・中南米」へ組み替えております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の 10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) ^(注4)	科目	期末残高 (百万円) ^(注4)		
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	—	政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 ^(注1)	82,200	—	—		
							資金の受入 ^(注2)	4,808,429	借入金	8,370,758		
							借入金の返済	6,004,411				
							借入金利息の支払	115,370			未払費用	27,232
							社債への被保証 ^(注3)	4,202,610			—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を 1 株につき 1 円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) ^(注4)	科目	期末残高 (百万円) ^(注4)		
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	—	政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 ^(注1)	20,100	—	—		
							資金の受入 ^(注2)	764,559	借入金	7,574,713		
							借入金の返済	1,821,286				
							借入金利息の支払	156,898			未払費用	35,397
							社債への被保証 ^(注3)	4,413,497			—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を 1 株につき 1 円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	独立行政法人 国際協力機構	東京都 千代田区	8,099,860	政府開発 援助 実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	100,000 ^(注1, 4)	—	—
	株式会社 日本政策金融 公庫	東京都 千代田区	4,124,921	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	152,800 ^(注2, 4)	—	—
							連帯債務	140,000 ^(注3, 4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）附則第 4 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 4 条第 2 項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されています。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）附則第 46 条の 2 第 1 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 46 条の 2 第 2 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されています。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供されています。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	独立行政法人 国際協力機構	東京都 千代田区	8,145,870	政府開発 援助 実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	80,000 (注1, 4)	—	—
	株式会社 日本政策金融 公庫	東京都 千代田区	4,195,898	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	20,000 (注2, 4)	—	—
								140,000 (注3, 4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されており、

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されており、

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P. 及び IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P. であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	286,987百万円
負債合計	119,422
純資産合計	167,564
投資収益	14,967
税引前当期純利益金額	38,117
当期純利益金額	38,117

(注) IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.及びIFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.は、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P. 及び IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P. であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	225,501百万円
負債合計	91,540
純資産合計	133,960
投資収益	13,481
税引前当期純利益金額	△ 5,213
当期純利益金額	△ 5,213

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1円57銭	1円64銭
1株当たり当期純利益	0円4銭	0円3銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	62,081	53,022
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	62,081	53,022
普通株式の期中平均株式数	千株	1,533,900,821	1,615,750,684

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,546,471	2,686,664
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	227	235
(うち非支配株主持分)	百万円	227	235
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,546,243	2,686,428
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,615,200,000	1,635,300,000

■ 連結附属明細表

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	株式会社日本政策 金融公庫(国際協 力銀行)第9次政 府保証外債	2012年 2月7日	132,754 (1,249,574千米ドル)	—	2.125	一般担保	2019年 2月7日	※2
	株式会社 国際協力銀行 第3～37次 政府保証外債	2013年 7月31日 ～ 2018年 10月31日	4,069,855 (37,713,465千米ドル) (424,461千ポンド)	4,413,497 [388,303] (39,210,115千米ドル) [3,498,548千米ドル] (424,660千ポンド)	1.500 ～ 3.500	一般担保	2018年 7月31日 ～ 2028年 10月31日	
	国際協力銀行 第13、16、19、 22、23回債券	2004年 5月28日 ～ 2006年 3月14日	99,989	79,994 [39,998]	1.670 ～ 2.090	一般担保	2019年 3月20日 ～ 2025年 12月19日	※1
	株式会社 日本政策金融公庫 第3回社債	2009年 10月29日	19,997	19,999 [19,999]	1.430	一般担保	2019年 9月20日	※2
	株式会社 国際協力銀行 第1～3回社債	2015年 1月27日 ～ 2017年 8月10日	70,000	70,000 [10,000]	0.001 ～ 0.120	一般担保	2019年 12月20日 ～ 2022年 6月20日	
合計	—	—	4,392,597	4,583,492	—	—	—	—

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。

2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。

3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した国際協力銀行債券(前記※1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

また、当行は、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)政府保証外債及び株式会社日本政策金融公庫社債(前記※2)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	458,465	878,546	499,455	511,707	499,455

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	8,370,758	7,574,713	2.13	—
借入金	8,370,758	7,574,713	2.13	2019年5月～2037年11月
その他有利子負債	56,280	44,620	△0.06	—
金融商品等受入担保金	56,280	44,620	△0.06	—

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。

3. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	521,428	1,600,827	191,800	3,483,224	756,933

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) その他

該当事項はありません。

2. 財務諸表等

(1) 財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	1,750,821	1,191,040	借入金	8,370,758	7,574,713
現金	0	0	借入金	8,370,758	7,574,713
預け金	1,750,821	1,191,040	社債	*7 4,392,597	*7 4,583,492
有価証券	*1 338,928	*1 362,975	その他負債	435,385	304,608
株式	255	255	未払費用	54,097	68,151
その他の証券	338,673	362,720	前受収益	54,322	51,281
貸出金	*2,*3,*4,*5,*6 13,513,680	*2,*3,*4,*5,*6 13,576,561	金融派生商品	181,102	140,358
証書貸付	13,513,680	13,576,561	金融商品等受入担保金	56,280	44,620
その他資産	377,370	277,353	その他の負債	89,582	195
前払費用	630	596	賞与引当金	546	566
未収収益	84,663	110,829	役員賞与引当金	9	9
金融派生商品	43,355	42,253	退職給付引当金	6,785	6,988
金融商品等差入担保金	141,180	123,340	役員退職慰労引当金	25	31
その他の資産	107,539	334	支払承諾	2,259,369	2,491,767
有形固定資産	28,355	27,940	負債の部合計	15,465,477	14,962,176
建物	2,841	2,758	(純資産の部)		
土地	24,311	24,311	資本金	1,765,200	1,785,300
建設仮勘定	79	79	利益剰余金	883,615	905,343
その他の有形固定資産	1,122	790	利益準備金	821,601	852,751
無形固定資産	3,464	6,701	その他利益剰余金	62,014	52,591
ソフトウェア	3,464	6,701	繰越利益剰余金	62,014	52,591
支払承諾見返	2,259,369	2,491,767	株主資本合計	2,648,815	2,690,643
貸倒引当金	△ 273,564	△ 293,126	その他有価証券評価差額金	△ 1,209	△ 557
			繰延ヘッジ損益	△ 114,658	△ 11,048
			評価・換算差額等合計	△ 115,868	△ 11,606
			純資産の部合計	2,532,947	2,679,037
資産の部合計	17,998,424	17,641,214	負債及び純資産の部合計	17,998,424	17,641,214

■ 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	389,589	476,885
資金運用収益	336,748	450,481
貸出金利息	323,960	435,549
有価証券利息配当金	*1 1,829	*1 1,361
預け金利息	10,946	13,536
その他の受入利息	12	34
役務取引等収益	23,722	22,713
その他の役務収益	23,722	22,713
その他業務収益	128	272
国債等債券売却益	128	54
金融派生商品収益	—	197
その他の業務収益	—	20
その他経常収益	28,989	3,416
償却債権取立益	0	3,208
株式等売却益	—	61
組合出資に係る持分損益	*1 28,832	*1 —
その他の経常収益	157	146
経常費用	327,495	424,013
資金調達費用	249,256	365,878
借入金利息	115,370	156,898
社債利息	90,627	113,064
金利スワップ支払利息	43,192	95,797
その他の支払利息	65	118
役務取引等費用	1,807	2,323
その他の役務費用	1,807	2,323
その他業務費用	5,410	2,695
外国為替売買損	138	1,008
社債発行費償却	2,309	1,081
金融派生商品費用	2,218	—
その他の業務費用	743	604
営業経費	19,429	20,801
その他経常費用	51,592	32,314
貸倒引当金繰入額	51,528	19,561
株式等売却損	57	—
株式等償却	—	11,787
組合出資に係る持分損益	*1 —	*1 964
その他の経常費用	6	—
経常利益	62,094	52,871
特別利益	9	6
固定資産処分益	9	6
特別損失	8	—
固定資産処分損	8	—
当期純利益	62,095	52,877

■ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,683,000	800,754	41,612	842,366	2,525,366
当期変動額					
新株の発行	82,200				82,200
準備金繰入		20,846	△ 20,846	—	—
国庫納付			△ 20,846	△ 20,846	△ 20,846
当期純利益			62,095	62,095	62,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	82,200	20,846	20,401	41,248	123,448
当期末残高	1,765,200	821,601	62,014	883,615	2,648,815

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,468	△ 20,223	△ 17,755	2,507,611
当期変動額				
新株の発行				82,200
準備金繰入				—
国庫納付				△ 20,846
当期純利益				62,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 3,677	△ 94,435	△ 98,113	△ 98,113
当期変動額合計	△ 3,677	△ 94,435	△ 98,113	25,335
当期末残高	△ 1,209	△ 114,658	△ 115,868	2,532,947

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,765,200	821,601	62,014	883,615	2,648,815
当期変動額					
新株の発行	20,100				20,100
準備金繰入		31,150	△ 31,150	—	—
国庫納付			△ 31,150	△ 31,150	△ 31,150
当期純利益			52,877	52,877	52,877
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	20,100	31,150	△ 9,422	21,727	41,827
当期末残高	1,785,300	852,751	52,591	905,343	2,690,643

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,209	△ 114,658	△ 115,868	2,532,947
当期変動額				
新株の発行				20,100
準備金繰入				—
国庫納付				△ 31,150
当期純利益				52,877
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	651	103,610	104,262	104,262
当期変動額合計	651	103,610	104,262	146,090
当期末残高	△ 557	△ 11,048	△ 11,606	2,679,037

■ 注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～35年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません（前事業年度末も、その金額はありません）。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準により行っております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式等	5,694百万円	18,085百万円
出資金	130,689百万円	127,988百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	188,842百万円	191,105百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	225,846百万円	188,036百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
合計額	414,688百万円	379,142百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※ 6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸付未実行残高	1,665,471百万円	1,539,647百万円

- ※ 7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
社債	4,392,597百万円	4,583,492百万円

8. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
偶発債務	140,000百万円	140,000百万円

9. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回る時は、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回る時は、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
組合出資に係る持分損益	22,221 百万円	—
有価証券利息配当金	—	225 百万円

関係会社との取引による費用は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
組合出資に係る持分損益	—	293 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式等

前事業年度 (2018 年 3 月 31 日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

当事業年度 (2019 年 3 月 31 日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式及び出資金	10,302	16,025
関連会社株式等及び出資金	126,081	130,047
合計	136,384	146,073

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式等」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

■ 附属明細表

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,887	84	0	3,971	1,213	167	2,758
土地	24,311	—	—	24,311	—	—	24,311
建設仮勘定	79	161	161	79	—	—	79
その他の有形固定資産	2,174	147	231	2,090	1,299	476	790
有形固定資産計	30,453	394	393	30,453	2,512	644	27,940
無形固定資産							
ソフトウェア	8,081	4,525	31	12,575	5,874	1,288	6,701
無形固定資産計	8,081	4,525	31	12,575	5,874	1,288	6,701

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	273,564	178,702	—	159,141	293,126
一般貸倒引当金	126,364	114,600	—	126,364	114,600
個別貸倒引当金	114,425	6,737	—	1	121,161
特定海外債権引当勘定	32,775	57,364	—	32,775	57,364
賞与引当金	546	566	546	—	566
役員賞与引当金	9	9	9	—	9
役員退職慰労引当金	25	12	6	0	31
計	274,145	179,291	561	159,141	293,733

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………為替の変動等による取崩額
 特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額
 役員退職慰労引当金……………支給見込額と実支払額との差額

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) その他

該当事項はありません。

(参考) 勘定別財務諸表

当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「当行法」という。）第26条の2の規定に基づき、同条に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しております。また、当行法第26条の3及び会社法第435条第2項の規定により当行が作成する勘定別の計算書類については、当行法第26条の3及び会社法第436条第2項第1号の規定により、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。以下の勘定別貸借対照表及び勘定別損益計算書は上記の計算書類に基づいて作成したものでありますが、勘定別キャッシュ・フロー計算書については監査法人の監査を受けたものではありません。

■ 貸借対照表

【一般業務勘定】

第7期末（2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金預け金	946,130	借入金	7,574,713
現金	0	借入金	7,574,713
預け金	946,130	社債	4,583,492
有価証券	362,975	その他負債	304,321
株式	255	未払費用	68,147
その他の証券	362,720	前受収益	51,281
貸出金	13,571,215	金融派生商品	140,073
証書貸付	13,571,215	金融商品等受入担保金	44,620
その他資産	276,949	その他の負債	199
前払費用	590	賞与引当金	560
未収収益	110,720	役員賞与引当金	9
金融派生商品	42,253	退職給付引当金	6,975
金融商品等差入担保金	123,040	役員退職慰労引当金	30
その他の資産	345	支払承諾	2,491,767
有形固定資産	27,940	負債の部合計	14,961,871
建物	2,758	(純資産の部)	
土地	24,311	資本金	1,534,300
建設仮勘定	79	利益剰余金	905,802
その他の有形固定資産	790	利益準備金	852,751
無形固定資産	6,701	その他利益剰余金	53,050
ソフトウェア	6,701	繰越利益剰余金	53,050
支払承諾見返	2,491,767	株主資本合計	2,440,102
貸倒引当金	△ 293,039	その他有価証券評価差額金	△ 557
		繰延ヘッジ損益	△ 10,775
		評価・換算差額等合計	△ 11,333
		純資産の部合計	2,428,769
資産の部合計	17,390,640	負債及び純資産の部合計	17,390,640

【特別業務勘定】

第7期末(2019年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	244,910	その他負債	300
預け金	244,910	未払費用	4
貸出金	5,345	前受収益	0
証書貸付	5,345	金融派生商品	285
その他資産	419	その他の負債	10
前払費用	6	賞与引当金	6
未収収益	108	役員賞与引当金	0
金融派生商品	0	退職給付引当金	13
金融商品等差入担保金	300	役員退職慰労引当金	0
その他の資産	3	負債の部合計	320
貸倒引当金	△ 87	(純資産の部)	
		資本金	251,000
		利益剰余金	△ 458
		その他利益剰余金	△ 458
		繰越利益剰余金	△ 458
		株主資本合計	250,541
		繰延ヘッジ損益	△ 272
		評価・換算差額等合計	△ 272
		純資産の部合計	250,268
資産の部合計	250,588	負債及び純資産の部合計	250,588

資料編

2

財務状況

(参考) 勘定別財務諸表

■ 損益計算書

【一般業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	476,750
資金運用収益	450,327
貸出金利息	435,395
有価証券利息配当金	1,361
預け金利息	13,536
その他の受入利息	34
役務取引等収益	22,713
その他の役務収益	22,713
その他業務収益	272
国債等債権売却益	54
金融派生商品収益	197
その他の業務収益	20
その他経常収益	3,436
償却債権取立益	3,208
株式等売却益	61
その他の経常収益	165
経常費用	423,705
資金調達費用	365,856
借入金利息	156,898
社債利息	113,064
金利スワップ支払利息	95,774
その他の支払利息	118
役務取引等費用	2,303
その他の役務費用	2,303
その他業務費用	2,694
外国為替売買損	1,008
社債発行費償却	1,081
その他の業務費用	604
営業経費	20,601
その他経常費用	32,249
貸倒引当金繰入額	19,497
株式等償却	11,787
組合出資に係る持分損益	964
経常利益	53,044
特別利益	6
固定資産処分益	6
当期純利益	53,050

【特別業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	155
資金運用収益	154
貸出金利息	153
預け金利息	0
その他の受入利息	0
その他経常収益	1
その他の経常収益	1
経常費用	328
資金調達費用	22
金利スワップ支払利息	22
その他の支払利息	0
役務取引等費用	20
その他の役務費用	20
その他業務費用	0
外国為替売買損	0
営業経費	221
その他経常費用	64
貸倒引当金繰入額	64
経常損失	172
当期純損失	172

■ キャッシュ・フロー計算書

【一般業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	53,050
減価償却費	1,932
貸倒引当金の増減（△）	19,497
賞与引当金の増減額（△は減少）	18
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	195
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	5
資金運用収益	△ 450,327
資金調達費用	365,856
有価証券関係損益（△）	12,636
為替差損益（△は益）	△ 1,227
固定資産処分損益（△は益）	△ 6
貸出金の純増（△）減	△ 58,558
借入金の純増減（△）	△ 796,045
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	64,464
普通社債発行及び償還による増減（△）	188,604
資金運用による収入	423,680
資金調達による支出	△ 349,657
その他	85,778
小計	△ 440,101
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 440,101
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 73,010
有価証券の売却による収入	26,106
有価証券の償還による収入	12,500
有形固定資産の取得による支出	△ 235
有形固定資産の売却による収入	9
無形固定資産の取得による支出	△ 4,525
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,156
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	20,100
国庫納付による支払額	△ 31,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,050
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 490,307
現金及び現金同等物の期首残高	979,699
現金及び現金同等物の期末残高	489,391

【特別業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純損失（△）	△ 172
貸倒引当金の増減（△）	64
賞与引当金の増減額（△は減少）	1
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	6
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	0
資金運用収益	△ 154
資金調達費用	22
貸出金の純増（△）減	△ 4,322
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△ 2
資金運用による収入	54
資金調達による支出	△ 22
その他	△ 485
小計	△ 5,010
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,010
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 5,010
現金及び現金同等物の期首残高	249,911
現金及び現金同等物の期末残高	244,900

【総括】

(単位：百万円、%)

	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	金額	% ^(注)	金額	% ^(注)
負債の部	15,465,477	85.9	14,962,176	84.8
借入金	8,370,758	46.5	7,574,713	42.9
社債	4,392,597	24.4	4,583,492	26.0
支払承諾	2,259,369	12.6	2,491,767	14.1
その他	442,752	2.5	312,203	1.8
純資産の部	2,532,947	14.1	2,679,037	15.2
資本金	1,765,200	9.8	1,785,300	10.1
利益剰余金	883,615	4.9	905,343	5.1
その他有価証券評価差額金	△ 1,209	△ 0.0	△ 557	△ 0.0
繰越ヘッジ損益	△ 114,658	△ 0.6	△ 11,048	△ 0.1
負債および純資産の部合計	17,998,424	100	17,641,214	100

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

(参考) 自己資本比率の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

1. 単体総自己資本比率(4/7)	19.38
2. 単体Tier 1比率(5/7)	18.58
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	18.58
4. 単体における総自己資本の額	27,714
5. 単体におけるTier 1資本の額	26,568
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	26,568
7. リスク・アセットの額	142,968
8. 単体総所要自己資本額	11,437

【一般業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	金額	% ^(注)	金額	% ^(注)
負債の部	15,465,266	87.1	14,961,871	86.0
借入金	8,370,758	47.2	7,574,713	43.6
社債	4,392,597	24.8	4,583,492	26.4
支払承諾	2,259,369	12.7	2,491,767	14.3
その他	442,541	2.5	311,897	1.8
純資産の部	2,282,059	12.9	2,428,769	14.0
資本金	1,514,200	8.5	1,534,300	8.8
利益剰余金	883,901	5.0	905,802	5.2
その他有価証券評価差額金	△ 1,209	△ 0.0	△ 557	△ 0.0
繰越ヘッジ損益	△ 114,833	△ 0.6	△ 10,775	△ 0.1
負債および純資産の部合計	17,747,325	100	17,390,640	100

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

【特別業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	金額	% ^(注)	金額	% ^(注)
負債の部	222	0.1	320	0.1
借入金	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
支払承諾	—	—	—	—
その他	222	0.1	320	0.1
純資産の部	250,888	99.9	250,268	99.9
資本金	251,000	100.0	251,000	100.2
利益剰余金	△ 286	△ 0.1	△ 458	△ 0.2
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—
繰越ヘッジ損益	174	0.1	△ 272	△ 0.1
負債および純資産の部合計	251,110	100	250,588	100

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

3 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

【総括】

(単位：百万円、%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	15,415,567	336,671	2.18	14,695,413	450,338	3.06
うち貸出金	14,210,257	323,960	2.28	13,584,378	435,549	3.21
預け金	863,557	10,946	1.27	688,325	13,536	1.97
資金調達勘定	13,651,238	249,179	1.83	12,793,375	365,734	2.86
うち借入金	9,457,769	115,370	1.22	8,094,303	156,898	1.94
社債	4,168,081	90,627	2.17	4,655,772	113,064	2.43

【一般業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	15,415,403	336,669	2.18	14,692,302	450,184	3.06
うち貸出金	14,210,231	323,959	2.28	13,581,324	435,395	3.21
預け金	863,550	10,946	1.27	688,298	13,536	1.97
資金調達勘定	13,651,195	249,178	1.83	12,793,117	365,712	2.86
うち借入金	9,457,769	115,370	1.22	8,094,303	156,898	1.94
社債	4,168,081	90,627	2.17	4,655,772	113,064	2.43

【特別業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	163	1	0.83	3,111	153	4.95
うち貸出金	25	1	5.57	3,054	153	5.04
預け金	6	0	0.20	26	0	0.20
資金調達勘定	42	0	1.26	257	21	8.50
うち借入金	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—

【総括】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
給料・手当	5,559	5,772
退職給付費用	626	767
福利厚生費	769	788
減価償却費	1,452	1,932
土地建物機械賃借料	215	191
営繕費	305	91
消耗品費	282	211
給水光熱費	81	84
旅費	1,477	1,519
通信費	181	277
広告宣伝費	3	3
諸会費・寄付金・交際費	21	46
租税公課	452	541
その他	7,999	8,572
合計	19,429	20,801

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
給料・手当	5,511	5,710
退職給付費用	620	758
福利厚生費	762	780
減価償却費	1,452	1,932
土地建物機械賃借料	213	189
営繕費	303	90
消耗品費	279	209
給水光熱費	80	83
旅費	1,465	1,503
通信費	180	274
広告宣伝費	3	3
諸会費・寄付金・交際費	20	45
租税公課	448	536
その他	7,929	8,481
合計	19,272	20,601

【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
給料・手当	47	61
退職給付費用	6	8
福利厚生費	6	8
土地建物機械賃借料	14	22
営繕費	2	0
消耗品費	2	1
給水光熱費	0	0
旅費	12	16
通信費	1	2
広告宣伝費	0	0
諸会費・寄付金・交際費	0	0
租税公課	3	5
その他	69	90
合計	169	221

5 余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高

【総括】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
預け金	90,000	90,000
外貨預け金	423,756	344,838
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
預け金	90,000	90,000
外貨預け金	423,756	344,838
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
預け金	—	—
外貨預け金	—	0
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

① 金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

JBIC が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

② 取引内容

JBIC は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2019年3月末時点の取引量は下記の表（金融派生商品等信用リスク相当額）のとおりです。

③ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

（市場性信用リスク）

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

（市場リスク）

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

④ 前記のリスクに対する JBIC の対応

（市場性信用リスク）

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

（市場リスク）

JBIC は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

金融派生商品等信用リスク相当額

2019年3月31日現在（単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク相当額	時価
金利スワップ	52,565	868	△ 379
通貨スワップ	36,552	3,106	△ 599
先物外国為替予約	1,541	8	△ 1
その他金融派生商品取引	—	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 2,419	
合計	90,659	1,564	△ 981

（注）信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

7 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価

【総括】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
総資金利鞘	0.19	0.03
資金運用利回り	2.18	3.06
資金調達原価	1.99	3.03

(注) 資金運用利回り=資金運用収入/資金運用勘定平均残高

資金調達原価=(資金調達費用+社債費+経費)/資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入=貸出金利息+有価証券利息配当金+買現先利息+預け金利息+金利スワップ受入利息+その他の受入利息

資金運用勘定平均残高=貸出金+有価証券+買現先+預け金(当座預け金等を除く)+金融商品等差入担保金

資金調達費用=借入金利息+社債利息+金利スワップ支払利息+その他の支払利息

資金調達勘定平均残高=借入金+社債+金融商品等受入担保金

【一般業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
総資金利鞘	0.20	0.03
資金運用利回り	2.18	3.06
資金調達原価	1.99	3.03

(注) 資金運用利回り=資金運用収入/資金運用勘定平均残高

資金調達原価=(資金調達費用+社債費+経費)/資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入=貸出金利息+有価証券利息配当金+買現先利息+預け金利息+金利スワップ受入利息+その他の受入利息

資金運用勘定平均残高=貸出金+有価証券+買現先+預け金(当座預け金等を除く)+金融商品等差入担保金

資金調達費用=借入金利息+社債利息+金利スワップ支払利息+その他の支払利息

資金調達勘定平均残高=借入金+社債+金融商品等受入担保金

【特別業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
総資金利鞘	△395.43	△89.37
資金運用利回り	0.83	4.95
資金調達原価	396.26	94.32

(注) 資金運用利回り=資金運用収入/資金運用勘定平均残高

資金調達原価=(資金調達費用+社債費+経費)/資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入=貸出金利息+有価証券利息配当金+買現先利息+預け金利息+金利スワップ受入利息+その他の受入利息

資金運用勘定平均残高=貸出金+有価証券+買現先+預け金(当座預け金等を除く)+金融商品等差入担保金

資金調達費用=借入金利息+社債利息+金利スワップ支払利息+その他の支払利息

資金調達勘定平均残高=借入金+社債+金融商品等受入担保金

8 従業員1人当たりの貸出金残高

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
従業員1人当たりの貸出金残高	23,502	22,856

貸出金業種別内訳残高

(単位：件、百万円)

業種別	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	件数	貸出額	件数	貸出額
製造業	114	413,682	114	755,099
鉱業、採石業、砂利採取業	7	301,241	8	321,951
建設業	—	—	1	240
電気・ガス・熱供給・水道業	5	227,705	4	139,710
運輸業、郵便業	4	10,447	4	10,088
卸売業	23	597,248	21	551,345
小売業	1	318	1	266
金融業、保険業	21	2,848,383	24	2,662,796
不動産業	1	361	1	618
物品賃貸業	3	128,400	3	176,675
学術研究、専門・技術サービス業	1	642	2	433
宿泊業	1	388	1	357
海外円借款、国内店名義現地貸	519	9,052,082	502	9,020,991
合計	700	13,580,902	686	13,640,575
うち中堅・中小企業向け投資金融	480	189,431	497	183,706

10 貸出金償却額

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
貸出金償却額	—	—

【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
貸出金償却額	—	—

外貨建資産 (出融資) 残高

【総括】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
外貨出資金 (USD)	171,073	170,487
外貨出資金 (RUB)	10,047	15,770
外貨株式出資金 (USD)	47,577	49,877
外貨株式出資金 (EUR)	16,185	26,108
外貨株式出資金 (THB)	19	19
外貨株式出資金 (CNY)	1,727	2,011
外貨株式出資金 (INR)	1,875	1,978
外貨株式出資金 (SGD)	13,449	—
外貨株式出資金 (RUB)	—	518
外貨貸付金 (USD)	11,887,060	12,233,708
外貨貸付金 (GBP)	105,646	168,555
外貨貸付金 (EUR)	247,736	214,531
外貨貸付金 (ZAR)	1,490	—
外貨貸付金 (AUD)	242,320	114,460
外貨貸付金 (THB)	21,484	20,132
外貨貸付金 (SDR)	10,085	3,456
外貨貸付金 (CAD)	80,955	53,716
外貨貸付金 (CNY)	1,458	1,828
外貨貸付金 (INR)	1,140	1,569
外貨貸付金 (MXN)	5,300	5,287
外貨貸付金 (IDR)	419	83
外貨貸付金 (RUB)	6,660	9,234

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
外貨出資金 (USD)	171,073	170,487
外貨出資金 (RUB)	10,047	15,770
外貨株式出資金 (USD)	47,577	49,877
外貨株式出資金 (EUR)	16,185	26,108
外貨株式出資金 (THB)	19	19
外貨株式出資金 (CNY)	1,727	2,011
外貨株式出資金 (INR)	1,875	1,978
外貨株式出資金 (SGD)	13,449	—
外貨株式出資金 (RUB)	—	518
外貨貸付金 (USD)	11,886,491	12,232,643
外貨貸付金 (GBP)	105,646	168,555
外貨貸付金 (EUR)	247,736	214,531
外貨貸付金 (ZAR)	1,490	—
外貨貸付金 (AUD)	242,320	114,460
外貨貸付金 (THB)	21,484	20,132
外貨貸付金 (SDR)	10,085	3,456
外貨貸付金 (CAD)	80,955	53,716
外貨貸付金 (CNY)	1,458	1,828
外貨貸付金 (INR)	1,140	1,569
外貨貸付金 (MXN)	5,300	5,287
外貨貸付金 (IDR)	419	83
外貨貸付金 (RUB)	6,660	9,234

【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
外貨出資金 (USD)	—	—
外貨出資金 (RUB)	—	—
外貨株式出資金 (USD)	—	—
外貨株式出資金 (EUR)	—	—
外貨株式出資金 (THB)	—	—
外貨株式出資金 (CNY)	—	—
外貨株式出資金 (INR)	—	—
外貨株式出資金 (SGD)	—	—
外貨株式出資金 (RUB)	—	—
外貨貸付金 (USD)	568	1,064
外貨貸付金 (GBP)	—	—
外貨貸付金 (EUR)	—	—
外貨貸付金 (ZAR)	—	—
外貨貸付金 (AUD)	—	—
外貨貸付金 (THB)	—	—
外貨貸付金 (SDR)	—	—
外貨貸付金 (CAD)	—	—
外貨貸付金 (CNY)	—	—
外貨貸付金 (INR)	—	—
外貨貸付金 (MXN)	—	—
外貨貸付金 (IDR)	—	—
外貨貸付金 (RUB)	—	—

資料編

2

財務状況

11

外貨建資産(出融資)残高

【総括】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事務経费率	0.12	0.13

(注) 事務経费率 = 営業経費 / (貸出金平均残高 + 有価証券平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

【一般業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事務経费率	0.11	0.13

(注) 事務経费率 = 営業経費 / (貸出金平均残高 + 有価証券平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

【特別業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事務経费率	670.50	7.24

(注) 事務経费率 = 営業経費 / (貸出金平均残高 + 有価証券平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表

2018年度末残存期間別貸付金回収見込み

(単位：億円)

残存期間	回収見込み
1年以内	15,302
2年以内	16,881
3年以内	13,519
4年以内	14,431
5年以内	11,644
6年以内	12,406
7年以内	13,900
8年以内	7,015
9年以内	7,649
10年以内	4,941
11～15年以内	12,202
16～20年以内	2,688
21～25年以内	1,271
26～30年以内	—
31～35年以内	—
36～40年以内	—
40年超	—
合計	133,854

(注) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない191,105百万円は含めておりません。

2018年度末残存期間別財政融資資金借入金
および外国為替資金借入金返済見込み

(単位：億円)

残存期間	借入金返済見込み
1年以内	5,214
2年以内	16,008
3年以内	1,918
4年以内	34,832
5年以内	7,569
6年以内	1,108
7年以内	1,230
8年以内	3,871
9年以内	1,210
10年以内	1,096
10年超	1,690
合計	75,747

2018年度末残存期間別社債償還見込み

(単位：億円)

残存期間	社債償還見込み
1年以内	4,584
2年以内	8,785
3年以内	4,994
4年以内	5,117
5年以内	4,994
6年以内	2,219
7年以内	2,974
8年以内	5,327
9年以内	4,717
10年以内	2,219
10年超	—
合計	45,935

JBICは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用を受けませんが、2000年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実および信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

JBICの特徴として、開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国は国際通貨基金(IMF)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、JBICが行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権(銀行法)および要管理債権(金融再生法)に分類しています。

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権および金融再生法基準による開示債権ならびに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠したEY新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

1 リスク管理債権

右表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ)に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てま

たは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、または手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金に該当しないものです。

(3) 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しないものです。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。^(注)

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	2017年度末 (平成29年度末)	2018年度末 (平成30年度末)
破綻先債権	—	—
延滞債権	188,842	191,105
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	225,846	188,036
合計①	414,688	379,142
貸出金残高合計②	13,512,657	13,571,215
①/②(%)	3.07	2.79

【特別業務勘定】

リスク管理債権はありません

2 金融再生法基準による開示債権

右表は、資産自己査定を踏まえ、金融再生法による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(3) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」を除く。)) および貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3カ月以上延滞債権」を除く。)) 注)です。

(4) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

		2017年度末 (平成29年度末)	2018年度末 (平成30年度末)
貸出金等	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	188,842	191,105
	要管理債権	225,846	188,036
	小計①	414,688	379,142
	正常債権	15,440,235	15,792,843
	合計②	15,854,923	16,171,985
	①/② (%)	2.62	2.34

【特別業務勘定】

金融再生法開示債権はありません

(注) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が、国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、パリクラブの場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。JBIの外国政府等に対する債権のうち、2018年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、88,536百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3カ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しています。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、56,684百万円となっています。

(参考) 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表

1. 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表 (抜粋・翻訳)

国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成方法について

当行グループの国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表（以下「IFRS 連結財務諸表」という。）は、2019年3月末時点で国際会計基準審議会（IASB）が公表している基準及び解釈指針に準拠して英文により作成しております。

なお、IFRS 連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当行は、2019年3月期のIFRS 連結財務諸表（英文）（比較情報として開示する2018年3月期のIFRSに基づく財務数値を含む。）について、EY 新日本有限責任監査法人による国際監査基準に準拠した監査を受けております。

本資料は、当行グループのIFRS 連結財務諸表（英文）の一部を翻訳し掲載するものです。IFRS 連結財務諸表及びこれに関連する情報（英文）の全文は、当行が米国証券取引委員会に提出した年次報告書（以下「Form 18-K」という。）に参考情報として含まれております。当行グループのIFRS 連結財務諸表及びこれに関連する情報の完全な理解のためには、当行のForm 18-Kをお読み下さい。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	第6期末 (2018年3月31日)	第7期末 (2019年3月31日)
資産		
現金預け金	1,751,287	1,191,463
金融派生商品資産	149,506	145,235
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,204	361,964
有価証券	208,385	84,087
貸出金及びその他の債権	13,452,950	13,298,146
持分法で会計処理されている投資	137,078	145,834
有形固定資産	28,401	27,979
その他の資産	255,046	133,145
資産合計	15,991,860	15,387,859
負債		
金融派生商品負債	287,429	243,346
借入金	8,370,758	7,574,713
社債	4,388,754	4,606,882
金融保証契約負債	72,285	75,346
その他の負債	227,980	137,720
負債合計	13,347,209	12,638,008
資本		
資本金	1,765,200	1,785,300
利益剰余金	856,640	947,978
その他の資本の構成要素	22,582	16,335
非支配持分	227	235
資本合計	2,644,651	2,749,850
負債及び資本合計	15,991,860	15,387,859

連結損益計算書

(単位：百万円)

	第6期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第7期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
利息収益	344,801	453,200
利息費用	206,624	271,366
純利息収益	138,177	181,834
役務取引等収益	15,018	16,892
役務取引等費用	2,043	2,993
純金融派生商品費用	138,389	19,527
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失	146	1,794
純投資収益	88	—
償却原価で測定する金融資産の認識の中止に伴う純利得	—	74
その他の収益	3,552	150
利息以外の費用	121,921	7,197
業務収益 ^{*1}	16,256	174,636
金融資産の減損損失	109,978	15,669
純業務収益(損失) ^{*2}	(93,722)	158,967
営業費用	19,545	20,938
その他の費用	822	1,440
業務費用	20,367	22,379
持分法による投資利益(損失)	22,480	(887)
税引前利益(損失)	(91,609)	135,700
法人所得税費用	—	4
当期利益(損失)	(91,609)	135,695
当期利益(損失)の帰属		
親会社の所有者	(91,592)	135,688
非支配持分	(17)	7

※1 純利息収益と利息以外の収益(費用)の合計

※2 業務収益から金融資産の減損損失を控除した金額

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	第6期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第7期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期利益(損失)	(91,609)	135,695
その他の包括利益(損失)		
純損益に振り替えられないことのない項目		
確定給付型退職給付制度の再測定額		
当期発生額	(184)	(236)
純損益に振り替えられないことのない項目の合計	(184)	(236)
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
当期発生額	4,759	—
組替調整額	(171)	—
繰延ヘッジ損益		
組替調整額	(2,342)	(3,952)
在外営業活動体の為替換算差額		
当期発生額	(8,052)	6,614
組替調整額	(1,754)	(1,017)
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計	(7,562)	1,645
その他の包括利益(損失)合計	(7,747)	1,409
包括利益(損失)	(99,356)	137,105
包括利益の帰属		
親会社の所有者	(99,339)	137,097
非支配持分	(17)	7

連結持分変動計算書

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							小計
	資本金	利益剰余金	その他の資本の構成要素				その他の資本の構成要素合計	
			確定給付型退職給付制度の再測定額	売却可能金融資産	繰延ヘッジ損益	在外営業活動体の換算差額		
2017年4月1日	1,683,000	969,264	—	3,304	6,368	20,471	30,145	2,682,409
当期損失	—	(91,592)	—	—	—	—	—	(91,592)
その他の包括利益(損失)	—	—	(184)	4,587	(2,342)	(9,807)	(7,747)	(7,747)
当期包括利益(損失)	—	(91,592)	(184)	4,587	(2,342)	(9,807)	(7,747)	(99,339)
株式の発行	82,200	—	—	—	—	—	—	82,200
国庫納付	—	(20,846)	—	—	—	—	—	(20,846)
子会社設立に伴う払込	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	(184)	184	—	—	—	184	—
2018年3月31日	1,765,200	856,640	—	7,892	4,025	10,664	22,582	2,644,423
会計方針変更による影響	—	(12,963)	—	(7,892)	—	—	(7,892)	(20,855)
2018年4月1日	1,765,200	843,677	—	—	4,025	10,664	14,690	2,623,567
当期利益	—	135,688	—	—	—	—	—	135,688
その他の包括利益(損失)	—	—	(236)	—	(3,952)	5,597	1,409	1,409
当期包括利益(損失)	—	135,688	(236)	—	(3,952)	5,597	1,409	137,097
株式の発行	20,100	—	—	—	—	—	—	20,100
国庫納付	—	(31,150)	—	—	—	—	—	(31,150)
その他	—	(236)	236	—	—	—	236	—
2019年3月31日	1,785,300	947,978	—	—	73	16,261	16,335	2,749,614

(単位：百万円)

	非支配持分	資本合計
2017年4月1日	—	2,682,409
当期損失	(17)	(91,609)
その他の包括利益(損失)	—	(7,747)
当期包括利益(損失)	(17)	(99,356)
株式の発行	—	82,200
国庫納付	—	(20,846)
子会社設立に伴う払込	245	245
その他	—	—
2018年3月31日	227	2,644,651
会計方針の変更による影響	—	(20,855)
2018年4月1日	227	2,623,795
当期利益	7	135,695
その他の包括利益(損失)	—	1,409
当期包括利益(損失)	7	137,105
株式の発行	—	20,100
国庫納付	—	(31,150)
その他	—	—
2019年3月31日	235	2,749,850

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	第6期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第7期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益(損失)	(91,609)	135,700
減価償却費	1,460	1,944
退職給付に係る負債の増(減)額	53	182
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失	146	1,794
持分法による投資損失(利益)	(22,480)	887
貸出金及びその他の債権の(増)減額	899,770	(81,408)
借入金(増)減額	(1,537,947)	(796,045)
預け金(要求払を除く)の(増)減額	191,404	68,193
金融派生商品資産及び金融派生商品負債の純変動額	(193,728)	(39,812)
金融保証契約負債の増(減)額	(12,627)	1,459
社債の増(減)額	1,089,256	218,127
その他	71,413	40,157
営業活動によるキャッシュ・フロー	395,112	(488,819)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取得	(9,717)	(29,216)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	—	6,851
有価証券の取得による支出	(41,155)	(30,600)
有価証券の売却・償還による収入	29,126	22,354
持分法で会計処理されている投資の取得による支出	(18,151)	(12,570)
持分法で会計処理されている投資の回収による収入	9,640	9,111
その他	(3,005)	(4,798)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(33,263)	(38,867)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	82,200	20,100
国庫納付の支払額	(20,846)	(31,150)
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みによる収入	245	—
その他	(6)	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,591	(11,050)
現金及び現金同等物に係る換算差額	(6,957)	7,106
現金及び現金同等物の正味増(減)額	416,482	(491,630)
現金及び現金同等物の期首残高	1,082,325	1,498,807
現金及び現金同等物の期末残高	1,498,807	1,007,176

営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含んでおります。

利息による収入	322,349	416,979
利息による支出	(193,214)	(253,882)

2. 基準差調整表

当行グループは、日本基準に準拠した連結財務諸表に加えて、IFRS 連結財務諸表を参考情報として開示しております。日本基準とIFRSでは重要な会計方針が異なることから、以下のとおり当行グループの資産、負債及び資本に対する調整表並びに当期損益の調整表を記載しております。

1 資産、負債及び資本に対する調整表

第6期末(2018年3月31日)

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	IFRS表示科目
資産					資産
現金預け金	1,751,287	—	—	1,751,287	現金預け金
	—	149,706	(200)	149,506	金融派生商品資産
		9,838	(633)	9,204	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
有価証券	351,605	(135,919)	(7,299)	208,385	有価証券
貸出金	13,513,680	(190,684)	129,954	13,452,950	貸出金及びその他の債権
	—	126,081	10,996	137,078	持分法で会計処理されている投資
有形固定資産	28,401	—	—	28,401	有形固定資産
無形固定資産	3,472	(3,472)	—	—	
その他資産	377,809	(122,763)	—	255,046	その他の資産
支払承諾見返	2,259,369	—	(2,259,369)	—	
貸倒引当金	(273,564)	273,564	—	—	
資産合計	18,012,060	106,350	(2,126,551)	15,991,860	資産合計
負債					負債
	—	287,453	(23)	287,429	金融派生商品負債
借入金	8,370,758	—	—	8,370,758	借入金
社債	4,392,597	—	(3,842)	4,388,754	社債
	—	—	72,285	72,285	金融保証契約負債
退職給付に係る負債	6,785	(6,785)	—	—	
役員退職慰労引当金	25	(25)	—	—	
その他負債	435,498	(173,736)	(33,781)	227,980	その他の負債
賞与引当金	546	(546)	—	—	
役員賞与引当金	9	(9)	—	—	
支払承諾	2,259,369	—	(2,259,369)	—	
負債合計	15,465,589	106,350	(2,224,731)	13,347,209	負債合計
純資産					資本
資本金	1,765,200	—	—	1,765,200	資本金
利益剰余金	883,601	—	(26,961)	856,640	利益剰余金
	—	(102,558)	125,140	22,582	その他の資本の構成要素
その他有価証券評価差額金	(1,209)	1,209	—	—	
繰延ヘッジ損益	(114,658)	114,658	—	—	
為替換算調整勘定	13,309	(13,309)	—	—	
非支配株主持分	227	—	—	227	非支配持分
純資産合計	2,546,471	—	98,179	2,644,651	資本合計
負債及び純資産の合計	18,012,060	106,350	(2,126,551)	15,991,860	負債及び資本の合計

第7期末(2019年3月31日)

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	IFRS表示科目
資産					資産
現金預け金	1,191,463	—	—	1,191,463	現金預け金
	—	145,242	(6)	145,235	金融派生商品資産
	—	358,278	3,686	361,964	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
有価証券	367,026	(283,239)	300	84,087	有価証券
貸出金	13,576,561	(389,138)	110,723	13,298,146	貸出金及びその他の債権
	—	130,079	15,754	145,834	持分法で会計処理されている投資
有形固定資産	27,979	—	—	27,979	有形固定資産
無形固定資産	6,710	(6,710)	—	—	
その他資産	280,568	(144,650)	(2,772)	133,145	その他の資産
支払承諾見返	2,491,767	—	(2,491,767)	—	
貸倒引当金	(293,126)	293,126	—	—	
資産合計	17,648,951	102,988	(2,364,081)	15,387,859	資産合計
負債					負債
	—	243,347	—	243,346	金融派生商品負債
借入金	7,574,713	—	—	7,574,713	借入金
社債	4,583,492	—	23,389	4,606,882	社債
	—	—	75,346	75,346	金融保証契約負債
退職給付に係る負債	6,988	(6,988)	—	—	
役員退職慰労引当金	31	(31)	—	—	
その他負債	304,718	(132,763)	(34,235)	137,720	その他の負債
賞与引当金	566	(566)	—	—	
役員賞与引当金	9	(9)	—	—	
支払承諾	2,491,767	—	(2,491,767)	—	
負債合計	14,962,287	102,988	(2,427,267)	12,638,008	負債合計
純資産					資本
資本金	1,785,300	—	—	1,785,300	資本金
利益剰余金	905,474	—	42,504	947,978	利益剰余金
	—	(4,345)	20,681	16,335	その他の資本の構成要素
その他有価証券評価差額金	(557)	557	—	—	
繰延ヘッジ損益	(11,048)	11,048	—	—	
為替換算調整勘定	7,260	(7,260)	—	—	
非支配株主持分	235	—	—	235	非支配持分
純資産合計	2,686,664	—	63,186	2,749,850	資本合計
負債及び純資産の合計	17,648,951	102,988	(2,364,081)	15,387,859	負債及び資本の合計

2 当期損益の調整表

第6期(2018年3月期)

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	IFRS表示科目
資金運用収益	336,768	(17)	8,050	344,801	利息収益
資金調達費用	249,256	(43,192)	559	206,624	利息費用
				138,177	純利息収益
役員取引等収益	23,914	—	(8,896)	15,018	役員取引等収益
役員取引等費用	2,043	—	—	2,043	役員取引等費用
	—	45,410	92,979	138,389	純金融派生商品費用
	—	13	133	146	純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産に係る純損失
	—	71	16	88	純投資収益
	—	7,234	(3,682)	3,552	その他の収益
その他業務収益	128	(128)	—	—	
その他の経常収益 ^{※1}	156	(156)	—	—	
特別利益	9	(9)	—	—	
				121,921	利息以外の費用
				16,256	業務収益
	—	51,528	58,449	109,978	金融資産の減損損失
償却債権取立益 ^{※1}	—	—	—	—	
貸倒引当金繰入額 ^{※2}	51,528	(51,528)	—	—	
				93,722	純業務損失
営業経費	19,660	—	(114)	19,545	営業費用
	—	3,667	(2,844)	822	その他の費用
その他業務費用	5,363	(5,363)	—	—	
その他の経常費用 ^{※2}	144	(144)	—	—	
特別損失	8	(8)	—	—	
				20,367	業務費用
持分法による投資利益 ^{※1}	22,207	273	—	22,480	持分法による投資利益
組合出資に係る持分利益 ^{※1}	6,884	(6,884)	—	—	
				91,609	税引前損失
法人税等	—	—	—	—	法人所得税費用
当期純利益	62,064	—	(153,674)	91,609	当期損失

※1 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常収益」として計上しております。

※2 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常費用」として計上しております。

第7期(2019年3月期)

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	IFRS表示科目
資金運用収益	450,798	(7,073)	9,475	453,200	利息収益
資金調達費用	365,878	(95,797)	1,285	271,366	利息費用
				181,834	純利息収益
役員取引等収益	23,030	(163)	(5,974)	16,892	役員取引等収益
役員取引等費用	2,993	—	—	2,993	役員取引等費用
	—	95,599	(76,072)	19,527	純金融派生商品費用
	—	3,380	(1,586)	1,794	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失
	—	20	54	74	償却原価で測定する金融資産の認識の中止に伴う純利得
	—	(518)	668	150	その他の収益
その他業務収益	272	(272)	—	—	
その他の経常収益 ^{*1}	1,337	(1,337)	—	—	
特別利益	6	(6)	—	—	
				7,197	利息以外の費用
				174,636	業務収益
	—	16,353	(684)	15,669	金融資産の減損損失
償却債権取立益 ^{*1}	3,208	(3,208)	—	—	
貸倒引当金繰入額 ^{*2}	19,561	(19,561)	—	—	
				158,967	純業務収益
営業経費	21,200	—	(261)	20,938	営業費用
	—	2,638	(1,197)	1,440	その他の費用
その他業務費用	2,638	(2,638)	—	—	
その他の経常費用 ^{*2}	11,788	(11,788)	—	—	
				22,379	業務費用
持分法による投資損失 ^{*2}	2,026	(1,138)	—	887	持分法による投資損失
組合出資に係る持分利益 ^{*1}	467	(467)	—	—	
				135,700	税引前利益
法人税等	4	—	—	4	法人所得税費用
当期純利益	53,030	—	82,665	135,695	当期利益

*1 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常収益」として計上しております。

*2 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常費用」として計上しております。

資産、負債及び資本の調整表並びに当期利益の調整表に関する注記

A. 金融派生商品資産及び金融派生商品負債

(1) ヘッジ会計

当行グループは、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を実施しております。デリバティブの時価変動により、多額の評価損益が生じることがありますが、ヘッジ目的のデリバティブであり、原則として途中解約により評価損益を実現することはありません。よって、日本基準では、デリバティブの評価損益が当期純利益に影響しないように、デリバティブ取引に対してヘッジ会計を適用しております。

IFRS では、リスク管理活動の影響を連結財務諸表に反映し、デリバティブ評価損益が当期損益に与える著しい影響を緩和するために、2019年3月期よりIFRS第9号に基づくヘッジ会計を適用しております。しかしながら、IFRSのヘッジ会計は、2018年4月1日以降の取引に適用されており、ヘッジ対象の数が限られているため、ヘッジ会計の効果は限定的であり、2019年3月期のデリバティブ評価関連利益合計1,070億円のうち、291億円について当期利益に与える影響を軽減しております。IFRSにおけるヘッジ会計の詳細は、連結財務諸表の注記3.Gに記載しております。

2012年4月1日より2018年3月31日まで、当行グループは、国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計を適用しておりませんでした。2012年のIFRS移行日において、IAS第39号及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に従って日本基準のヘッジ会計を中止し、移行後は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整額を実効金利法により償却しております。

(2) 金融派生商品資産及び金融派生商品負債の相殺表示

日本基準では、金融派生商品資産及び金融派生商品負債について、相殺要件を満たす取引の金額を取引相手ごとに相殺し、「その他資産」又は「その他負債」に含めて表示しています。IFRSでは、これらの資産及び負債のうちIFRSの相殺の要件を満たさないものについて、「金融派生商品資産」又は「金融派生商品負債」として総額で表示しております。

(3) 信用リスク調整

IFRSでは、金融派生商品資産及び金融派生商品負債の公正価値の測定にあたり、観察可能な市場データから算定したカウンターパーティーの信用リスク又は当行グループの信用リスクを考慮しております。

B. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

IFRSでは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみでない場合、当該金融資産を純損益を通じて公正価値で測定しております。契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみであり、契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的として保有する場合は、当該金融資産を償却原価で測定しております。一方、日本基準では、金融資産の法的形態及び保有目的に従って測定方法が定められております。

当行グループが保有し、持分法で会計処理されている投資を除く株式、組合出資及び一部の貸出金については、その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみでないため、IFRSでは公正価値で測定し、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として表示しております。一方、日本基準では法的形態及び保有目的に従って取得原価又は公正価値で測定し、「有価証券」又は「貸出金」として表示しております。株式については発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、評価額の減額を行い、評価差額は当期の減損損失として処理しております。

また、IFRSでは、当該資産より生じるすべての損益を「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純収益（損失）」に含めて表示しております。一方、日本基準では、受取利息及び受取配当金を「資金運用収益」、受取手数料を「役務取引等収益」、当該資産の公正価値の変動及び売却により生じる実現損益を、収益の場合は「その他の経常収益」として、費用の場合は「その他の経常費用」として表示しております。

C. 有価証券

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、日本基準では「有価証券」、IFRS では「持分法で会計処理されている投資」として表示しております。なお、測定方法の違いについては「E. 持分法で会計処理されている投資」をご参照下さい。

関連会社及び共同支配企業に対する投資以外の株式及び組合出資は、日本基準では「有価証券」、IFRS では「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として表示しております。なお、測定方法の違いについては「B. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」をご参照ください。

債券は、日本基準及びIFRSにおいて「有価証券」として表示しております。測定方法については、日本基準では時価により評価し、評価差額を「その他有価証券評価差額金」として認識しております。一方、IFRSでは償却原価により測定しております。

IFRSでは、償却原価により測定する有価証券に対して予想信用損失モデルに基づく減損損失を認識しております。減損損失は金融資産の当初認識後の信用リスクの変化の程度に応じて、報告日から12か月又は報告日後の全期間に発生すると見込まれる予想信用損失を見積り計上しております。測定された減損損失は有価証券から貸倒引当金を通じて控除しております。

D. 貸出金及びその他の債権

IFRSの「貸出金及びその他の債権」は、日本基準の「その他資産」に含む未収貸出金利息及び「G. 金融保証契約負債」に記載する金融保証契約資産を含みますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は含みません。

貸出金及びその他の債権は、当初認識時に、直接帰属する取引費用を加えた公正価値で測定し、当初認識後は実効金利法を用いた償却原価で測定しております。貸出金の組成手数料は、関連する貸出金の組成と不可分であるとみなされる場合、実効金利法の一部として償却されます。「A. (1) ヘッジ会計」に記載のとおり、移行日にヘッジ会計を中止した貸出金については、IFRS第1号に従い帳簿価額を調整し、償却計算を行っております。

日本基準では、個別貸倒引当金に加えて一般貸倒引当金を計上しております。一方、IFRSでは予想信用損失モデルに基づく減損損失を見積り計上し、測定された減損損失は貸出金及びその他の債権から貸倒引当金を通じて控除しております。予想信用損失の計上方法については、「C. 有価証券」をご参照ください。

E. 持分法で会計処理されている投資

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、主に組合出資です。日本基準では、一部の組合出資に対して持分法を適用しております。一方、IFRSでは、子会社である投資会社が保有する投資を除き、関連会社及び共同支配企業に対する投資と判断されたすべての組合出資に対して持分法を適用しております。そのため、日本基準で持分法を適用していない組合損益のうち、IFRSにおいて持分法を適用した組合出資に係る損益については、「持分法による投資利益」として表示しております。

持分法適用の結果生じる在外営業活動体の為替換算差額は、IFRSでは「その他の資本の構成要素」として認識し、日本基準では「為替換算調整勘定」として表示しております。

F. 社債

日本基準では社債発行費を支出時に全額費用処理しております。IFRSでは、社債は当初認識時に、引受手数料及び発行時割引額等の社債発行に直接帰属する取引費用を控除した公正価値により測定し、当初認識後は、実効金利法による償却原価により測定しております。「A. (1) ヘッジ会計」に記載のとおり、移行日にヘッジ会計を中止した社債については、IFRS第1号に従い帳簿価額を調整し、償却計算を行っております。また、IFRS第9号に従いヘッジ会計を適用している社債については、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を帳簿価額に調整しております。

G. 金融保証契約負債

金融保証契約は、日本基準では、保証債務残高を「支払承諾見返」及び「支払承諾」として資産及び負債に同額で計上しております。一方、IFRS では、当初認識時に「金融保証契約負債」を金融保証契約資産と共に公正価値により測定しております。また、当初認識後においては、2019年3月期は、IFRS第9号に従って算出された損失引当金の金額と、当初認識額から、該当があれば、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されます。2018年3月期は、当初認識額からIAS第18号「収益」に従って認識された累積償却額を控除したものと及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って決定された金額のいずれか高い金額により測定されます。

H. 退職給付に係る負債

日本基準では、確定給付制度より発生した数理計算上の差異を、発生年度に一括費用処理（純損益として認識）しております。一方、IFRSでは、確定給付制度の再測定額を発生年度に「その他の資本の構成要素」として認識し、直ちに利益剰余金に振替えております。また、退職給付債務についてIFRSの規定に基づいた再測定を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、「営業費用」として認識しております。なお、退職給付に係る負債は、「その他の負債」に含めて表示しております。

I. 連結決算日と子会社の決算日との差異

日本基準では、子会社の決算日と連結決算日との差異が3カ月を越えない場合、重要な連結会社間の取引のみを子会社の財務諸表に反映することが求められております。したがって、当行グループは日本基準における連結決算上、重要な連結会社間の取引のみについて調整を行っております。一方、IFRSでは実務上不可能な場合を除き、連結子会社の財務諸表は親会社の決算日で作成することが求められております。そのため、当行グループは決算日が連結決算日と異なる子会社について、連結決算日と子会社の決算日が一致する財務諸表を作成しております。

資料編 3 コーポレート・データ

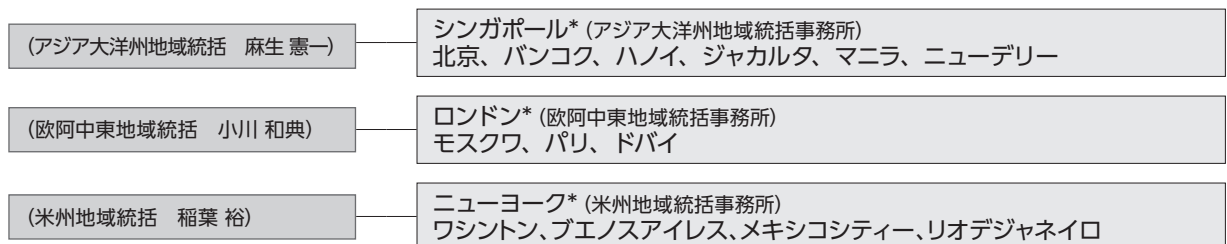
1 組織図	180
2 海外駐在員事務所一覧	181
3 沿革	182
4 株式会社国際協力銀行法等	183
株式会社国際協力銀行法	183
株式会社国際協力銀行法施行令	190
株式会社国際協力銀行法施行規則	194
5 内部統制基本方針	197
6 セキュリティポリシー	199
7 顧客保護等管理方針	200
8 利益相反管理方針の概要	200
9 プライバシーポリシー	201
10 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針	202

JBICでは、ミッション・分野別の4営業部門（資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門およびエクイティファイナンス部門）とともに、企画部門、審査・リスク管理部門と財務・システム部門を設置しています。これにより、各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を

高めるとともに、日本の政策に直結するJBICのミッションを機動的、戦略的に遂行することを企図しています。また、海外駐在員事務所の体制についても、シンガポール、ロンドンおよびニューヨークをアジア大洋州、欧阿中東および米州のそれぞれの地域統括事務所と位置づけ、管轄地域における案件形成を支援しています。



海外駐在員事務所



*シンガポール、ロンドンおよびニューヨーク事務所は、アジア大洋州、欧阿中東および米州のそれぞれの地域統括事務所として、管轄地域における案件形成を支援しています。



★地域統括事務所

★ シンガポール駐在員事務所
(アジア大洋州地域統括)

9 Raffles Place, #51-02 Republic Plaza, Singapore 048619
Tel. 65-6557-2806
Fax. 65-6557-2807

● 北京駐在員事務所

2102, Tower C Office Building, YINTAI Center, No. 2 Jianguomenwai Avenue, Chaoyang District, Beijing 100022, P.R.C
Tel. 86-10-6505-8989
Fax. 86-10-6505-3829

● バンコク駐在員事務所

14th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330, Thailand
Tel. 66-2-252-5050
Fax. 66-2-252-5514

● ハノイ駐在員事務所

Unit 6.02, 6th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
Tel. 84-24-3824-8934~6
Fax. 84-24-3824-8937

● ジャカルタ駐在員事務所

Summitmas II 5th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62, Jakarta Selatan, Indonesia
Tel. 62-21-5220693
Fax. 62-21-5200975

● マニラ駐在員事務所

11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City, Philippines
Tel. 63-2-856-7711~14
Fax. 63-2-856-7715, 7716

● ニューデリー駐在員事務所

306, 3rd Floor, World Mark2, Asset No. 8, Hospitality District, Aerocity, New Delhi-110037, India
Tel. 91-11-4352-2900
Fax. 91-11-4352-2950

★ ロンドン駐在員事務所
(欧阿中東地域統括)

7th Floor, 80 Cheapside, London, EC2V 6EE, U.K.
Tel. 44-20-7489-4350
Fax. 44-20-7489-4351

● モスクワ駐在員事務所

123610 Moscow, Krasnopresnenskaya Nab.12, World Trade Center, Office No.905, Russian Federation
Tel. 7-495-258-1832,1835,1836
Fax. 7-495-258-1858

● パリ駐在員事務所

21, Boulevard de la Madeleine, 75038 Paris Cedex 01, France
Tel. 33-1-4703-6190
Fax. 33-1-4703-3236

● ドバイ駐在員事務所

9th floor, West, The Gate Dubai International Financial Centre, P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.
Tel. 971-4-363-7091
Fax. 971-4-363-7090

★ ニューヨーク駐在員事務所
(米州地域統括)

712 Fifth Avenue, 26th Floor, New York, NY 10019, U.S.A.
Tel. 1-212-888-9500
Fax. 1-212-888-9503

● ワシントン駐在員事務所

1627 Eye Street, N.W., Suite 500, Washington, D.C., 20006, U.S.A.
Tel. 1-202-785-1785
Fax. 1-202-785-1787

● ブエノスアイレス駐在員事務所

Av. del Libertador No. 498, Piso19, 1001 Capital Federal, Buenos Aires, Argentina
Tel. 54-11-4394-1379,1803
Fax. 54-11-4394-1763

● メキシコシティ駐在員事務所

Paseo de la Reforma 222-900B, Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc, México D.F., C.P. 06600, México
Tel. 52-55-5525-6790
Fax. 52-55-5525-3473

● リオデジャネイロ駐在員事務所

Praia de Botafogo, 228, Sala 801B, Setor A, Botafogo, Rio de Janeiro, RJ, CEP 22250-906, Brazil
Tel. 55-21-2554-2305
Fax. 55-21-2554-8798

日本輸出入銀行にかかる事項

1950年 12月 「日本輸出銀行法」公布・施行、日本輸出銀行設立

1952年 4月 日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更

国際協力銀行にかかる事項

1999年 4月 「国際協力銀行法」公布・施行

9月 「国際協力銀行法施行令」公布・施行

10月 国際協力銀行設立
(日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継)

株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)にかかる事項

2006年 6月 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布・施行

2007年 5月 「株式会社日本政策金融公庫法」公布・施行

2008年 4月 「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布・施行

10月 株式会社日本政策金融公庫設立

2010年 3月 「株式会社日本政策金融公庫法」の改正
(国際協力銀行業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加)

4月 駐留軍再編促進金融勘定を設置

株式会社国際協力銀行にかかる事項

2011年 5月 「株式会社国際協力銀行法」公布・一部施行

7月 「株式会社国際協力銀行法施行令」および「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」の公布・施行
(先進国向け輸出金融の規定等、業務範囲を拡充)

2012年 4月 株式会社国際協力銀行設立

11月 駐留軍再編促進金融勘定の廃止

2016年 5月 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行
「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行

2016年 10月 特別業務の開始

株式会社国際協力銀行法

(平成二十三年五月二日法律第三十九号、最終改正：平成二十九年五月二十四日号外法律第三十七号) (抜粋)

(目的)

第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有してなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

- 2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)」とする。
- 3 会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(名称の使用制限等)

第五条 会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。

- 2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 会社の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係

る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

- 二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金(資金需要の期間が一年を超えるものをいう。)若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金(資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。)の貸付けを行うこと。
- 六 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
- 七 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

八 会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務(第七号に掲げる業務を除く。)に附帯する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の場合より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子(利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。
- 二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。
- 二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。

- 一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であって、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金
- 二 我が国の技術では十分な代替が困難であって、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金

4 前条第三号に掲げる業務のうち、短期資金に係るものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が行う事業の遂行のために同号に規定する資金(短期資金を除く。)の貸付けを行うことを会社が約している場合において、当該事業の遂行のために特に必要があると認められる資金の貸付けに限り、行うことができる。

5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。

6 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除

く。)のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け(以下この号において「出資等」という。)により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。)

二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け

ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け(同号に規定する政令で定める場合に限る。)

ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け(海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限り。)

三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。)

四 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

7 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。

8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

一 国際通貨基金等(会社を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合

二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国

の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等(公社債等に係るものを除く。)は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき(当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。)
 - 二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合
 - 三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。
 - 四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもって行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るスワップ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。)に係る債務の保証等を行うとき。
- 10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等(公社債等に係るものに限り)及び公社債等の取得は、次に掲げる場合(同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第七号までに掲げる場合)に限り、行うことができる。
- 一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等(償還期限が一年を超えるものに限り。次号及び第三号において同じ。)の一部を取得する場合
 - 二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
 - 三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
 - 四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
 - 五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等(銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。)を行うとき。
 - 六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債

務の保証等を行うとき。

- 七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権(いずれも償還期限が一年を超えるものに限り)を取得する場合
- 11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。
- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
 - 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け
- 12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
- 二 当該貸付け(第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除く。)、当該譲受け(同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除く。)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除く。)、当該債務の保証等(同号の規定による債務の保証等を除く。)又は当該出資(いずれも海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限り)に係る貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。)の利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。)、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号

- に掲げる場合を除く。)
- 2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

(特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

- 一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務
 - 二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務
 - 三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務
 - 四 前三号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く。)に係る第十一条第九号に掲げる業務
- 2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準
 - 二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
 - 三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
 - 四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
 - 五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
 - 六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業年度)

第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算)

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、

これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息(利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金(借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。)の利子、社債の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
- 5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

(財務諸表の提出)

第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

- 2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を含む。)を財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 特別業務以外の業務(第三十三条において「一般業務」という。)
- 二 特別業務

(区分経理に係る会社法の準用等)

第二十六条の三 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の」とあるのは「株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属す

る資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(決算報告書の作成及び提出)

- 第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。
 - 3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければ

ならない。

- 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

(決算報告書の会計検査院への送付)

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書の国会への提出)

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

(国庫納付金)

第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

- 2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
- 3 第一項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
- 5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第三十三条 会社はその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ(借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。)は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金(短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。)若しくは外国通貨長期借入金(外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。)の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入

- れに限るものとする。
- 2 前項に規定する短期借入金(外国通貨によるものを除く。)については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え(借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。)を行うことができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。
 - 6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額(以下この条において「一般業務に係る基準額」という。)の十倍に相当する額(以下この条において「一般業務に係る限度額」という。)を超えることとなってはならない。
 - 7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換のため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。
 - 8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなってはならない。
 - 9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。
 - 10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行

をして調達した資金は、第二十六条の二に定める經理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(一般担保)

- 第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(政府保証)

- 第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。))第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。
- 2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。
 - 3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

- 第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他財務大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 財政融資資金への預託
 - 三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
 - 四 譲渡性預金証書の保有
 - 五 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託
 - 六 コール資金の貸付け
 - 七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

(監督)

- 第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める

ときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 5 この法律に規定する財務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(定款)

第四十一条 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。
- 3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、

事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(金融商品取引法の適用除外等)

第四十三条 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する場合(次項に規定する場合を除く。)においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条第七号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。
- 3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十六条第一項、第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の三(第一項第二号を除く。)、第三十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九条(第四項及び第六項を除く。)、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

株式会社国際協力銀行法施行令

(平成二十三年七月十五日政令第二百二十一号、最終改正：平成二十八年九月三十日号外政令第三百二十一号) (抜粋)

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三條第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(金融機関の範囲)

第一条 株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

(中小企業者の範囲)

第二条 法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- 五 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

2 法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に行うことができる業務)

第三条 法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。

- 一 次に掲げる設備
 - イ 船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。次条第二項において同じ。）
 - ロ 人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備
 - ハ 航空機
 - ニ 医療機器（陽子線、重イオン線又は中性子線を照

射する装置及びその運用に必要な設備に限る。）

二 次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備（二及びロに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は装置からなる設備に限る。）

- イ 原子力による発電に関する事業
- ロ 鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）
- ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業
- ニ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業
- ホ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業
- ヘ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
- ト 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
- チ 石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
- リ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
- ヌ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- ル ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）
- ヲ 電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
- ワ 原油又はガスを原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、リに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業
- カ 廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業

(我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対して行うことができる場合)

第四条 法第十二条第六項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する出資等(以下「出資等」という。)のうち、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合とする。

- 一 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- 二 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- 三 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

2 法第十二条第六項第三号に規定する政令で定める場合は、船舶又は航空機を賃貸する事業に係るものである場合とする。

(開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務)

第五条 法第十二条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合
 - イ 原子力による発電に関する事業
 - ロ 鉄道(軌道を含む。以下この号において同じ。)に関する事業(主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。)
 - ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業
 - ニ 水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
 - ホ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)を原材料とする燃料の製造に関する事業
 - ヘ 再生可能エネルギー源(永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。)による発電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - ト 変電、送電及び配電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - チ 石炭による発電に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
 - リ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
 - ヌ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
 - ル ガスによる発電に関する事業(ガスの効率的な利用を行うものに限る。)
 - ロ 電気又は熱の効率的な使用に関する事業(電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信

の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)

- ワ インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - カ 船舶(水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。)の製造、整備、運用及びリース取引に関する事業
 - ヨ 人工衛星の打上げ、追跡及び運用に関する事業
 - タ 航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業
 - レ 医療に関する事業(陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備を利用するものに限る。)
 - ソ 原油又はガスを原料とする化学製品(化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、リに規定する製品に該当するものを除く。)の製造に関する事業
 - ツ 廃棄物の焼却及び熱分解(物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。)に関する事業
- 二 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、前条第一項各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等のために必要な資金の貸付けを行う場合

(区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え)

第五条の二 法第二十六条の三第二項において法第二十六条の二の規定により株式会社国際協力銀行(以下「会社」という。)が区分して行う経理について会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	同法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第一号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	おける株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金

(剰余金のうち準備金として積み立てる額等)

第六条 法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一般業務(法第二十六条の二第一号に規定する一般業務をいう。以下同じ。)に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額
- 二 特別業務(法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下同じ。)に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額

2 法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一般業務に係る勘定 一般業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額
- 二 特別業務に係る勘定 特別業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

(国庫納付の手続)

第七条 会社は、一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第八条 一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定における国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する剰余の額を当該それぞれの勘定における一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資の額は、同項に規定する剰余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額(同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相

当する額をそれぞれ加え、又は減じた額)とする。

(社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入に係る基本方針の認可)

第九条 会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行及び外国通貨長期借入金(同条第一項に規定する外国通貨長期借入金をいう。以下同じ。)の借入に係る基本方針を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の基本方針には、次に掲げる事項を一般業務及び特別業務に係る勘定ごとに記載しなければならない。

- 一 社債についての次に掲げる事項
 - イ 発行時期
 - ロ 発行金額
 - ハ 表示通貨
 - ニ 発行市場
 - ホ 利回り
 - ヘ その他財務大臣が定める事項
- 二 外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項
 - イ 借入時期
 - ロ 借入金額
 - ハ 表示通貨
 - ニ 利率
 - ホ その他財務大臣が定める事項

(国内社債の発行の届出)

第十条 会社は、国内社債(会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 調達した資金の用途
- 二 名称
- 三 発行の年月日
- 四 発行総額
- 五 各社債の金額
- 六 利率
- 七 償還の方法及び期限
- 八 利息の支払の方法及び期限
- 九 発行の価額
- 十 調達した資金を整理する勘定
- 十一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用があるときは、その旨
- 十二 募集の方法
- 十三 利回り
- 十四 第二号から第十一号までに掲げるもののほか、国内社債の社債券に記載した事項
- 十五 その他財務大臣が定める事項

(国外社債の発行の届出)

第十一条 会社は、国外社債(会社の社債のうち我が国以外の地域において発行するものをいう。以下同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国外社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一号から第十号までに掲げる事項に相当する事項
- 二 種類
- 三 発行の方法
- 四 表示通貨
- 五 発行市場
- 六 利回り
- 七 第一号に掲げるもののほか、国外社債の社債券に記載した事項
- 八 その他財務大臣が定める事項

(外国通貨長期借入金の借入れの届出)

第十一条の二 会社は、外国通貨長期借入金の借入れについて法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 調達した資金の使途
- 二 借入れの年月日
- 三 借入金額
- 四 表示通貨
- 五 借入先
- 六 利率
- 七 償還の方法及び期限
- 八 利息の支払の方法及び期限
- 九 調達した資金を整理する勘定
- 十 その他財務大臣が定める事項

(社債券の滅失等の場合の代わり社債券等の発行)

第十二条 法第三十三条第五項ただし書に規定する社債券の発行は、会社が、国外社債の社債券(以下この条において「国外社債券」という。)に限り行うものとする。

- 2 前項の国外社債券の発行は、国外社債券を盗取され、滅失し、又は紛失した者からその再交付の請求があった場合において、当該盗取、滅失又は紛失に係る国外社債券につき、会社が適当と認める者によるその番号の確認があり、かつ、その盗取され、滅失し、又は紛失した証拠の提出があったときに限り、することができる。この場合において、必要があるときは、会社は、当該盗取、滅失若しくは紛失に係る国外社債券に対し償還をし、又は消却のための買入れをしたときは会社が適当と認める者がその償還金額又は買入価額に相当する金額を会社に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

第十三条 前条の規定は、法第三十五条第三項の規定により政府が保証契約をすることができる債務に係る社債券又はその利札の発行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三十三条第五項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「社債券(以下「国外社債券」という。）」とあるのは「社債券若しくはその利札」と、同条第二項中「国外社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札を」と、「国外社債券につき」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債券に対し」と、「又は消却のための買入れ」とあるのは「若しくは消却のための買入れをし、又は当該盗取、滅失若しくは紛失に係る

利札に対し利子の支払」と、「は会社」とあるのは「は会社及び保証人である政府」と、「又は買入価額」とあるのは「若しくは買入価額又は利子の支払金額」と読み替えるものとする。

(国外社債及び外国通貨長期借入金に係る政府の保証に関する事務の取扱い)

第十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項若しくは第三項又は法第三十五条の規定により、政府が国外社債又は外国通貨長期借入金に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、本邦又は外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。附則第六条第三項において同じ。)、信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。附則第六条第三項において同じ。))又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。附則第六条第三項において同じ。))を行う者であって、財務大臣が指定するものを財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

(財務省令への委任)

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、国外社債及び外国通貨長期借入金に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(内閣総理大臣への権限の委任)

第十六条 法第三十九条第一項の規定による財務大臣の立入検査の権限のうち会社の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、財務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第十七条 法第四十条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三十九条第一項の規定による立入検査
- 二 法第四十条第二項の規定による報告
- 2 前項第一号の規定による権限で会社の本店以外の支店その他の施設又は法第三十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設(以下この条において「会社の支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該会社の支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。
- 3 前項の規定により会社の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、会社の本店又は当該会社の支店等以外の会社の支店等に対する立入検査の必要を認めるときは、当該立入検査を行うことができる。

株式会社国際協力銀行法施行規則

(平成二十四年三月二十六日財務省令第十四号、最終改正：平成二十八年九月三十日号外財務省令第六十八号) (抜粋)

株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法(以下「法」という。)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 貸付債権等 貸付債権、法第二条第九号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。
- 二 クレジットデリバティブ取引 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引をいう。

(法第二条第四号の財務省令で定める法人)

第二条 法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取引し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。)
- 二 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

(法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの)

第二条の二 法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

(法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の三 法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の

制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

(法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の四 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

(法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の五 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

(特別業務基本方針)

第二条の六 法第十三条の三第一項の財務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特別業務(法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。)の実施体制に関する事項
 - 二 特別業務の実施方法に関する事項
 - 三 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
 - 四 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
 - 五 法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項
 - 六 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
 - 七 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項
- 2 会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針(以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。)の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。
 - 3 会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人)

第三条 法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる金融機関

- イ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
- ロ 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- ハ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。)
- ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ヘ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- ト 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
- チ 農林中央金庫
- リ 保険会社
- ヌ 株式会社商工組合中央金庫
- ル 株式会社日本政策投資銀行
- ヲ 地方公共団体金融機構
- ヾ 株式会社日本政策金融公庫
- カ 外国金融機関等
- 二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社(以下「債権回収会社」という。)及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者(債権回収会社を除く。)
- 三 法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国人等
- 四 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。
- 五 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業者であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。

(法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの)

第三条の二 法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

(法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの)

第三条の三 法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

(決算報告書等の閲覧期間)

第四条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

(予算の繰越し)

第五条 法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越し計算書を財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰越し計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由
- 二 前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額
- 三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額
- 四 第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

3 第一項の繰越し計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の二 法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの)

第五条の三 法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

(法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の四 法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

(余裕金の運用)

第六条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

- 一 外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの
- 二 宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- 第1条 本行及びその子会社(以下「本行グループ」と総称する。)の取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、本行及びその子会社がそれぞれ、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、本行及びその子会社それぞれの取締役及び職員に周知する。
- 2 本行グループの取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
 - 3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、本行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - 4 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。
 - 5 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 本行は、本行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- 第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
 - 3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第3条 本行は、本行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、本行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を本行及びその子会社それぞれにおいて定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 本行は、本行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。
 - 3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の本行グループの危機管理に関する内部規程を本行及びその子会社それぞれにおいて定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - 4 本行は、危機事象が発生し本行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本

部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に本行グループとしての経営管理を行う。
- 2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
 - 3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
 - 4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(本行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

- 第4条の2 本行は、本行グループの業務の適正を確保するため、本行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。
- 2 本行は、本行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、本行に対する適切な報告体制を確立する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

- 第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、本行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
 - 3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
 - 4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき本行及び必要に応じて本行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
 - 5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - 6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

- 第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
 - 3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項)

- 第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員(以下「監査役室職員」という。)の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
- 2 本行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を

確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、本行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

- (1) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
- (2) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと
- (3) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
- (4) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
- (5) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
- (6) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

- 第8条 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に本行の監査役に報告する。
- 2 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、本行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、本行の監査役に速やかに報告する。
 - 3 本行グループは、前項に基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- 第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- 2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
 - 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
 - 4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
 - 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

- 第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は本行が負担する。

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって当行の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱い・管理・保護・維持を行います。

基本理念

当行は、関係法令及び関連規程の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討した上で、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施に当たっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、当行では、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点からこれらを分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

情報資産の管理体制

当行では、情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

個人情報の保護

当行では、個人情報の取扱いに関する基本方針(プライバシーポリシー)を定めこれを公表した上で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

顧客情報の保護

当行は、お客様の保護及び利便の向上のための基本方針を定め、当該方針に基づき、お客様に関する情報の保護及び管理を適切に行います。

情報資産管理に関する教育

当行は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規程の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、必要な教育を行います。

業務の外部委託

当行は、業務の委託等により、当行の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

情報資産に係る事故への対応

当行は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

評価・見直し

当行は、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化並びに組織、業務内容等の変更、当行の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、本ポリシーの評価・見直しを行います。

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得べき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

- 1 当行は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
- 2 当行は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
- 3 当行は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
- 4 当行は、当行が行う業務を外部業者に委託するにあつ

ては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。

※本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。

- (1) 当行の業務を利用していただいている方
- (2) 当行の業務を利用されていた方
- (3) 当行の業務に関し当行と取引関係に入る可能性のある方

※当行においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社国際協力銀行法(平成23年5月2日法律第39号)第11条及び当行が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

8 利益相反管理方針の概要

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)及び当行の子金融機関等(以下総称して「当行グループ」といいます。)は、金融商品取引法に従い、利益相反管理方針を策定の上、お客さまの利益を不当に害することがないよう、利益相反の恐れのある取引を適切に管理してまいります。

当行グループにおける利益相反管理方針の概要を、以下のとおり公表いたします。

1. 利益相反の恐れのある取引の特定

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反の恐れのある取引」とは、(a)当行グループとお客さまの間の利益が対立又は競合する場合、又は(b)当行グループの複数のお客さま間の利益が対立又は競合する場合において、お客さまの利益が不当に害される取引(以下「対象取引」といいます。)です。

(2) お客さまの範囲

本方針の対象となる「お客さま」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」を利用している相手方、当該業務を利用していた相手方及び当該業務に関し取引関係に入る可能性のある相手方をいいます。

「金融商品関連業務」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3に規定する業務をいいます。

2. 利益相反管理の対応を要する会社

1. (1)のとおり、対象取引は、当行グループ(当行及び当行の子金融機関等)が行う取引であり、「当行の子金融機関等」とは、当行の子会社又は関連会社のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。2019年3月31日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

- ・ IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.
- ・ Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited
- ・ 株式会社JBIC IG Partners
- ・ RJIF Management Limited
- ・ Russian-Japan Investment Fund, L.P.
- ・ JB Nordic General Partner S.à.r.l.
- ・ JB Nordic Ventures Oy

3. 利益相反の恐れのある取引の管理方法

当行グループは、お客さまとの取引における利益相反の状況を把握し、以下の方法等により状況に応じた対応を実施いたします。

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法
- その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反の管理体制

当行グループでは、利益相反を管理・統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理いたします。

また、利益相反の管理に関する法令その他の規範を遵守し、態勢整備を継続的に行ってまいります。

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが当行のお客さまに対する責務であると考えています。

当行では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

個人情報の取得

当行は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ当行の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

個人情報の利用

当行は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

1. 出融資・保証業務及び関連する業務に係る審査・調査(又はそれらに附帯する業務)
2. 当行との契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
3. 「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)等の法令に基づくご本人さまの確認
4. 当行が開催するセミナー等イベントのご案内
5. 当行関連資料等の送付
6. アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
7. ご質問・お問合せ、当行からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

個人情報の第三者提供

当行は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 利用目的の範囲内で提供する場合
3. お客さまの事前の同意を得ている場合
4. 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
5. 統計の作成又は学術研究の目的の場合
6. 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

業務委託

当行の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が適切になされていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

個人情報の管理

1. 当行は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
2. 当行は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
3. 当行は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査・点検を実施します。

個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、当行が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱いします。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

当行におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

継続的な改善

当行は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行ってまいります。

当行では、個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」といい、個人番号と特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。)の安全管理に関する基本方針を別途策定しております。本プライバシーポリシーにおける「個人情報」には特定個人情報は含めておりません。なお、当行がお客さまの特定個人情報等を取得することは、想定しておりません。

情報公開・個人情報保護窓口

国際協力銀行では、情報公開法・個人情報保護法に基づく開示請求等については、本店の情報公開・個人情報保護窓口で受け付けます(直接窓口による受け付けまたは郵送による受け付け)。直接窓口にご来店される場合は、本店情報公開・個人情報保護窓口にお越しください。

所在地：〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
企画部門 経営企画部 報道課
(情報公開・個人情報保護窓口)

電話番号：03-5218-3100

開設時間：月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

午前9時30分～午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く)

なお、情報公開・個人情報保護制度については、西日本オフィスでもご相談いただけます。

特定個人情報等の保護に関する考え方

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)に定められた事務において特定個人情報等を取り扱います。番号法においては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、役職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

(法令遵守)

1. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等(注)を遵守します。

(注)法令等には次のものを含まず。

- 番号法
- 独法等個人情報保護法等関連法令
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成30年 特定個人情報保護委員会告示第6号)
- 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付総管情第85号総務省行政管理局長通知)

(安全管理措置)

2. 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

3. 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(委託・再委託)

4. 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含みます。)において、番号法に基づき当行自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(継続的改善)

5. 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

お問い合わせ

当行における特定個人情報等の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

JBIC本店、西日本オフィスへのアクセス

JBIC本店

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL: 03-5218-3100
FAX: 03-5218-3955
東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b
東京メトロ大手町駅より徒歩5分



西日本オフィス

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2丁目3番5号
梅新第一生命ビルディング10階
TEL: 06-6311-2520
FAX: 06-6311-2529
JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急大阪梅田駅より徒歩5分
Osaka Metro谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分

西日本オフィス移転のお知らせ

2019年11月5日(予定)より西日本オフィスは、下記の住所へ移転します。名称も西日本オフィスより大阪支店に変わります。

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号
ハービスENTオフィスタワー23階
TEL: 06-6345-4100
FAX: 06-6345-4102

JR大阪駅桜橋口より徒歩2分、JR東西線北新地駅西改札より徒歩4分
阪神大阪梅田駅西改札、Osaka Metro四つ橋線西梅田駅北改札より徒歩すぐ
Osaka Metro御堂筋線梅田駅南改札より徒歩5分
Osaka Metro谷町線東梅田駅北改札より徒歩6分
阪急大阪梅田駅中央改札口より徒歩12分



株式会社国際協力銀行 企画部門 経営企画部 報道課

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL: 03-5218-3100

ウェブサイト <https://www.jbic.go.jp/> Facebook <https://www.facebook.com/JBIC.Japan>



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

●この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

